

町田市子どもマスタープラン25－34 (案)

2025年3月

町田市子ども・子育て会議

はじめに

目次

第1章 計画の概要	7
1 計画策定の背景と趣旨	8
2 計画策定の視点	9
3 計画の位置づけ	11
4 計画の対象	12
5 計画の期間	12
第2章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の体系	14
2 基本理念	16
3 基本方針・基本目標	18
4 成果指標	37
第3章 子どもを取り巻く環境	39
1 本市の子どもと家庭の状況	40
2 国・東京都の動向	46
3 2020～2024年度の振り返り・評価	48
第4章 施策の展開	51
ライフステージごとの主要な取組	52
基本方針1 子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている	55
基本目標1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している	55
基本目標2 自分らしさが尊重され、すべての子どもや若者が活躍している	63
基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている	69
基本方針2 子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている	76
基本目標1 安心して出産を迎え、子育てできる	76
基本目標2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる	87
基本目標3 ニーズに合った支援を受けることができる	92
基本方針3 子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている	96
基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている	96
基本目標2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている	102
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	111
1 子ども・子育て支援事業計画	112
2 教育・保育事業	112
3 地域子ども・子育て支援事業	120

第6章 計画の推進 | 33

1 計画の推進	34
2 計画の進行管理	35
3 推進体制	39
4 計画の進行状況の公表	39

参考資料 | 41

1 関連する法律、条例等	42
(1) こども基本法（令和四年法律第七十七号）	42
(2) 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ ^{ルール} 条例）	45
(3) 町田市子ども憲章	48
2 町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）【抜粋】 ..	49
3 学童保育クラブの方針	55
(1) 町田市学童保育クラブ基本方針25－29	55
(2) 町田市学童保育クラブ研修実施方針（第一次改訂版）	68
4 関連する市の計画	76
(1) 教育分野	77
(2) 福祉分野	77
(3) 健康分野	78
(4) その他の分野	78
5 策定経過	80
(1) 諮問・答申	81
(2) アンケート調査	82
(3) コドマチヒアリング	83
(4) 町田ちょこっとアンケート	86
(5) コドマチヒアリング等のフィードバック	86
(6) パブリックコメント	88
6 町田市子ども・子育て会議	89
(1) 町田市子ども・子育て会議条例	89
(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則	90
(3) 委員名簿	90
(4) 事務局	91
7 用語解説	92
8 索引	94

「*」表記について

文章の中で「*」印が付いている用語は、参考資料「7 用語解説」に詳しい説明を掲載しています。なお、「*」印は、最初に出てくる用語に付いています。

アンケート調査報告書のデータについて

第2章、第3章における「『町田市子どもマスタープラン25－34』策定のためのアンケート調査報告書」のデータは、回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位の四捨五入により、合計が100.0％にならない場合があります。

コラム



掲載ページ

1	まちだコドマチ条例 ^{ルール}	9
2	子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）	10
3	学習の場・体験の場がいっぱい！	57
4	「まちだコドマチ条例 ^{ルール} 」の普及・啓発	70
5	悩みや困りごとの相談支援	73
6	（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設	78
7	必要な情報が届くプッシュ型の情報発信	82
8	手続のオンライン化推進	86
9	ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組	90
10	地域におけるネットワーク	99
11	子どもたちが選べる居場所の充実	104
12	子どもや保護者が過ごしやすい環境整備と交流創出のまちづくり ...	105
13	新たな学校づくり（地域活用型学校）の推進	106
14	災害に強いまちづくり	108
15	心のバリアフリーの普及・啓発	110



：本計画から新たに掲載していて、「子どもにやさしいまち」に特に関連する項目



事業案内

掲載ページ

1	幼保小連携推進事業	66
2	就学相談・進学相談	66
3	親子が笑顔で、共に育っていくために	80
4	子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業 （子育て支援事業）	81
5	まちだ子育てサイト	83
6	休日・準夜急患こどもクリニックの運営	85
7	FC町田ゼルビア協働事業センサリールーム	97
8	レクリエーション・観光施設	103
9	子どもクラブ整備事業	103
10	赤ちゃんとおでかけ	109

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨



町田市（以下、「本市」という。）では、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を基本理念とした「新・町田市子どもマスタープラン（2015～2024年度）」を策定し、子ども施策を推進してきました。

一方で、0～29歳の子ども・若者の人口推移では、2024年度までは18～29歳の若者が微増していたものの、今後は全体的に減少傾向が見込まれるなど、本市の子どもや家庭を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

このような中で、国は「こども基本法*」を成立させ、2023年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設しました。同年12月には、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を一元化し、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。同法第10条では、国が定める「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを市町村に求めています。東京都においても、「チルドレンファースト」の社会の推進を掲げ、「こども未来アクション」を2023年1月に策定し、都独自の子ども施策を展開しています。

本市においては、2021年度にユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体となり、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマ^{ルール}チ条例）」の制定のほか、子どもの居場所づくり、子どもの参画*についての先駆的な取組を推進してきました。さらに、複雑化する子どもや子育て環境の変化に対応するため、不登校施策である「学びの多様化プロジェクト2024－2028」の策定や、児童虐待等の様々な課題に対応する施策として、子ども家庭センターを設置し、2025年度に設置される都立町田児童相談所との連携の強化を進めます。2030年度には（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の設置を予定し、総合的支援体制の一層の充実につなげます。また、子育て家庭の経済的支援としては18歳までの医療費助成の所得制限撤廃や、子どもの貧困に対応した施策等、様々な取組を推進しています。

このような背景を踏まえ、2024年度をもって「新・町田市子どもマスタープラン」の計画期間が終了することから、新たに「町田市子どもマスタープラン25－34」を策定します。

2 計画策定の視点



本計画は次の3つの視点で策定し、「子どもにやさしいまち」を推進していきます。

● 子ども視点のまちづくりの更なる推進

本市は今までも、子どもの参画を通して子どもの声を聴き、子ども視点のまちづくりに重点を置いて取り組んできました。「子どもにやさしいまち」の実現を目指す、「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」はその代表的な取組です。本計画においても、今までの取組を継承し、子どもが安心して健やかに成長し、主体的に行動できる環境を整備していきます。また、子どもの成長には保護者や地域の協力が欠かせません。子どもへの支援だけではなく、子育て支援や地域との連携を通し、子ども視点のまちづくりを更に推進していきます。

● 「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」との一体的な運用

前計画とC F C Iは、どちらも「子どもにやさしいまち」を目指しながら、それぞれで運用を行ってきました。

本計画では、理念を同じくするC F C Iと一体的に運用を行うことで、より効果的に「子どもにやさしいまち」の実現を推進していきます。

● 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」の推進

本計画は子どもを主役として、子どもが健やかに育ち、幸せに暮らしていくために、地域を含めて市全体で支えていくことを目指す計画です。これは、「まちだコドマチ^{ルール}条例」が理念として掲げる「子どもにやさしいまち」と一致します。

社会全体で「子どもにやさしいまち」の実現を目指すことで、「まちだコドマチ^{ルール}条例」を推進していきます。

コラム1



まちだコドマチ^{ルール}条例



本市では、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」を2024年5月5日に施行しました。

本条例では「子どもの権利」を子どもにも大人にもわかるように示し、その権利を守るための「大人の責務」を明確にしています。

本条例をきっかけとして、みんながそれぞれの立場で何ができるかを考え、「子どもにやさしいまち」の実現に向けた具体的な行動につながるよう推進していきます。



まちだコドマチ^{ルール}条例
(まちだ子育てサイト)

コラム2 子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）

● 世界における取組状況

Child Friendly Cities Initiative=子どもにやさしいまちづくり事業

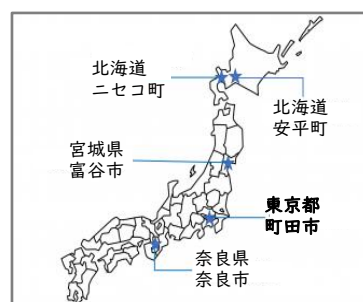
ユニセフが主唱する取組で、子どもと最も身近な行政単位である市町村等で「児童の権利に関する条約*（子どもの権利条約）」を具現化することで「みんなが幸せになれるまち」をつくる活動です。世界共通の評価基準を参考に、自分たちの自治体に合わせたチェックリストを作成・活用し、「子どもにやさしいまち」をつくるための活動を行っています。

● 取組に参加した経緯

ヨーロッパを中心に展開されてきたC F C Iを日本でも展開するため、日本ユニセフ協会が国内の自治体に呼びかけを行い、子どもの参画や居場所づくりなど、子どもを中心としたまちづくりに力を入れていた本市に声がかかったことで、日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデルの検討メンバーに加わるようになりました。

2018年度には「ユニセフ日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデル」の導入に向けた検証作業に、本市が参加することとなりました。

その後、2021年度から本市のほか、4自治体と共に「ユニセフ日本型C F C I（子どもにやさしいまちづくり事業）」を実践しています。



▲日本におけるC F C I
実践自治体
（2024年8月時点）

● 町田市における取組状況

本市では、C F C Iの一環として「子どもの参画の推進」や「子どもの居場所づくり」等、「子どもにやさしいまち」の実現に関わる環境整備や体制・仕組みの構築などに取り組んでいます。※1

また、若者の“やりたいこと”を実現できるように本市が後押しする「まちだ若者大作戦」や「子どもクラブ*の新設」等の様々な施策を展開してきました。

これらの事業が評価され、2023年度にはユニセフニューヨーク本部、2024年度には国や香港ユニセフ協会等、多くの関係機関が視察に訪れました。

今後も、より一層子ども視点の施策展開に取り組んでいきます。



▲岸田元総理大臣が子どもセンターまあちを視察



▲香港ユニセフ協会が子どもセンターただON等を視察

※1 P133～ 第6章「計画の推進」参照。

3 計画の位置づけ



本計画は、本市における子ども施策の基本計画及び、その行動計画として策定し、子ども分野の計画を網羅した総合計画に位置づけています。

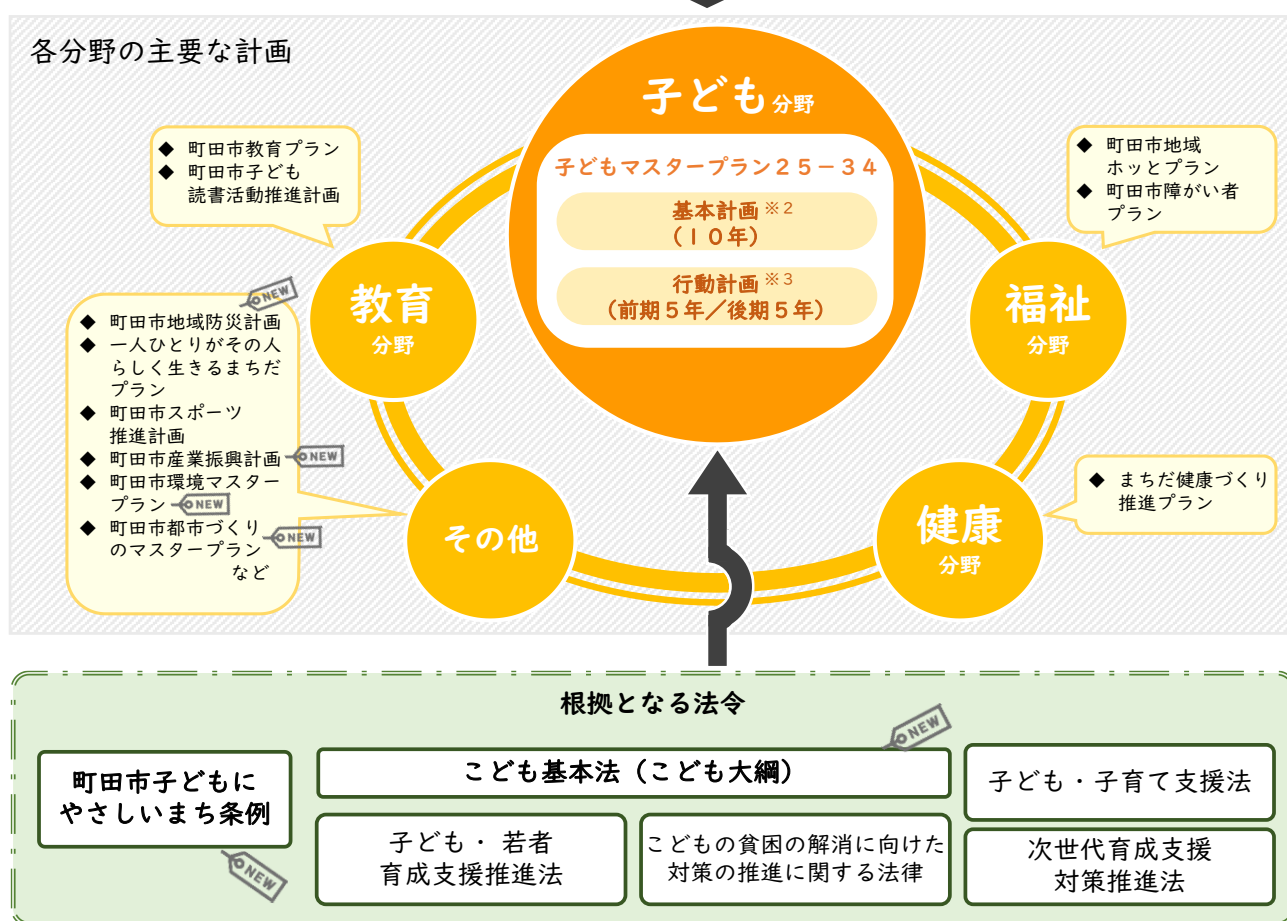
上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」のもと、各分野の関連計画と連携・整合を図っていきます。

本計画と一体のものとして含まれている計画は下記のとおりです。

- 「こども基本法」に基づく「こども大綱」を勘案した「町田市こども計画」
 - 「次世代育成支援対策推進法*」に基づく「町田市次世代育成支援対策行動計画」
 - 「子ども・子育て支援法*」に基づく「町田市子ども・子育て支援事業計画*」
 - 「児童福祉法」に基づく「町田市子ども発達支援計画」
- （「町田市子ども発達支援計画行動計画」は3年ごとに別で策定）

■関連図

【上位計画】まちだ未来づくりビジョン2040



※2 「町田市子ども発達支援計画」を含む。

※3 「町田市こども計画」「町田市次世代育成支援対策行動計画」「町田市子ども・子育て支援事業計画」を含む。

こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を一つにまとめ、幅広い子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱です。少子化の背景にある経済的な課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決等の施策を推進するため、6つの基本的な方針を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

【こども施策に関する基本的な方針】

- ①こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る
- ②こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める
- ③ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する
- ④成育環境を整え全てのこどもが幸せに成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組む
- ⑥関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4 計画の対象



本計画の対象は、主役である子どもと若者、保護者や家庭^{※4}、地域です。地域には、そこに暮らす個人や団体、事業を営む者も含まれます。

子どもについては、18歳未満の者を指しますが、成長や発達は様々であるため、18歳以上の者も対象となることがあります。

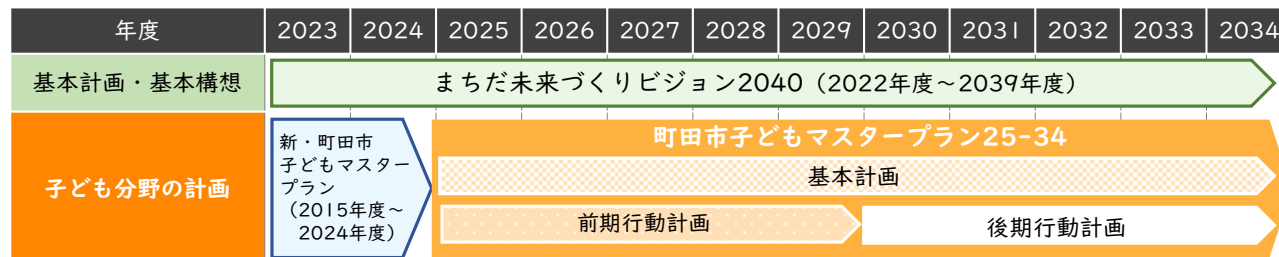
また、若者は、概ね30歳未満の者を指します。

5 計画の期間



理念や方針、目標を示す「基本計画」（10年）と、施策の方向性や取組を示す「行動計画」（5年）とします。

行動計画は、2025～2029年度を前期行動計画として、計画の見直しを行い、2030～2034年度を計画期間とした後期行動計画を策定する予定です。



※4 児童養護施設*等を含む。

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の体系



基本計画 (2025～2034年度)

【基本理念】
＝【目指す姿】

子どもに やさしいまち の実現



★子どもが「やりたい！」を
見つけ、挑戦できるまち

★みんなが笑顔で安心して、
子どもと一緒に過ごせるまち

【基本方針】

1 子どもが自分らしく成長し、
一人ひとりの魅力を
輝かせている

2 子どもが家庭の中で
笑顔に包まれ、
豊かに育っている

3 子どもが地域を身近に感じ、
地域に愛着を持っている

前期行動計画
(2025～2029年度)

【基本目標】

【基本施策】

1 子どもが、人との関わりや
様々な経験を通して
成長している

- (1) 豊かな学びの推進 P 5 5
- (2) 教育・保育の質の向上 P 5 8
- (3) 心身の健やかな成長のための支援 P 6 1

2 自分らしさが尊重され、
すべての子どもや若者が
活躍している

- (1) 子どもの意見表明・参画する機会の確保 P 6 3
- (2) 子どもの成長に応じた支援 P 6 5
- (3) 子どもや若者の社会的自立に向けた支援 P 6 7

3 「子どもの権利」が
大人にも子どもにも認知され、
定着し、守られている

- (1) 「子どもの権利」の普及・啓発 P 6 9
- (2) 子ども・若者の悩みに対する支援 P 7 1
- (3) 子どもの権利侵害の防止と適切な支援 P 7 4

1 安心して出産を迎え、
子育てできる

- (1) 妊娠期からの子育て支援 P 7 6
- (2) 子育ての相談・支援 P 7 9

2 仕事をしている保護者が、
子育てに喜びを感じることが
できる

- (1) 保育サービスの充実 P 8 7
- (2) 男女共同の子育ての推進 P 8 9

3 ニーズに合った支援を
受けることができる

- (1) 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援 P 9 2
- (2) ひとり親家庭・貧困家庭への支援 P 9 4

1 子どもを見守る大人が増え、
子どもが大切にされている

- (1) 地域住民・事業者との連携 P 9 6
- (2) 地域人材の発掘と育成 P 1 0 0

2 子どもがのびやかに
過ごせる環境が整っている

- (1) 体験活動の場や居場所の充実 P 1 0 2
- (2) 子どもの安全・安心の確保 P 1 0 7

2 基本理念



子どもにやさしいまちの実現



子どもは将来を担う大切な存在であり、その健やかな成長は子ども自身にも、社会にも欠かせません。子どもが健全に育つためには、安全・安心で快適な環境、豊かな学びや遊びの機会、周囲の人との関わりを確保することが重要です。そのためには、本市はもちろんのこと、地域や事業者など、子どもを取り巻く全体で子どもの「子育て*」や家庭の「子育て」を支え、子どもが自分らしく育つ環境をつくる必要があります。

また、「子どもにやさしいまち」は、公園や遊び場、学校、地域の施設、道路などが、子どもにとって安全・安心で過ごしやすい、地域住民や事業者が多様性を尊重し、お互いに支えあっているまちです。これは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰一人取り残さない社会につながります。

このような考えのもと、共生社会の形成にもつながる、「子どもにやさしいまちの実現」を基本理念として掲げます。

そして、「子どもにやさしいまち」がどのようなまちなのか、どのようなまちだと「子どもにやさしいまち」だと思うのか、子どもを中心に、若者や大人にもヒアリングを行い、その結果を基に、まちの姿（目指す姿）を設定しました。

目指す姿

★ 子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

★ みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

子どもの「やりたい！」は様々な体験や学び、周囲の人との関わりの中から生まれます。そして、「やりたい！」への挑戦は、自己肯定感、自立心、探求心、社会性、創造性などの様々な能力の向上につながり、子どもの成長のためには欠かせません。

子どもを取り巻く大人は、子どもが「やりたいこと」を見つけ、挑戦できるように、また、例えうまくいかなくとも、何度でもやり直すことができるように、子どもを支援していく必要があります。

このようなまちは、下記のようなまちであると考えられます。

- 子どもが、遊びや学びなどの様々な経験を重ね、自分らしく成長できているまち
- 子どもが自分の気持ちや「やりたいこと」を自由に言うことができ、あらゆる場面で意見が尊重されているまち
- 子どもが「やりたいこと」を見つけ、何度でも挑戦することができているまち
- 子どもを取り巻く大人が、子どもの「やりたいこと」に向けて、子どもに寄り添い、支えているまち

みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが笑顔でいるためには、子どもだけではなく、子どもを取り巻く大人も笑顔でいることが必要です。そして、みんなが笑顔でいるためには、安全・安心な生活環境や居場所があることが重要です。

このようなまちは、以下のようなまちであると考えられます。

- 地域の中で、子どもが安心して過ごせる居場所があるまち
- 子どもも保護者も孤立することなく、誰かとつながり、話したり頼ったりすることができているまち
- 家庭の状況や子どもの成長に応じた支援を受けることができ、安心して生活することができているまち
- 保護者も地域の人も笑顔で子どもと接することができ、子どもの声があふれているまち

3 基本方針・基本目標



基本方針

1

子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている

成果指標

子どもが意見表明などを通して市政に参画している
と思う市民の割合

子どもはみんな、その子どもだけの、かけがえのない魅力を持っています。その魅力は、子どもが好奇心を持って新しいことに挑戦したり、興味・関心があることに夢中になったり、友達と遊んだり、自分の考えを表現したりするなど、主体的に行動し、個性豊かに成長することで、輝きを増していきます。これは、子どもにとって、将来希望する選択肢や可能性が広がることにもつながります。

子どもの主体性を大事にするために、子どもの声をよく聴き、子どもの意見を尊重することが重要です。

基本目標

1

子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

- 子どもは経験を通して成長します。学び、スポーツ、芸術、食事、遊び、人との関わりなど、すべてが子どもの成長につながっていきます。
- 様々な経験の中から、子どもが自分のやりたいことを見つけ、個性豊かに健やかに成長していけるように、体験の機会を充実させます。

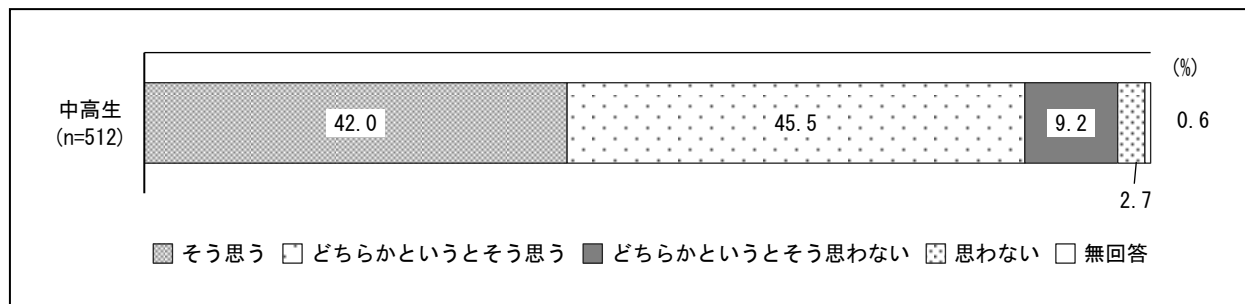
現状と課題

- 不登校児童生徒数や特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加傾向にあり、子どもの状況や発達に応じた学びの提供が求められています。また、学校教育だけではなく、様々な体験を通した学びも子どもの成長には欠かせません。子どもの成長や、そのきっかけにつながるように、学びの機会を充実させる必要があります。
- 学校や保育所などの施設に子どもが安心して通うためには、子どもの安全管理や、一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供することが重要です。教育・保育については、「量」の充実だけでなく、「質」の向上にも取り組んでいく必要があります。
- 発育過程にある子どもにとって、適度な運動は体力づくり、身体づくりにつながる要素の一つです。また、チームで行うことが多いスポーツは、仲間との協力を通して社会性の向上にもつながります。スポーツの機会の充実などを通し、運動へのきっかけづくりを行う必要があります。
- 子どもが健康に育つために、「食」は大切です。成長に必要な栄養や、食べ物の大切さ、食べることの楽しみを知ること、で、「食べる力」が育ちます。食育*を推進することで、子どもが「食」に関する正しい知識を身につけ、より良い食生活を身につけることが重要です。



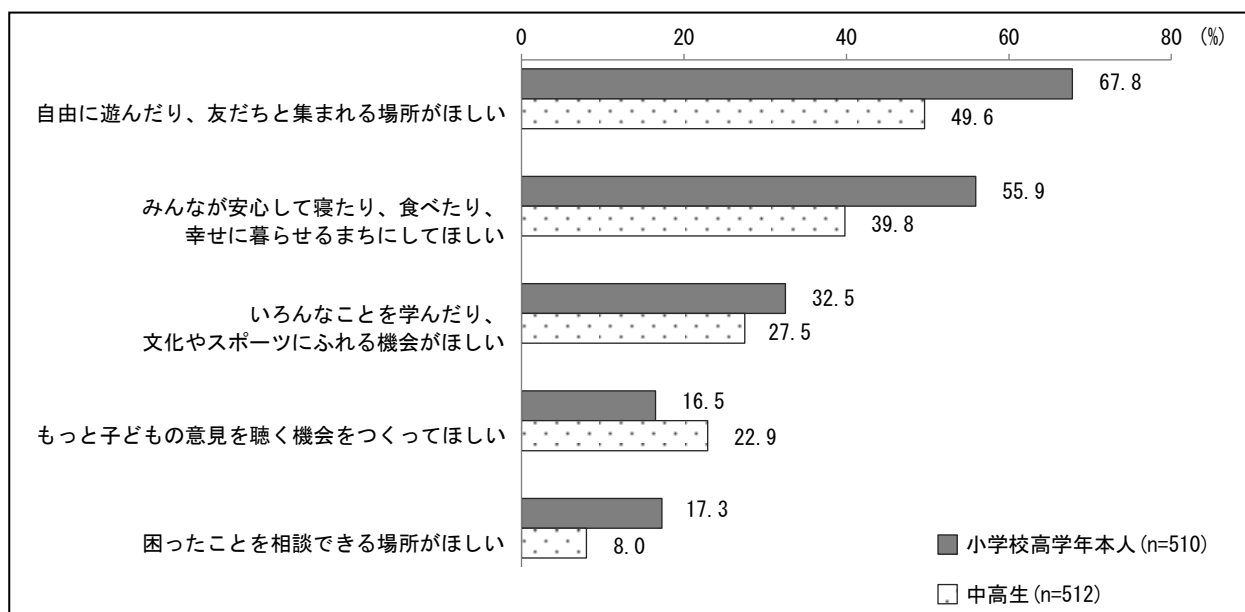
関連データ

■「がんばれば、今できないことでも、できるようになる」と思う子どもの割合（中高生）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■まちづくりについて大人に伝えたいこと（小学校高学年本人、中高生：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市スポーツ推進計画19-28
- 第3次町田市環境マスタープラン

基本目標

2

自分らしさが尊重され、
すべての子どもや若者が活躍している

- 活躍とは社会の中で自分の持っている力を発揮することであり、それぞれの個性や成長に合った活躍があります。
- 子どもも若者も社会の一員として社会の中で活躍することは、自身の成長にとっても、社会にとっても欠かせません。

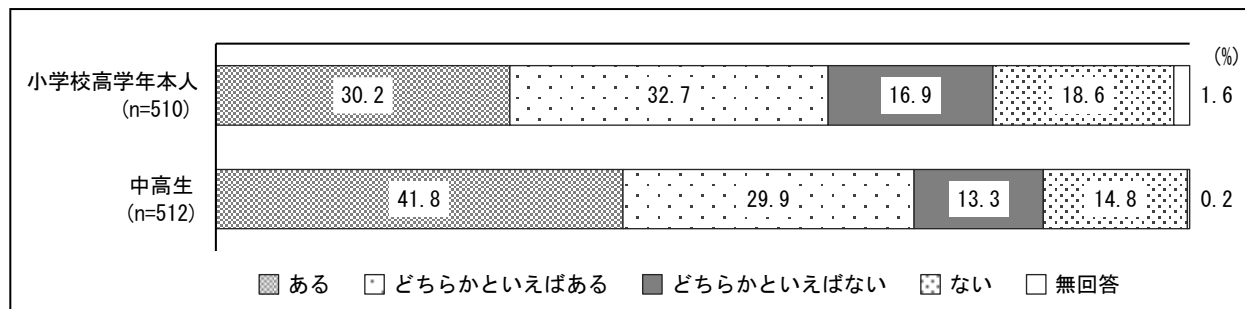
現状と課題

- 本市では、子ども自らがつくった「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、「若者が市長と語る会」、高校生が評価人として参加する「市民参加型事業評価」など、他自治体に先駆けて取組を行ってきました。引き続き、子どもの参画の機会を拡充し、子ども視点のまちづくりを更に推進していく必要があります。
- 子ども発達センター*の利用者数は、コロナ禍の影響で一時大きく下がりましたが、その後は増加傾向にあります。子どもが共に成長し、自分に合った形で社会の中で活躍できるように、それぞれの成長や個性、特性に応じた支援を行う必要があります。
- これからの社会の担い手となる子どもや若者が、将来的に自立した生活を送るために、社会に出る前の準備が必要です。自分が何をやりたいのか、自分に合った社会的自立はどのような形なのか、そのためにどのような準備をする必要があるのか、チャレンジ精神や探求心を育てながら、社会的自立に向けた支援をしていく必要があります。



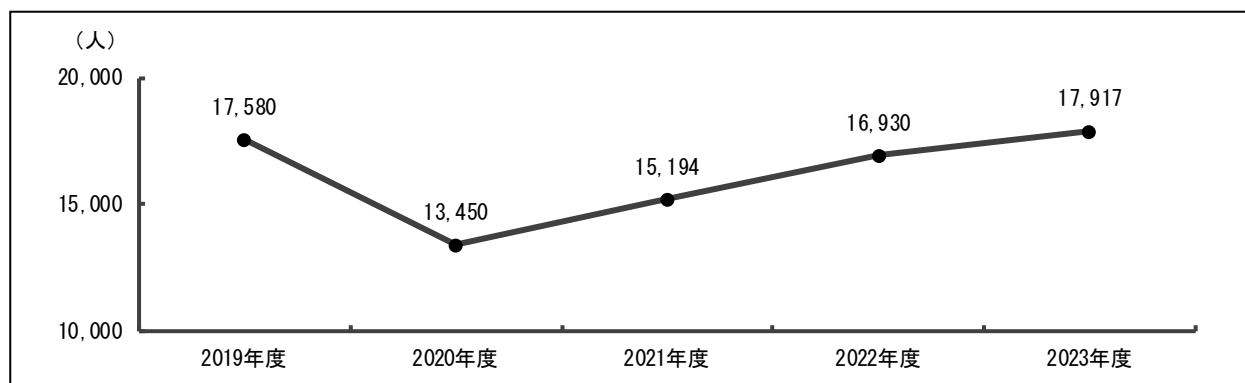
関連データ

■子どもが意見を言ったり、決めたりする機会の有無（小学校高学年本人、中高生）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■子ども発達センターの利用者数



関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- 町田市産業振興計画19-28
- 町田市子ども憲章



基本目標

3

「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、 定着し、守られている

- 「子どもの権利」はすべての子どもが生まれながらにして持っている人権であり、これが根付き、自然と守られていることは「子どもにやさしいまち」に必要なことです。
- 「子どもの権利」は当事者である子どもはもちろんのこと、それを守っていく立場である大人も認知し、理解して実践することで初めて保障されます。

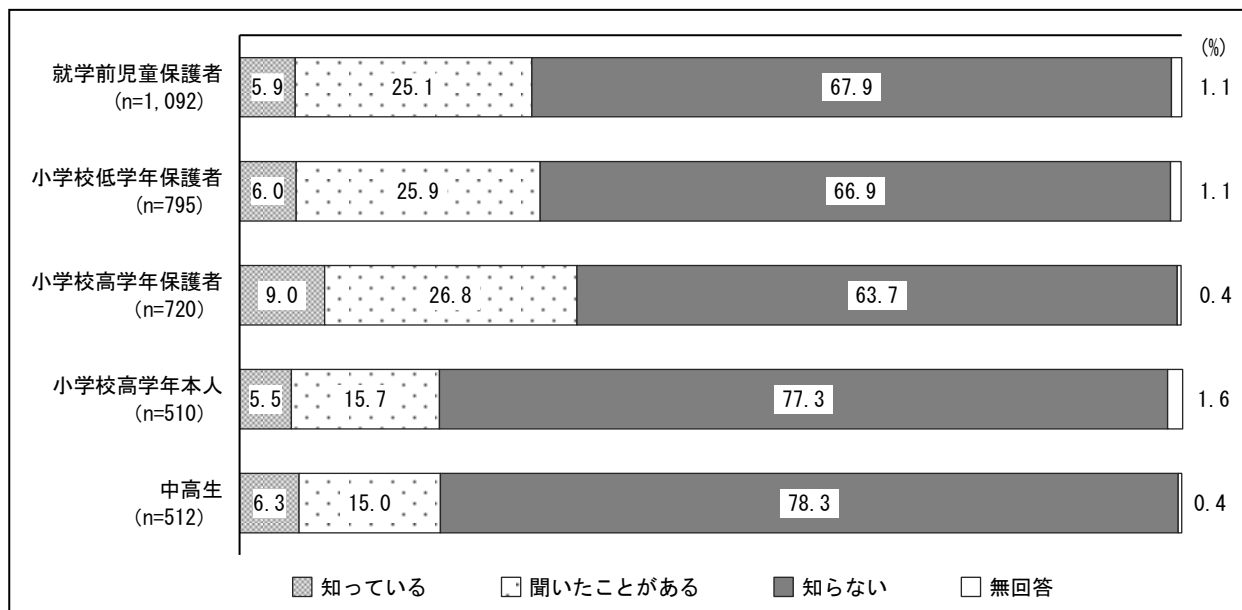
現状と課題

- 中学生・高校生アンケート調査によると「子どもの権利」と「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマ^ルチ^ル条例）」を『知っている』又は『聞いたことがある』と答えた人の割合は、それぞれ51.3%と21.3%で認知度は低い状況です。2024年に施行した「まちだコードマ^ルチ^ル条例」の周知を通じて、「子どもの権利」の認知を広めていく必要があります。
- 「まちだコードマ^ルチ^ル条例」で定める「子どもの権利」の一つに、「育つ権利」があります。「育つ権利」では、子どもが、成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられることが保障されています。アンケート調査によると、気軽に話せる相談相手は『母親』『友だち、先輩』が多いですが、身近な人には話しづらい悩みもあります。悩みを持った子どもや若者が相談しやすいように、相談者に寄り添った支援をしていく必要があります。
- 児童虐待相談件数は年々増加しており、子どもの権利侵害に対する対応は一層重要性を増しています。子どもがSOSを出せるように子どもの権利侵害についての知識を伝えるとともに、相談先を充実させる必要があります。また、関係機関と連携し、権利侵害の防止を図るとともに、発生した際には迅速にかつ適切に支援することが必要です。



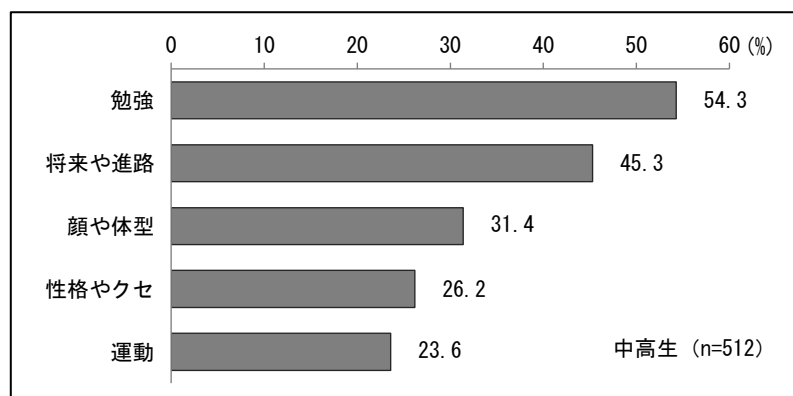
関連データ

■「まちだコドマチ条例」の認知度



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■悩みや心配なこと（中高生：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）
- 町田市教育プラン24-28
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン

基本方針

2

子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている

成果指標

認可保育所等待機児童数

家庭は、子どもが健やかに育つために最も重要な生活の場です。家庭において、保護者の気持ちにゆとりがあると、子育てに喜びを感じ、子どもと笑顔で接することができます。その喜びや笑顔が子どもに伝わり、子どもは心身共に健やかかつ豊かに育っていきます。

家庭の状況は、共働き世帯の増加や社会経済状況の変化などによって多様化しています。保護者が安心して子どもと過ごすことができ、家庭に笑顔があふれるようなまちであることが重要です。

基本目標

1

安心して出産を迎え、子育てできる

- 出産から子育てまで、日々の変化に不安や負担も多い中、誰もが安心して出産を迎え、子育てができるように、不安や悩みを気軽に相談できる体制を充実させ、切れ目なく支援をすることが重要です。
- 子育て家庭に必要な情報が行き届くように、わかりやすい情報発信に加えて、それぞれの家庭の状況に応じた情報を提供していきます。

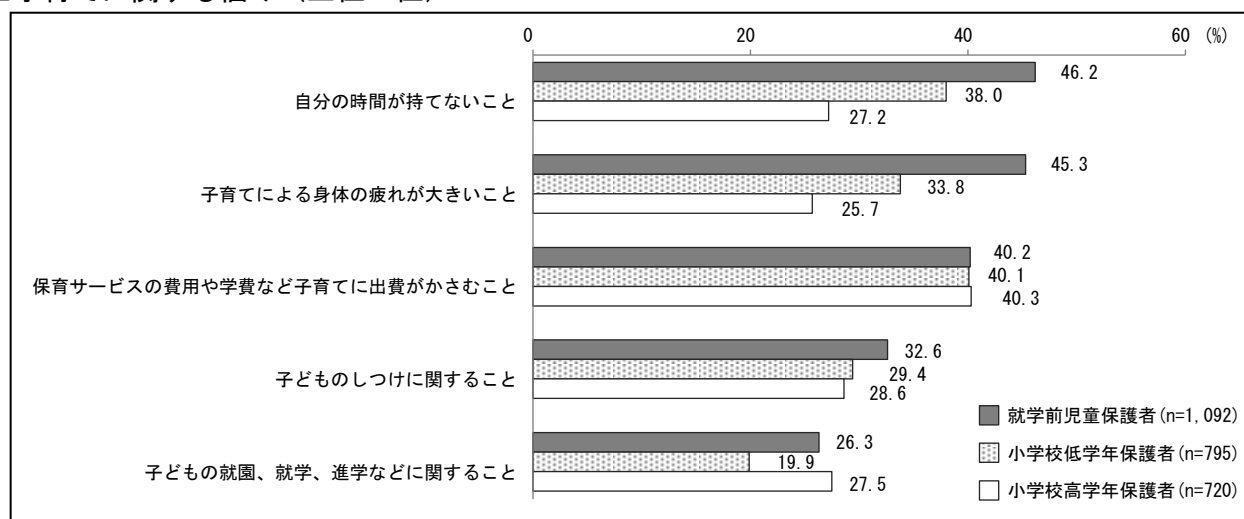
現状と課題

- 0～14歳の転入超過数は全国でも連続で上位に位置しており、多くの子育て家庭に選ばれるまちになっています。引き続き子育て家庭が子育てしやすいまちづくりを推進していく必要があります。
- 核家族化の進行などにより、身近に相談できる人がいないなど、妊娠、出産、育児に不安を抱える保護者が増加しています。
- すべての妊産婦、子育て家庭、子どもが安心して生活できるように、母子保健と児童福祉が連携・協働して、一体的に相談支援を行う「町田市子ども家庭センター」を2024年4月に設置しました。
- 子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けられる「(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」が2030年度に開設する予定です。
- アンケート調査によると、子育てに関して日常悩んでいることの上位に『自分の時間が持てないこと』『子育てによる身体の疲れが大きいこと』が挙がっています。家事や育児で休まる暇のない子育て家庭へのレスパイト*支援を提供する必要があります。



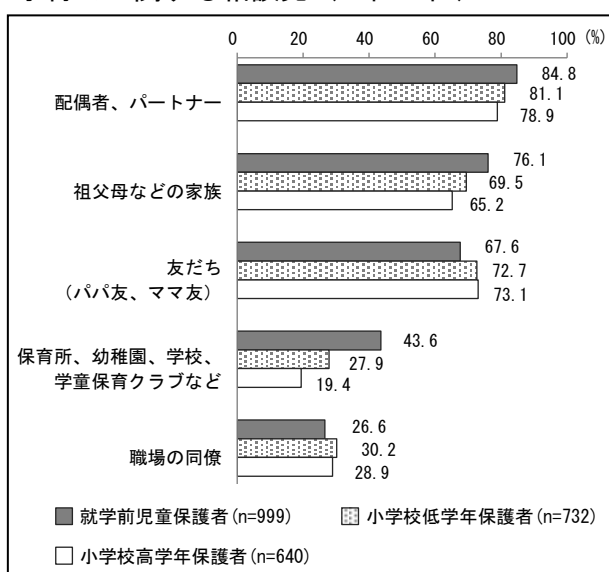
関連データ

■子育てに関する悩み（上位5位）

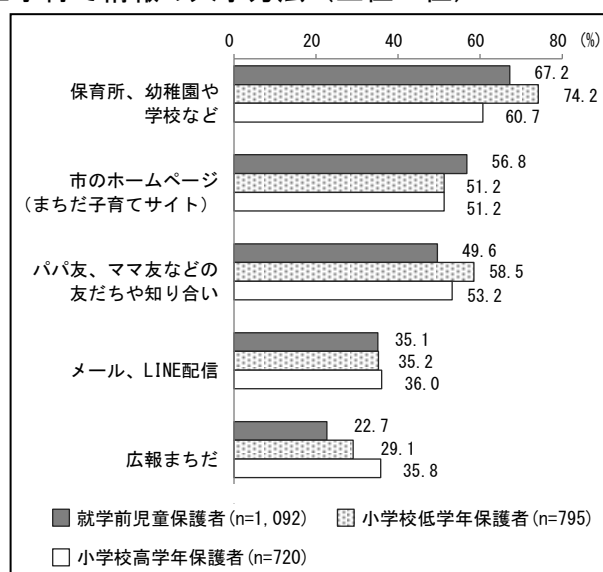


資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■子育てに関する相談先（上位5位）



■子育て情報の入手方法（上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン

基本目標

2

仕事をしている保護者が、 子育てに喜びを感じることができる

- 保護者が安心して仕事をするためには、保育ニーズを適切に把握し、保育需要に応じた施設の整備を行うことで、保育が必要な家庭を支援する必要があります。
- 共働き世帯が増加する中、安心して子どもを預けることができ、利用しやすい保育環境の整備が求められています。
- 子育てと仕事の両立にはパートナーと協力し合うことも重要です。家庭の中で、働き方や家庭内の分担を話し合い、補い合うことができるように、お互いが子育てに対する知識と理解を持つことが必要です。

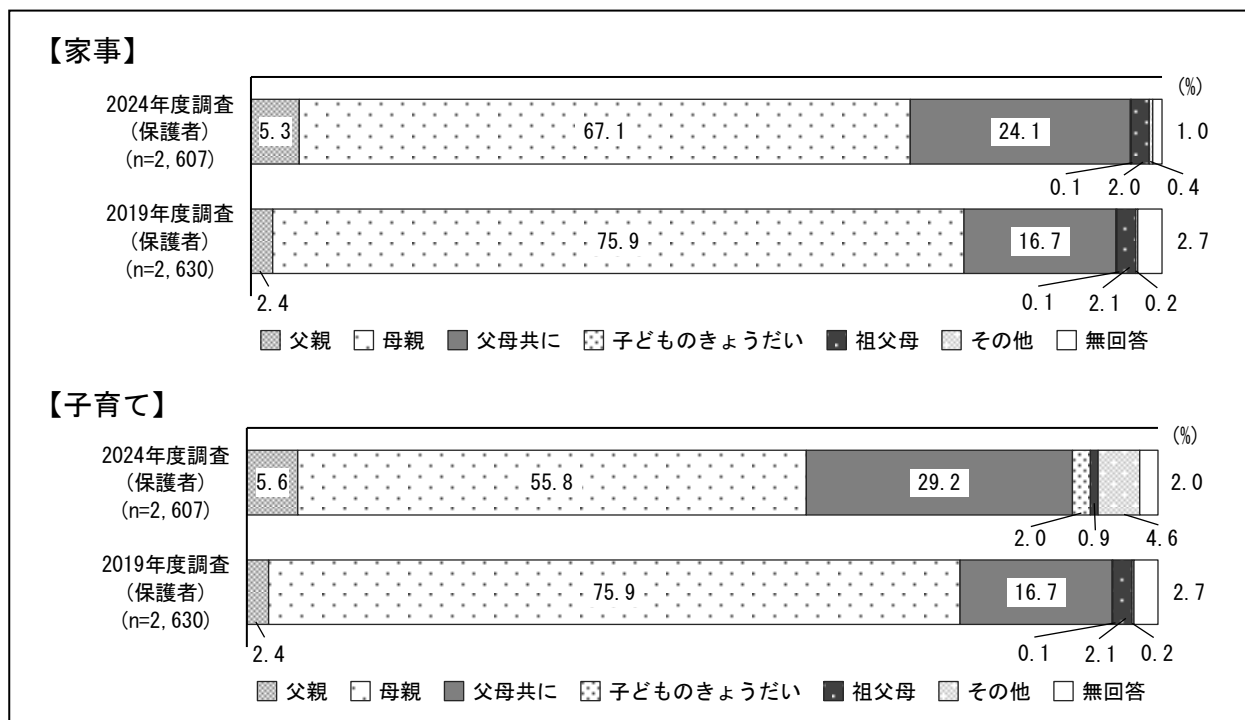
現状と課題

- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加しており、保育ニーズも高まっています。
- 保育所等の待機児童数は、2024年に28人となり、2017年の約8分の1に減少しています。引き続き待機児童解消に向けた保育環境の整備が求められています。
- 働き方が多様化している中、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。
- 父親の家事や子育ての参加割合も増加傾向にありますが、依然として母親の割合が高い状況です。家庭内で協力して子育てできるよう、理解や学びの場を確保する必要があります。
- 子育て中の人が子育てと仕事を両立するためには、事業者が子育て中の従業員への理解を深め、働きやすい職場環境を整えることが重要です。



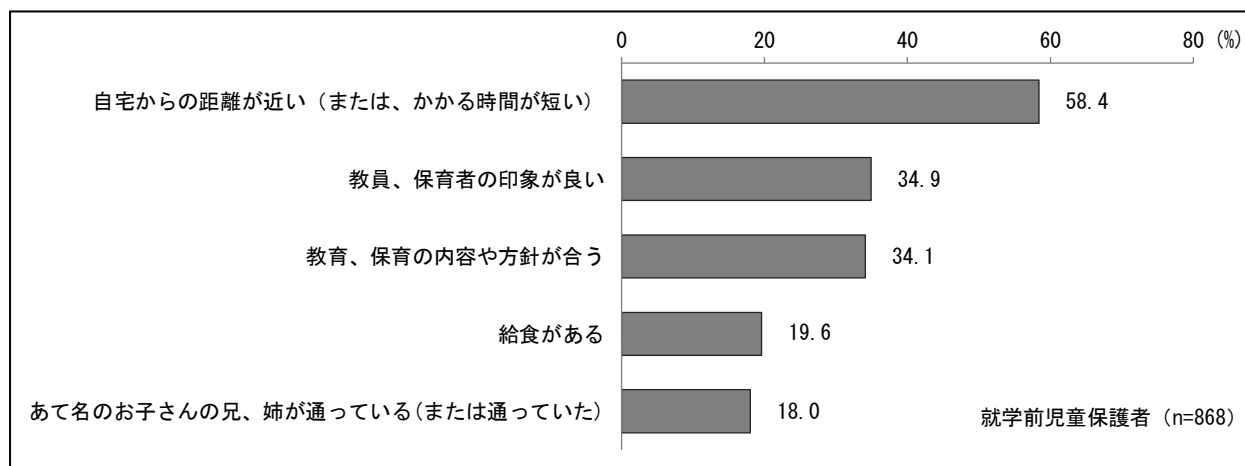
関連データ

■家事や子育てを主に行っている人



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■保育所、幼稚園等を利用する決め手となった理由（就学前児童保護者：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- こども未来戦略
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン
- 町田市産業振興計画19-28

基本目標

3

ニーズに合った支援を受けることができる

- 家庭を取り巻く状況は複雑化しており、求められる支援も家庭で異なります。家庭の状況に合わせた支援を充実させ、家庭が抱える不安や負担の軽減を図ることが重要です。
- 困りごとを抱えている家庭に対して、必要な支援に結びつけるアウトリーチ型支援を行い、社会的孤立を防ぐことも重要です。
- 家庭が抱える悩みは多岐にわたり、一つの支援機関だけでは解決に至らないこともあるため、複数の組織が連携して支援を行います。

現状と課題

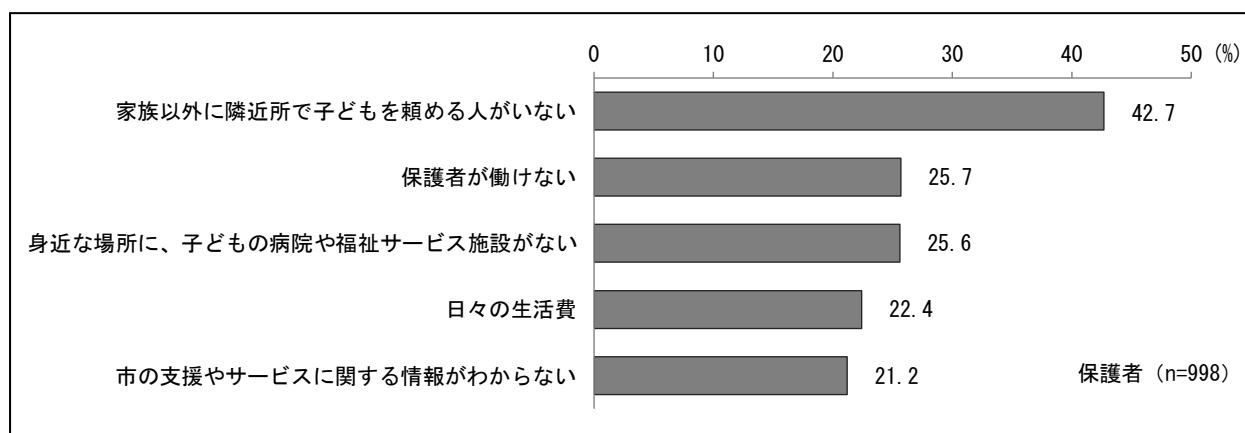
- 全国における医療的ケア児*数は増加傾向にあり、働く保護者の保育需要も増加しています。本市では、「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、公立保育園だけではなく、民間の保育施設の一部でも医療的ケア児の受入れ体制を整備しています。今後も引き続き、整備を進めていく必要があります。
- 子どもの発達に支援が必要な家庭の保護者が、子どもの特性の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場が求められています。
- 家事や育児をひとりで行わなければならない、ひとり親家庭にとって、子どもと一緒に過ごす時間は貴重です。親子のコミュニケーションの時間を確保できる支援が求められています。
- アンケート調査によると、子育てに関して日常悩んでいること上位に『保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと』『経済的にゆとりがないこと』が挙がっています。生活に困窮している家庭の子どもが、置かれている状況によって現在のやりたいことや将来の夢を諦めることがないように、学習支援や経済面での支援を行う必要があります。



関連データ

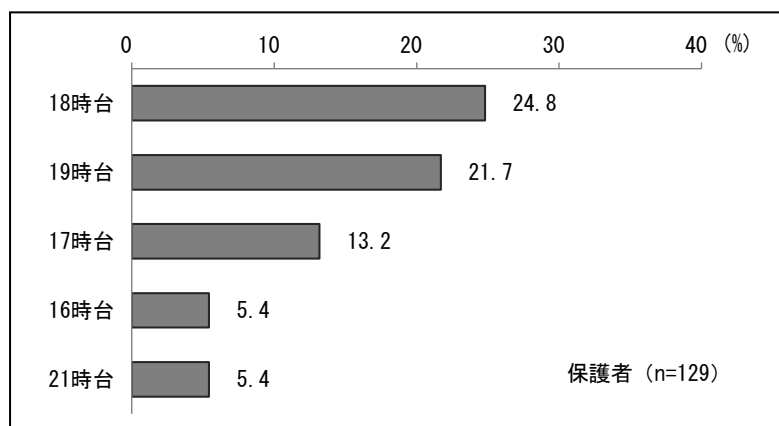
■子育てをしている中で困っていること

(障害者手帳所持・受給者証所持児童、子ども発達センター利用児童の保護者：上位５位)



資料：町田市子ども発達支援計画行動計画２０２４～２０２６

■ひとり親世帯の保護者の帰宅時間（上位５位）



資料：「町田市子どもマスタープラン２５－３４」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童福祉法
- 発達障害者支援法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン２１－２６
- まちだ健康づくり推進プラン２４－３１
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン
- 町田市都市づくりのマスタープラン

基本方針

3

子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている

成果指標

子どもがいきいきと育つ地域環境が
整っていると思う市民の割合

地域は、子どもや子育て家庭が生活を営み、充実した日々を過ごすための重要な場所であり、そこに住む人々も含んだ、子どもの成長には欠かせないコミュニティです。

地域住民や地域団体、事業者、市役所が、それぞれの立場で協力し合いながら、子どもや子育て家庭に対して理解を深め、関わりを持つことで、子どもと地域につながりが生まれ、子どもは地域を身近に感じ、愛着を持つようになります。

子どもが「これからも住み続けたい」と思うまちになるように、地域全体で取り組んでいくことが重要です。

基本目標

1

子どもを見守る大人が増え、
子どもが大切にされている

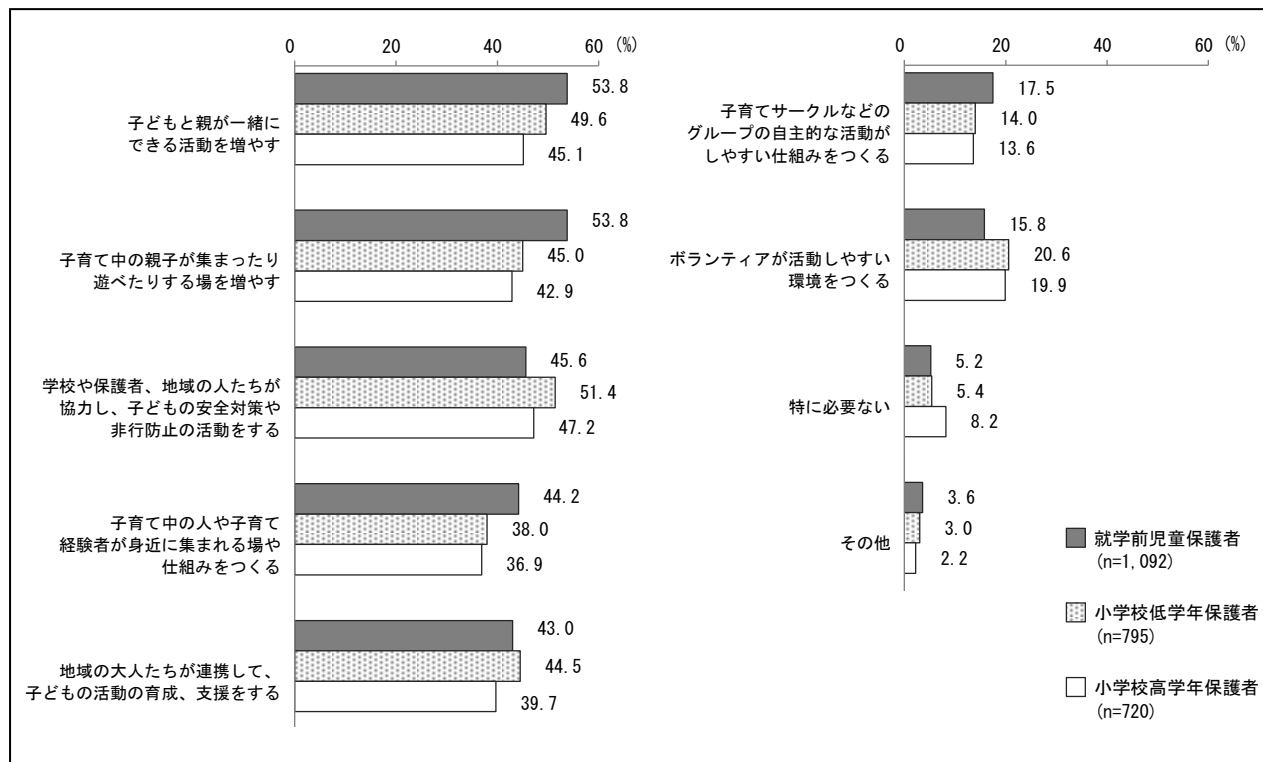
- 子どもが生活する上で、地域による見守りは重要です。子どもの安全はもとより、地域住民と交流することでコミュニケーション能力や社会性を身につけることにもつながり、子どもの健全な成長には欠かせません。子どもの成長を地域で支えていくために、地域で子どもの見守りの輪が広がっていくまちを目指します。
- 地域で子どもを支えるには、それを担う人材の確保が重要です。地域の貴重な人材が持っている力を十分に発揮できるような仕組みづくりや、人材育成が求められています。

現状と課題

- コロナ禍における地域活動の自粛や、オンライン化に伴う地域を超えたコミュニティの普及等を契機として、地域コミュニティが希薄化しています。子どもや子育て家庭が地域の中で安心して笑顔でいられるように、住民や地域団体、事業者などが協力して、地域を活性化していく必要があります。
- 民生委員数の充足率の低下や、町田ボランティアセンターの登録人数の減少など、地域の担い手は減少しています。子どもや子育て家庭を地域全体で支えていくために、地域の担い手を確保していく必要があります。

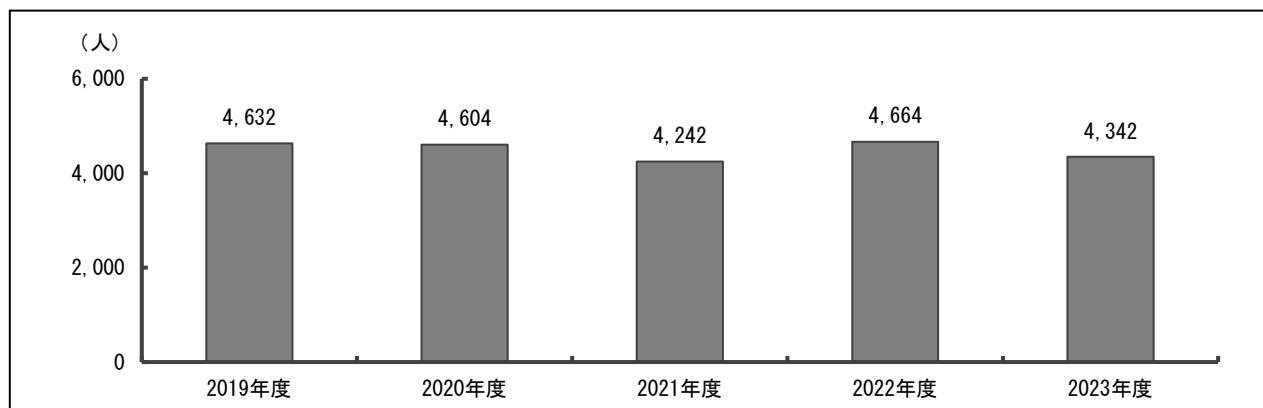
関連データ

■安心して子育てするために、地域の人と取り組む必要があると思うこと



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■町田ボランティアセンター登録団体の登録人数



資料：町田市統計書

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市スポーツ推進計画19-28

基本目標

2

子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

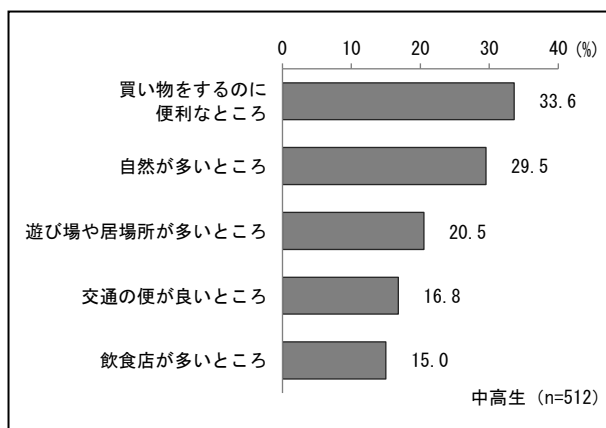
- 子どもがのびやかに過ごすには、安全・安心な環境で、子どもが自由に楽しむことが必要です。自由に遊べる公園や冒険遊び場、読書を通じて学べる図書館、室内で楽しめる子どもセンター*などのように、子どもが過ごしたいと思える場所が見つかるように環境を整備することが重要です。
- 子どもが、自分の居場所を見つけることができ、安全・安心に過ごせるまちを目指します。

現状と課題

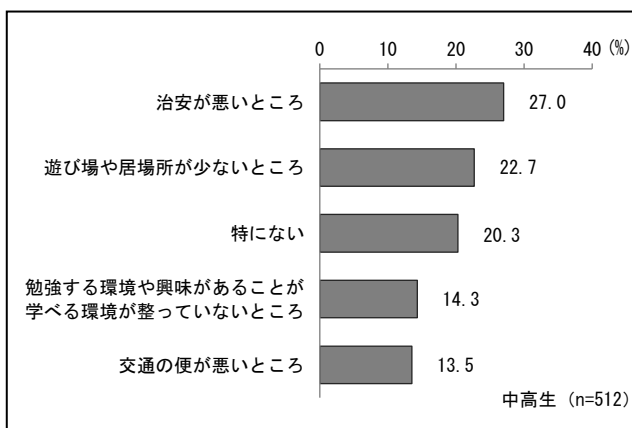
- アンケート調査によると、町田市に住んでいて「良いな」と思うところ、「もっと良くなってほしいな」と思うところのいずれも、居場所についての回答が上位となっていました。子どもセンターや冒険遊び場など、地域における子どもの居場所を、安定的かつ継続的に運営していく必要があります。
- アンケート調査によると、「安心して子育てをするために、地域の人とどのような取組をする必要があると思うか」について、『学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全対策や非行防止の活動をする』の回答が上位となっており、地域に安全・安心を求めていることが伺えます。すべての子どもや子育て家庭が安全な環境で安心して過ごせるように、子どもの視点を取り入れたまちづくりに努める必要があります。

関連データ

■町田市の良いところ (中高生：上位5位)

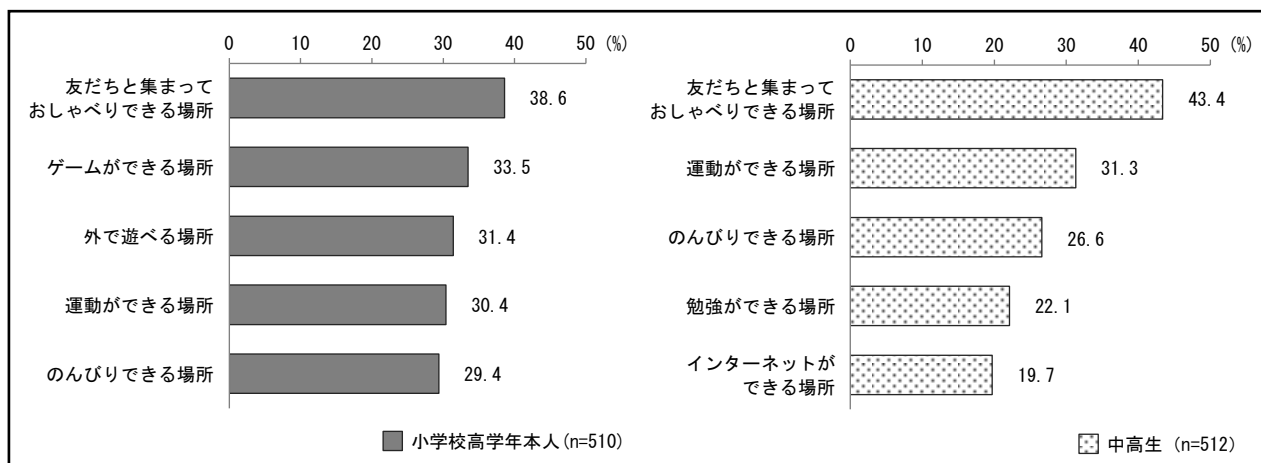


■町田市のもっと良くなってほしいところ (中高生：上位5位)



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■放課後（夕方）や休日に過ごす場所であったら良いと思う場所 (小学校高学年本人、中高生：上位5位)



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 放課後児童対策パッケージ
- 町田市教育プラン24-28
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- 町田市地域防災計画
- 町田市スポーツ推進計画19-28
- 第3次町田市環境マスタープラン
- 町田市都市づくりのマスタープラン

4 成果指標



(1) アウトカム指標

基本方針ごとにアウトカム指標を設定し、基本計画の進行状況を評価します。

基本方針	指標項目	実績※5	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
1	子どもが意見表明などを通して市政に参画していると思う市民※6の割合(%)	15.4 (2023年度)	16.5	23.4
2	認可保育所待機児童数(人)	28 (2024年度)	0	0
3	子どもがいきいきと育つ地域環境が整っていると思う市民※6の割合(%)	56.4 (2023年度)	↑	↑

(2) アウトプット指標

「子どもにやさしいまち」に必要な要素(10項目の構成要素)がどの程度満たされているかにより、基本計画の進行状況を評価します※7。評価結果のレーダーチャートがバランスの取れた大きな円形になることを目指し、施策を推進していきます。

指標項目	実績	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
評価結果	—		

■ 「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素

①子どもの参画の推進	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

※5 基本方針1・3「実績」のデータは、町田市市民意識調査(2023年度実施)のもの。

※6 市民には子どもも含まれる。

※7 P135～ 第6章「2 計画の進行管理」参照。

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第3章 < 子どもを取り巻く環境

1 本市の子どもと家庭の状況

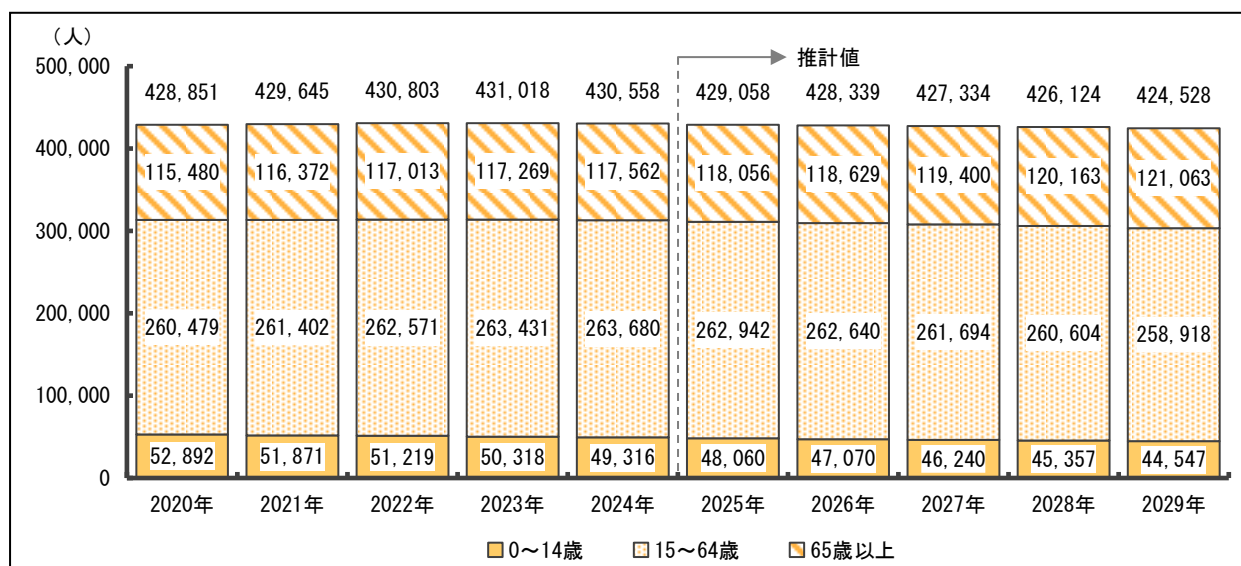


(1) 人口

● 総人口及び年齢3区分別の人口推移

本市の総人口は、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、年少人口と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、総人口はゆるやかな減少傾向が見込まれます。

■ 年齢3区分別人口推移（各年4月1日現在）

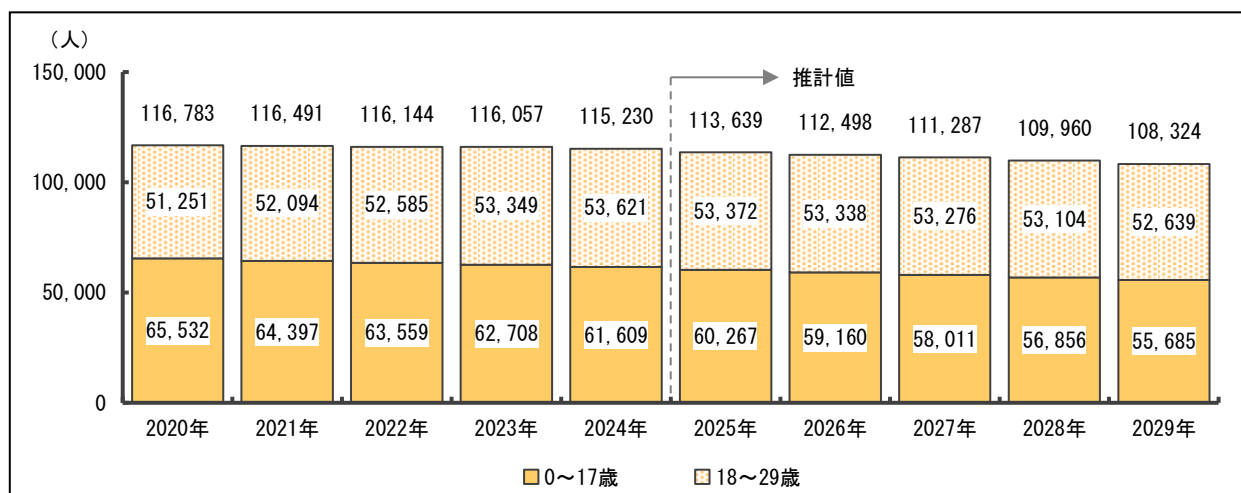


資料：住民基本台帳

● 子ども・若者の人口推移

子ども・若者の人口推移では、0～17歳の減少が大きく、全体数が減少しています。18～29歳の若者は、2024年までは微増していますが、今後は減少傾向が見込まれます。

■ 年齢別子ども・若者の人口推移（各年4月1日現在）

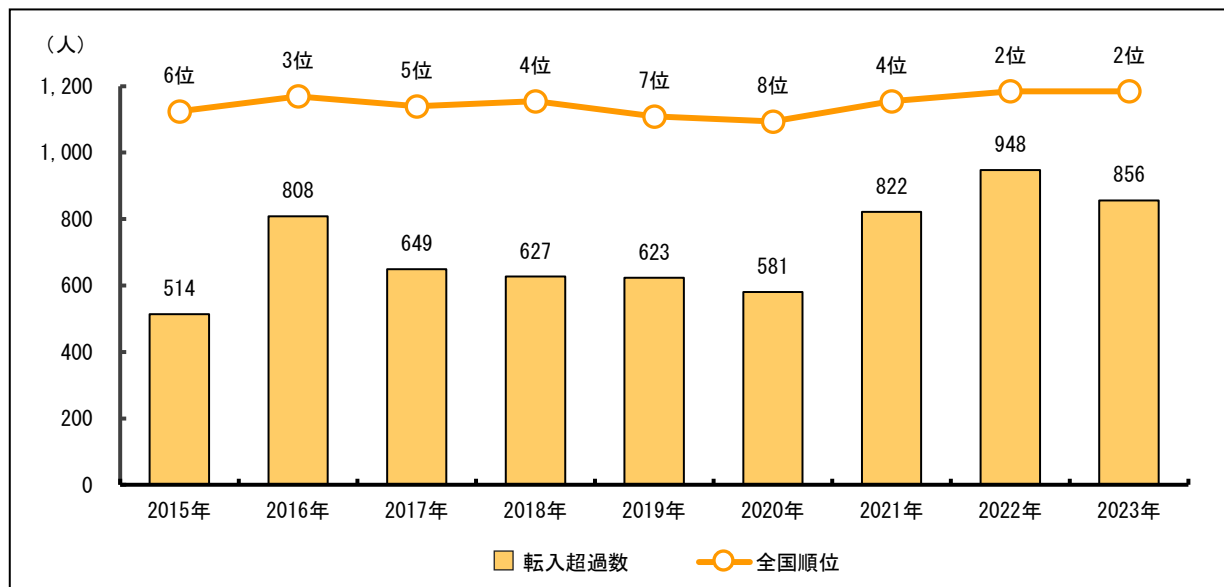


資料：住民基本台帳

● 0～14歳の転入超過数と全国順位の推移

0～14歳の転入超過数は、近年では全国で10位以内に位置しています。
2023年は856人で、2年連続で全国2位になっています。また、0～4歳の転入超過数は全国1位になっており、多くの子育て家庭に選ばれるまちとなっています。

■ 0～14歳の転入超過数と全国順位の推移

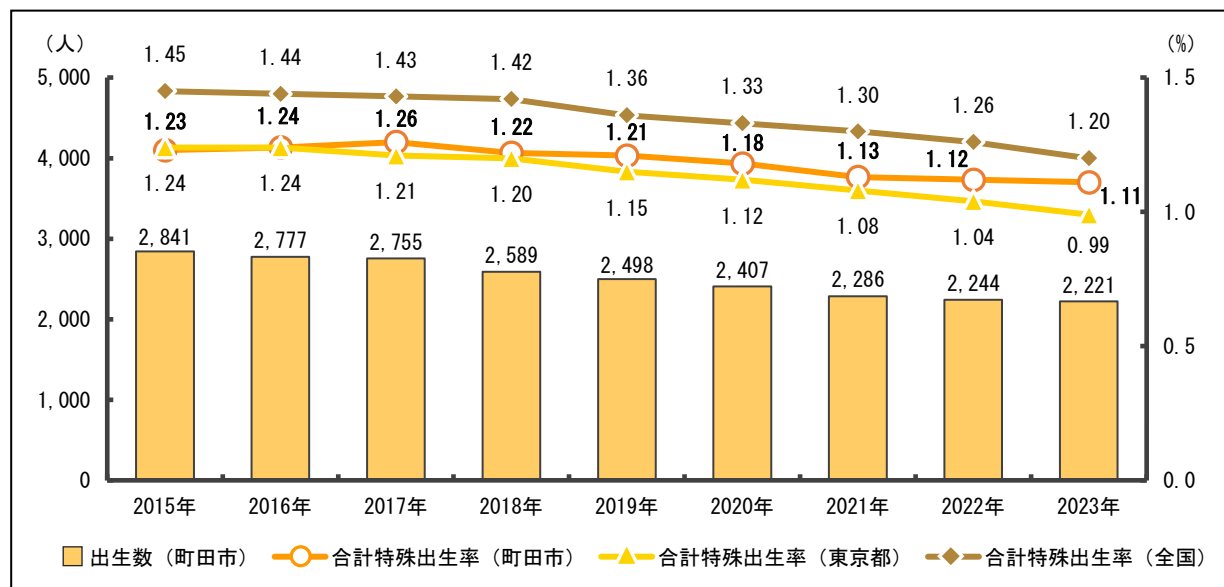


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

● 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は年々減少しています。また、合計特殊出生率*は、全国に比べて東京都は低い値で推移しています。2023年の本市の合計特殊出生率は1.11で、多摩26市中10番目となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

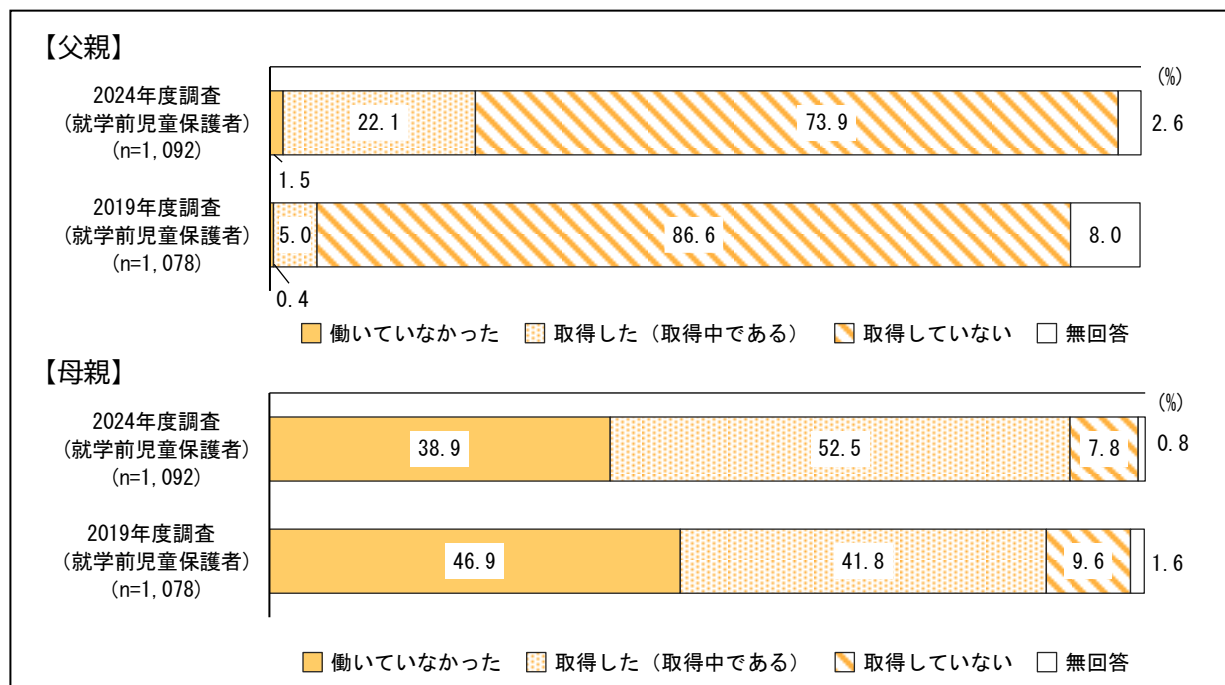
東京都保健医療局「人口動態統計」

(2) ワークライフバランス

● 育児休業の取得状況

保護者の育児休業の取得状況は、父親、母親どちらも増加しています。

■ 育児休業の取得状況（就学前児童保護者）



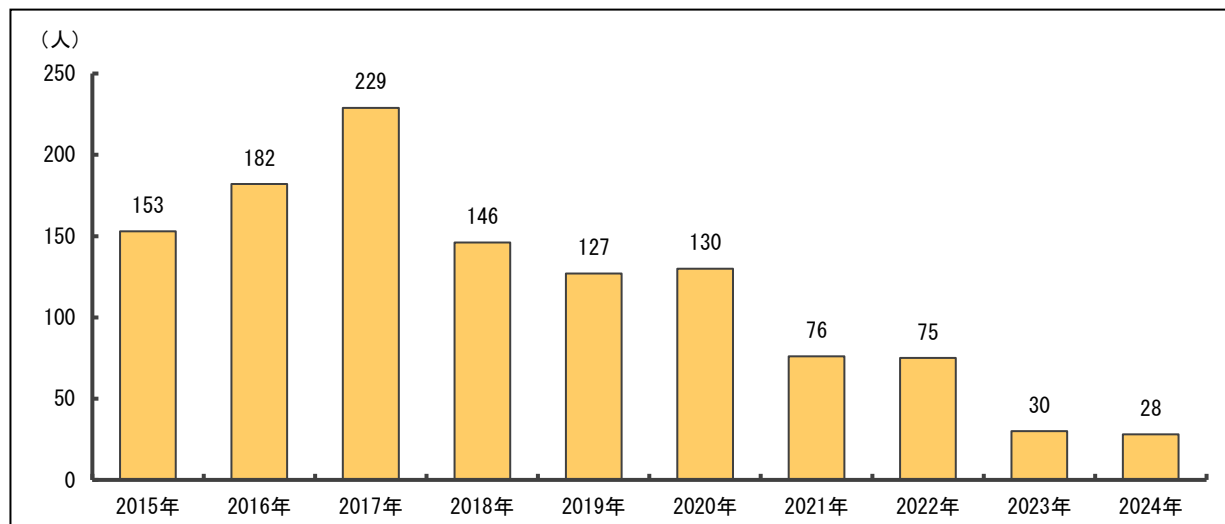
資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

(3) 保育所等、学童保育クラブ

● 保育所等利用待機児童数の推移

保育所等の待機児童数は、近年では2017年が最も多く、それ以降大きく減少しています。2024年には28人となり、2017年の約8分の1に減少しています。

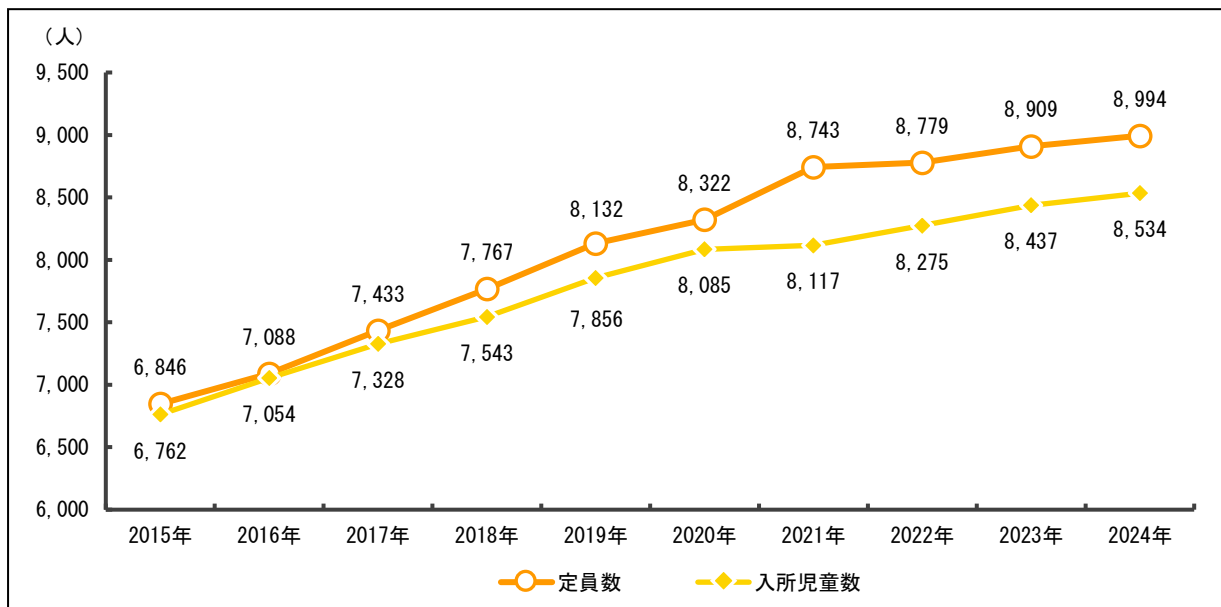
■ 保育所等利用待機児童数の推移（各年4月1日現在）



● 認可保育所等の定員数・入所児童数

認可保育所*等の定員数・入所児童数は年々増加しています。地域によっては利用者が保育所等の定員に満たないため、市全体でみると、2024年は定員数に対して入所児童数が460人少ない状況にあったものの、待機児童数は解消していません。

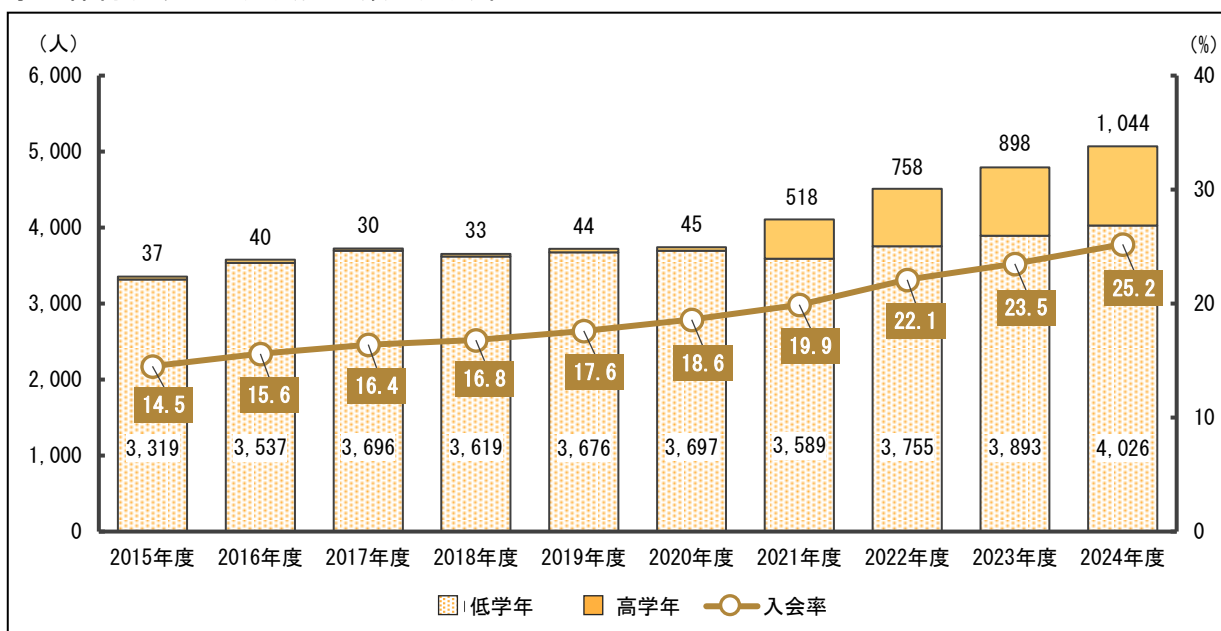
■ 認可保育所等の定員数・入所児童数（各年4月1日現在）



● 学童保育クラブの入会児童数と入会率

要件を満たす低学年等の児童全員の入会を承認する「全入」制度をとっており、2021年度から高学年児童の受入れを開始しました。そのため、小学校在籍児童数は減少しているものの、学童保育クラブ*の入会児童数及び入会率は増加しています。

■ 学童保育クラブの入会児童数と入会率

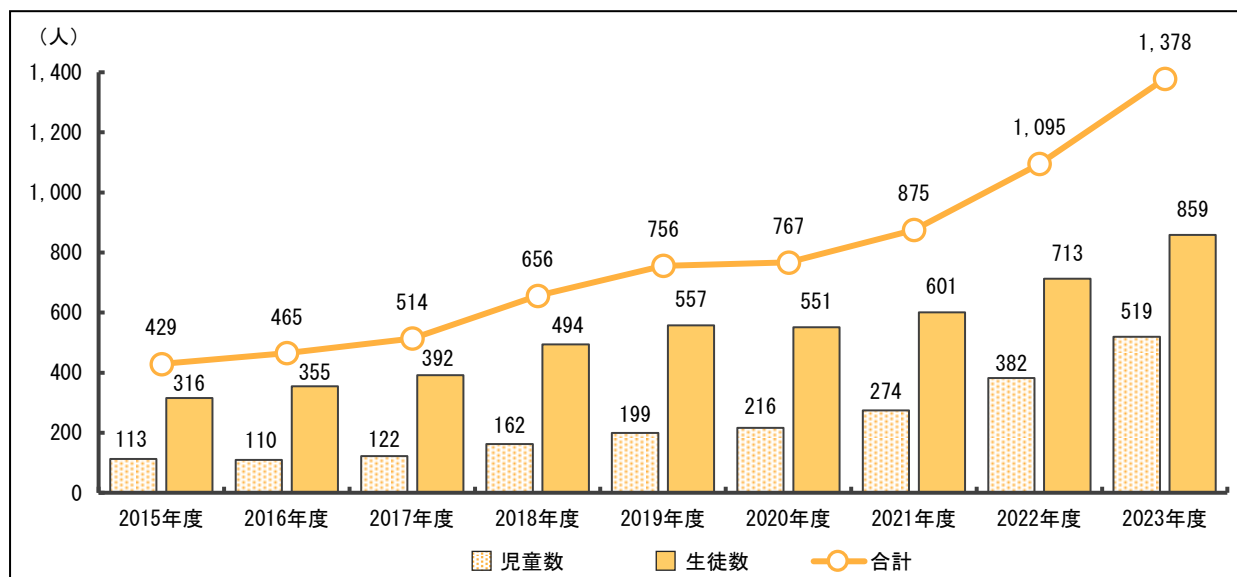


(4) 子どもの教育・福祉

● 不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数は、ともに年々増加傾向にあります。2023年度には1,378人となり、2015年度の3倍以上になっています。

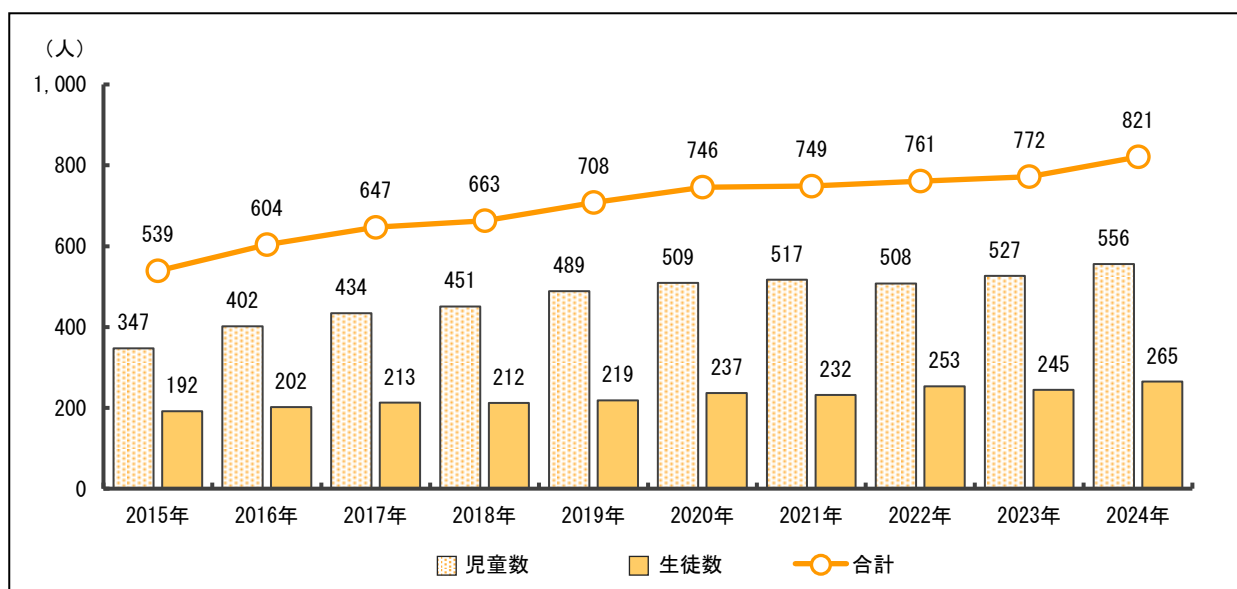
■ 不登校児童生徒数の推移



● 特別支援学級に通う児童生徒数の推移

特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加傾向にあります。2024年には821人となり、2015年の約1.5倍になっています。

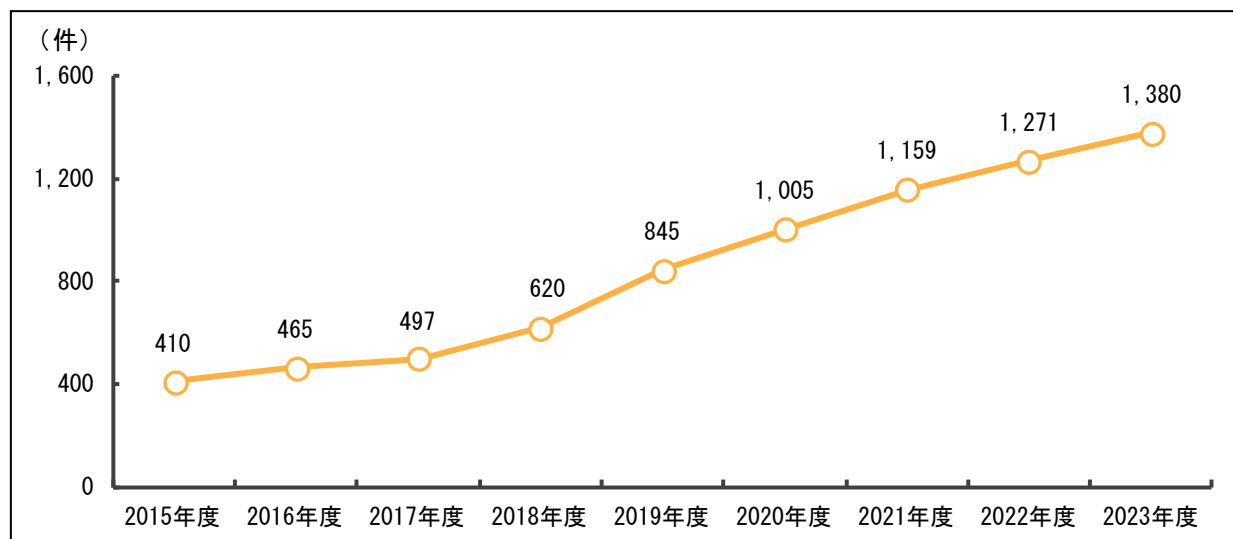
■ 特別支援学級に通う児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



● 児童虐待相談件数の推移

本市における児童虐待相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2023年度は1,380件で2015年度の3倍以上になっています。

■ 児童虐待相談件数の推移

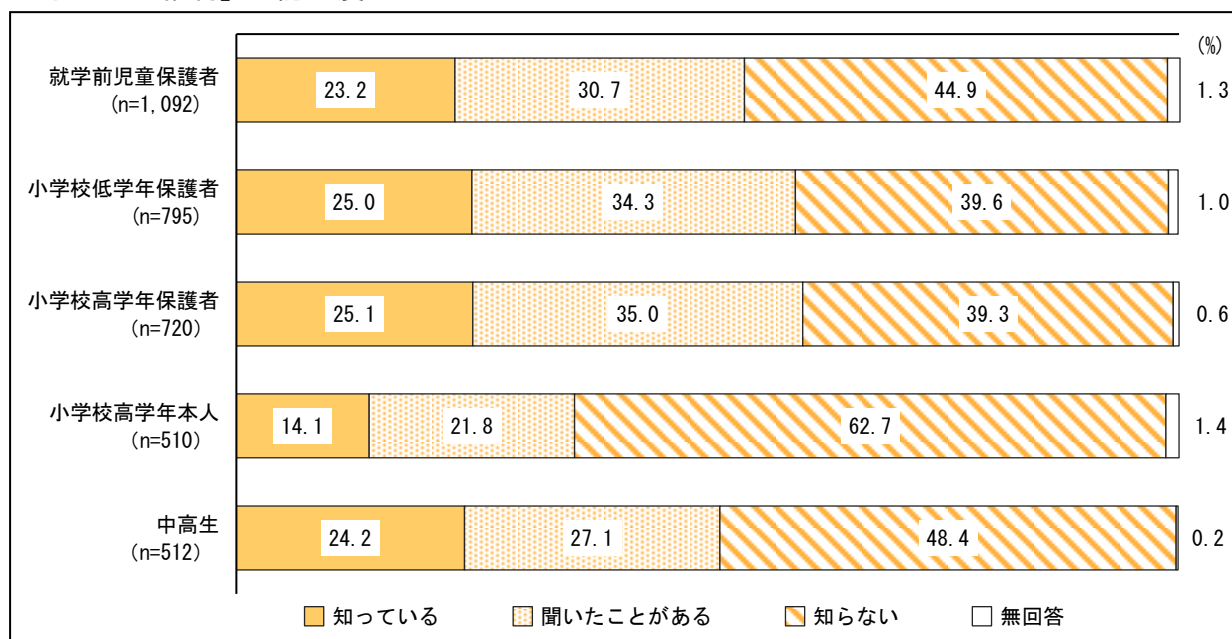


(5) その他

● 「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」の認知度は、保護者と比較して、子どもの認知度（『知っている』と『聞いたことがある』の合計）が低くなっています。特に小学校高学年本人では『知らない』の割合が半数以上となっています。

■ 「子どもの権利」の認知度



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

2 国・東京都の動向



(1) 国の動向

● 「こどもまんなか社会」の推進

2023年4月に子ども施策の司令塔機能を一本化したこども家庭庁が創設されました。こども家庭庁では「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。

「こどもまんなか社会」とは、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社会目標のことです。「こども大綱」において、「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

● 「こども基本法」施行

日本には、「子どもを権利」の主体として位置づけ、その権利を包括的に保障する基本法がありませんでした。2022年6月に「こども基本法」が成立し、2023年4月に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

● 「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定

2023年12月に子ども政策を総合的に推進するため、国全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と「こども未来戦略」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を目指し、6つの基本的な方針を掲げています。「こども未来戦略」は、【①若い世代の所得を増やす】【②社会全体の構造・意識を変える】【③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する】といった3つの基本理念を掲げています。

(2) 東京都の動向

● 「チルドレンファースト」の社会の推進

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子ども目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子ども政策を総合的に推進しています。子どもを客体ではなく、主体として捉え、当事者である子どもの声を中心に据えて「子供の最善の利益」という観点から子ども政策を推進しています。

● 「こども未来アクション2024」策定

子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」を2024年2月に策定しました。重点アクションとして、【①誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化】【②子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援】【③「東京型教育モデル」により、教育の質を向上】【④多様な主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションを展開】といった4つの柱を掲げています。

● 都独自の子ども施策の実施

東京都では、独自の施策として、都内在住の0～18歳の子どもを対象とした給付金「018サポート」や、保育料無償化、高校生等に係る医療費助成の実施、高校授業料実質無償化などを行っています。

3 2020～2024年度の振り返り・評価



(1) 2020～2024年度における本市の主な取組

● 子どもの参画

2023年度 若者が自らの力で“やりたいこと”を実現できるように本市が後押しする
「まちだ若者大作戦」開始

● 子ども・子育ての悩みに対する支援

2021年度 相談機能の充実のため、地域子育て相談センターを再編成し、
乳幼児や親子が多く集まる子どもセンターへの併設を開始
2023年度 ヤングケアラーLINE相談窓口の設置
2024年度 子ども家庭センターを設置

● 子どもの成長に応じた支援

2020年度 「町田市子ども発達支援計画行動計画2021～2023」策定
2023年度 「町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026」策定

● 教育に関する施策推進のための大綱の策定

2023年度 「町田市教育に関する総合的な施策の大綱（第3期教育大綱）」策定

● 保育の充実・質の向上

2021年度 高学年児童の学童保育クラブ入会受入れ開始
2022年度 「町田市保育の質向上推進ガイドライン」を策定
「保育の質向上推進事業」として以下を開始
① 保育コンシェルジュ*による施設訪問
② 保育士サポートロイヤーによる法的側面からの相談・助言

● 地域との連携

2021年度 学校が保護者や地域住民と目指す目標やビジョンを共有し、意見を学校
運営へ反映させる仕組みである「コミュニティ・スクール」全校実施

● 「子どもにやさしいまち」の実現

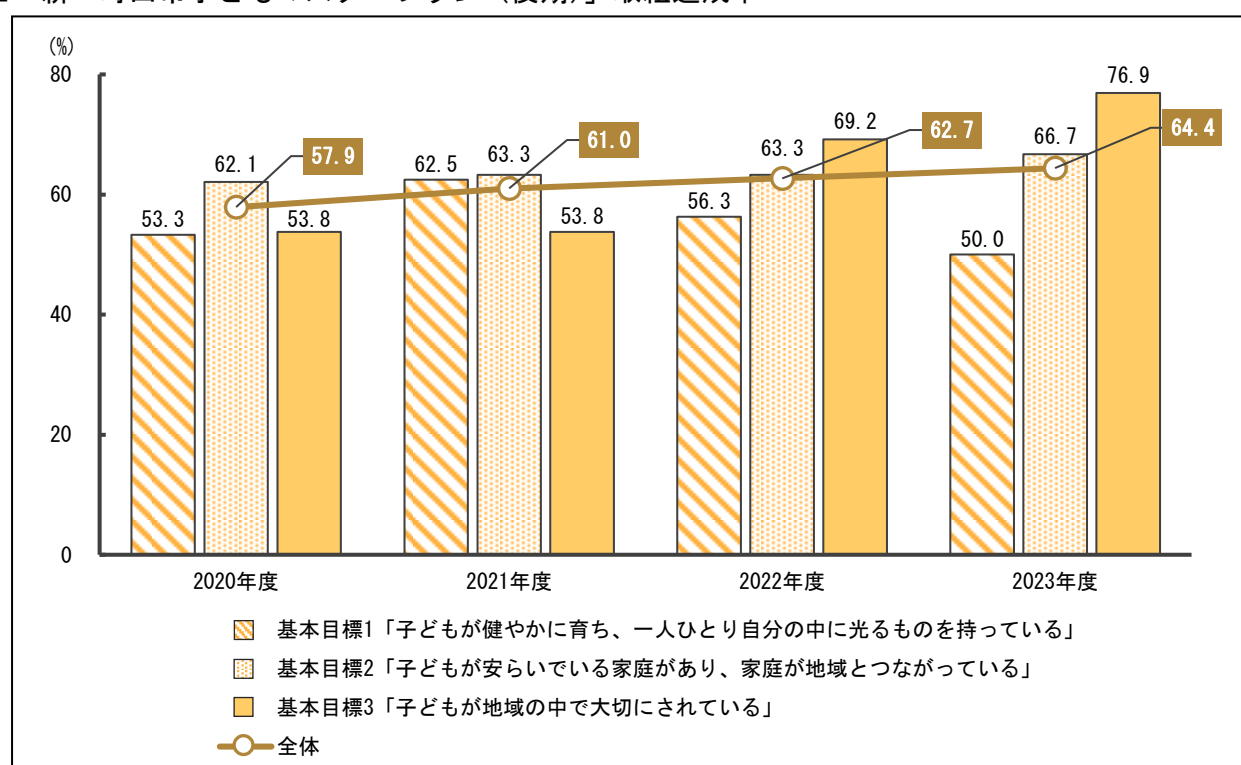
2021年度 「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」実践自治体として承認
2023年度 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマ^{ルール}チ条例）」制定
2024年度 「まちだコードマ^{ルール}チ条例」施行

(2) 新・町田市子どもマスタープラン（後期）の評価

前計画である「新・町田市子どもマスタープラン」では、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」という基本理念を掲げ、4つの基本的な視点を踏まえ、3つの基本目標を設定しています。2020～2024年度の「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」では、基本目標を達成するために、目指す姿、基本施策、58の具体的な取組を定め、本市の子ども・子育て施策を推進してきました。

実績については、取組ごとに毎年度評価し、振り返りを行っています。全体と基本目標ごとの評価は、以下のグラフのとおりです。

■「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」取組達成率



● 基本目標1の評価

「子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている」

子どもの参画に関する事業については、子どもの意見を尊重する気運の高まりから様々な部署が連携して取組を行ったことや、子どもからの積極的な提案により、子どもが意見を発信できる会議の数が増加したため、目標を上回りました。一方で、子どもが個性や能力を伸ばす教育・保育の現場を支える保育士の人材確保事業については、実施方法の変更などにより、目標を下回りました。

今後は、引き続き子どもの参画を進め、子どもの声を聴く取組を進めるとともに、本市の保育ニーズへの対応や保育の質の向上に向けて、保育士の人材確保の取組を強化する必要があります。

● 基本目標2の評価

「子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている」

保護者の保育ニーズに応えるための事業の一つである送迎保育ステーションについては、園バスの活用による送迎人数の拡充や送迎先保育所等の定員拡充により、利用者が増加しました。また、学童保育クラブについては、校舎の活用によって育成スペースの拡張や定員枠の増加につながり、高学年も含めた多くの児童を受け入れることができました。一方、子育ての援助活動を行うファミリー・サポート・センターの活動数については、前年度比較では増加しているものの、目標を下回りました。

子育て家庭が安心して子育てができるように、引き続き保育環境の整備や、地域と連携した支援を行っていく必要があります。

● 基本目標3の評価

「子どもが地域の中で大切にされている」

放課後子ども教室「まちとも」について、地域の関係者の協力のもと、市内の小学校全42校で実施しました。また、冒険遊び場の拡充や、子どもクラブの新設など、子どもの居場所の充実を図ることができました。一方、地域子育て相談センターのボランティアの登録人数は減少しており、原因の一つに、登録者の高齢化等による登録解除が挙げられます。

今後も、地域の中で子どもが過ごしやすい居場所の充実を図るとともに、地域を担う人材の確保に努め、地域全体で子どもを支えていく体制を整備する必要があります。

● 全体の評価

「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」の計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、2020年度の達成率は落ち込みましたが、2021年度からは、感染防止対策などにより達成率が上向きとなり、コロナ禍にあっても計画全体では、概ね順調に取り組を進めることができました。

前計画期間においては、計画を着実に推進するとともに社会状況の変化に対応するため、ヤングケアラー*の相談窓口の設置や、保育の質向上として保育コンシェルジュの機能強化、「まちだコドマチ^{ルール}条例」の制定などの新たな取組を進めてきました。

本計画では、こうした新たな取組の充実を図るとともに、「まちだコドマチ^{ルール}条例」の理念を継承し、「子どもにやさしいまちの実現」に向けた取組を引き続き進める必要があります。

An orange flag icon with a white border and a white pole, positioned to the left of the chapter title.

第4章 施策の展開

ライフステージごとの主要な取組



妊娠・出産期



乳・幼児期



★【30】出産・子育てしっかりサポート面接
【31】妊婦健康診査

【32】こんにちは赤ちゃん訪問

【52】両親学級

【34】乳幼児健康診査
【36】マイ保育園
【37】子育てひろば
【44】一時預かり事業 イ 一時保育

【33】利用者支援事業 ≪子育て家庭に対するサービスの情報提供、相談・助言≫

【39】まちだ子育てサイト ≪子育て家庭や子ども自身に向けた、子ども・子育てに関する情報を発信するサイト≫

【49】病児・病後児保育

【40】ファミリー・サポート・センター
【41】ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育)

【38】家庭教育支援事業 ≪子育て中の保護者を対象にした

【59】子どもセンター事業(地域連携事業)
【60】子どもセンター事業(イベント事業)

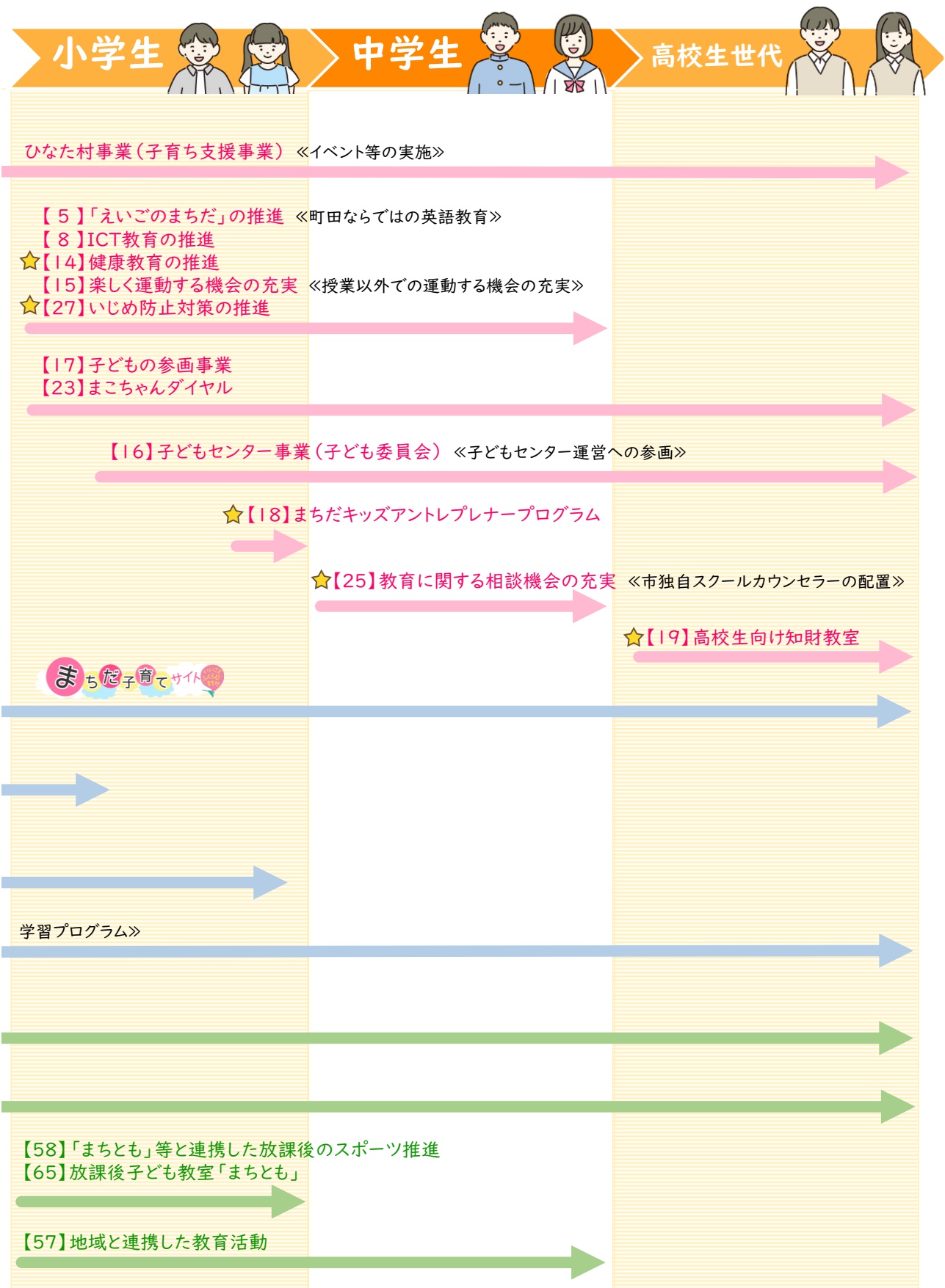
【66】Nature Factory東京町田

- ライフステージごとに、子ども・保護者に直接関わる取組を中心に掲載。
- 【 】内の数字は、「基本施策」の「取組番号」を表す。
- ☆が【 】前に付いているものは、本計画から新たに掲載している取組。

基本方針1 →

基本方針2 →

基本方針3 →



第4章 施策の展開

「基本施策」のページについて

【施策コード】

「基本方針」「基本目標」「基本施策」それぞれに付番した番号から作成したコード
 例：131 基本方針1（子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている）
 基本目標3（「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、
 守られている）
 基本施策1（「子どもの権利」の普及・啓発）

<主な取組> 施策コード 131

取組番号	21	取組	「まちだコドマチ条例」の普及・啓発活動			
内容	2023年12月に制定し、2024年5月5日に施行した条例の趣旨と「子どもの権利」「大人の責務」について、大人や子ども自身に広く理解してもらえよう、普及・啓発活動を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	条例の普及・啓発活動の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	3	【取組番号】			

【取組番号】

- 番号に★が付いているものは、本計画から新たに掲載している取組
- 番号に○が付いているものは、子ども・保護者に直接関わる主要な取組

【指標】

取組内容の進捗状況を確認・評価するための基準

取組番号	39	取組	まちだ子育てサイト			
内容	子育て家庭や子ども自身に向けて、子ども・子育てに関する情報を発信します。情報の更なる充実を図るとともに、利便性があり、見る方にわかりやすいサイトとなるよう、コンテンツの管理を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	アクセス数（件）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3,078,059	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

【目標】

指標が目指す水準。毎年度、この目標に対して、現状値がどの程度の水準に達しているか、取組の進捗状況を確認・評価する。取組によっては、今後の子どもの数の減少などの外的な要因によって目標値が減少する場合もある。

基本方針1 子どもが自分らしく成長し、 一人ひとりの魅力を輝かせている



基本目標1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

基本施策（1）豊かな学びの推進

◇ 施策の方向性

子どもが、学びや遊びの中で自身の個性を磨き、健やかに成長していけるように、様々な体験活動や、町田ならではの学校教育を充実させます。

<主な取組> 施策コード 111

取組 番号		取組	特別支援学級の整備			
内容	特別な支援を必要とする児童生徒がより充実した学習環境で学べるように、特別支援学級の整備を行います。					
担当課	教育センター					
指標	特別支援学級の設置校数（校）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	39	40	41	41	42	42

取組 番号	2	取組	教育支援センター			
内容	不登校児童生徒の居場所及び学びの場として、教育支援センターを運営します。教育支援センターでは、本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性を育むとともに、より良い進路選択ができるよう支援します。					
担当課	教育センター					
指標	教室数（教室）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1	2	2	3	3	4

第4章 施策の展開

取組 番号	3	取組	不登校児童生徒の学習環境の整備			
内容	学校再編による空き校舎を活用し、学びの多様化学校を開設します。学びの多様化学校に先行して、教育センター内に分教室型学びの多様化学校を開設します。					
担当課	教育センター					
指標	学びの多様化学校の設置数（校）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	0	1	1	1	1	1

取組 番号	4	取組	子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパス ひなた村*事業（子育て支援事業）			
内容	子どもの豊かな経験を通じた成長につなげるため、小学生から中高生を対象に、 スポーツや調理、工作などの様々な事業を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントや遊びのプログラムを好きと回答した子どもの割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4

取組 番号	5	取組	「えいごのまちだ」の推進			
内容	英語によるコミュニケーションを積極的に図る態度や能力の育成に重点を置き、スヌーピーミュージアム校外学習、イングリッシュ・フェスタ等の体験活動の中に、これまでに習得した知識や技能を活用する機会を設けます。					
担当課	指導課					
指標	英語で自分の考えや気持ちを伝え合うことが楽しいと思う児童生徒の割合（％） ①小学校５・６年生／②中学生					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①72.0	①72.5	①73.0	①73.5	①74.0	①74.5
	②68.8	②69.3	②69.8	②70.3	②70.8	②71.3



<その他の取組>

施策コード 111

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	帰国・外国籍児童生徒等への日本語指導の充実	日本語指導員に対する研修を実施し、指導の向上に努めます。あわせて、児童生徒の実態に応じた指導の在り方についても検討していきます。	教育センター
(2)	学校図書館の機能強化	児童生徒が本に触れ合う機会を増やし、豊かな知識や心を持つことができるよう、学校図書館の機能を強化していきます。	教育総務課 指導課 図書館
(3)	子どもの読書活動推進事業	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが多くの本と出会うきっかけや環境作り、子どもの読書に関わる人の育成と支援を実施します。	図書館

コラム3

学習の場・体験の場がいっぱい！

子どもは、学校の授業等による学習だけでなく、様々な学びや体験を通して成長します。直接的な体験によって実感することや、親子間や様々な人とコミュニケーションをとりながら一緒に学んでいくことは、子どもの感性や知識を育むための大切な機会です。そして、子どもが「やりたい！」という気持ちを持つきっかけとなるため、学びや体験の機会の充実は欠かせません。

本市では、生きものやエネルギー、ごみなどの自然や環境に関すること、選挙や職業、お金の知識などの社会や経済に関するもののほか、歴史、科学、文化芸術など多岐にわたる分野で、講座やイベントを実施しています。イベントやプログラムの種類は様々な年齢層に対応し、子どもの成長と興味に合った内容を選ぶことができます。他自治体と連携した大規模なイベントなどもあり、開催形態も様々です。今後も、子どもが楽しみながら豊かな経験が得られる機会を充実させていきます。



イベント・教室
(まちだ子育てサイト)

【学習・体験イベント（例）】

自然や環境

- ◆ 水素エネルギーに関する環境学習
- ◆ 生きもの観察などの体験型イベント
- ◆ ごみと環境の出前講座

社会や経済

- ◆ 選挙出前講座
- ◆ 消費生活講座

歴史、科学、文化芸術

- ◆ 出張歴史授業
- ◆ 科学教育センター
- ◆ 版画・工芸制作体験

など



▲ザリガニを釣って水辺の生きものを知ろう【2024年度実施】



▲議場見学（市庁舎スタンプラリーイベント）【2024年度実施】

基本施策（２）教育・保育の質の向上

◇ 施策の方向性

子どもの教育・保育に関わる人材の育成や、環境整備を進め、子ども一人ひとりに合わせた教育・保育の提供につなげます。

<主な取組> 施策コード 112

取組 番号		取組	保育の質の向上推進事業			
内容	保育の質の確保及び向上を図るため、保育コンシェルジュが市内の教育・保育施設（認可外を含む）を定期的に訪問し、助言等を行います。また、保育現場の負担軽減を図るために、各施設の職員が悩みなどを相談する窓口を設け、保育コンシェルジュや保育士サポートロイヤーが助言等を行います。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	保育サービス利用者・提供者の満足度（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	100	100	100	100	100	100

取組 番号	7	取組	教育・保育施設等における研修の実施			
内容	市内の教育・保育施設等を対象とした研修を実施し、地域全体の教育・保育の質の向上及び専門的なスキルの向上を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	研修実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	12	12	12	12	12	12

取組 番号	8	取組	I C T教育の推進			
内容	研修や支援員の配置、活用事例の共有などにより、教員の I C T*活用スキルを高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な授業の実現へとつなげます。					
担当課	指導課					
指標	I C T機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合（％） ①小学校／②中学校					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①71.4	①80	①90	①95	①100	①100
	②45.0	②60	②75	②90	②100	②100

取組 番号		取組	児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革			
内容	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な授業の実現を目指し、教員の意識改革を促進するための研修を実施します。また、町田市教員用ポータルサイト等のシステムを整備し活用します。					
担当課	指導課					
指標	自分で計画を立てて学習している児童生徒の割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	78.5	79.0	79.5	80.0	80.0	80.0

取組 番号	10	取組	放課後児童支援員の資質向上			
内容	市内の学童保育クラブに勤務する放課後児童支援員の資質向上のため、研修を実施 します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8	8	8	8	8	8

取組 番号		取組	学童保育クラブ巡回アドバイザー			
内容	遊びや生活の場としての学童保育クラブを適切に運営するため、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた対応などに関するアドバイス・指導等を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	巡回した学童保育クラブ数の割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	100	100	100	100	100	100



取組 番号	1 2	取組	子どもセンター・子どもクラブ等職員研修			
内容	子どもセンター・子どもクラブ等の職員を対象に、子どもの居場所としての魅力的な施設運営や子どもたちと保護者への適切な支援を行うための資質向上研修を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8	8	8	8	8	8

<その他の取組>

施策コード 112

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育・教育事業団体支援事業	教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	保育・幼稚園課
(2)	教育・保育施設等への実地指導	特定教育・保育施設等に対し、教育・保育の質の向上や運営の適正化に主眼を置いて、指導監査を行います。	指導監査課
(3)	放課後学習の充実	子どもたちの基礎学力の向上を図るため、学校の授業以外での学習習慣の定着を目指し、中学校の放課後を活用した、学びの場を提供します。	指導課
(4)	出張相談	保育所・幼稚園等*、学童保育クラブからの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、発達に支援が必要な子どもの集団場面での対応について助言します。	子ども発達支援課
(5)	療育*セミナー	保育所・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対しての理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	子ども発達支援課
(6)	特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実	教員の専門性向上に向け、教育センター主催の研修の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の全校配置を継続し、各学校の支援体制の構築を図ります。	教育センター



基本施策（３）心身の健やかな成長のための支援

◇ 施策の方向性

食事やスポーツなどに楽しみながら触れる機会を設け、子どもの健全な発育と成長を支援します。

<主な取組> 施策コード 113

取組 番号	13	取組	公立保育園における食育の推進			
内容	健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を養うことを目標に、園児が生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しむ中で食への興味・関心を育む食育集会を公立保育園5園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	公立保育園における食育集会の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	15	15	15	15	15	15

取組 番号		取組	健康教育の推進			
内容	小・中一貫町田っ子カリキュラム「健康教育」に基づき、食育、がん教育、生活習慣の改善に向けた取組を推進していきます。食育の推進の一環として「町田市立小・中学校朝食レシピコンテスト」を実施し、「自分で料理することの楽しさ」や「食生活の大切さ」を改めて考え、食についての興味を持つことを目指します。					
担当課	指導課					
指標	朝食を毎日食べる児童生徒の割合（％） ①小学校 5 年生／②中学校 2 年生					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①85.7	①87.0	①88.0	①89.0	①90.0	①90.0
	②80.2	②82.0	②83.0	②84.0	②85.0	②85.0



取組 番号	15	取組	楽しく運動する機会の充実			
内容	各学校において、休み時間等における運動遊びの充実などに取り組み、体力や連帯意識の向上を図ります。また、市内を6地区に分け、各地区独自の運動プログラムを実施する「体力向上パワーアップDAY」を開催します。					
担当課	指導課					
指標	学校の体育の授業以外で、1日に1時間以上運動する児童生徒の割合（％） ①小学校5年男子／②小学校5年女子／③中学校2年男子／④中学校2年女子					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5
	②28.2	②30.0	②31.5	②33.0	②34.0	②34.0
	③75.4	③77.0	③78.0	③79.0	③80.0	③80.0
	④57.4	④58.0	④58.5	④58.8	④59.0	④59.0

<その他の取組>

施策コード 113

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	学校給食を活用した食育の推進	望ましい食選択・食行動を実践する力を育むため、小中学校9年間の学校給食を活用した食育プログラムを策定し、組織的・計画的・継続的な食育を推進します。	保健給食課
(2)	町田市こどもマラソン大会	子どもたちが長距離走を通じて体を動かす楽しさを知り、健康維持や体力増進のきっかけづくり、更に交流の輪を広げ、絆を深める目的として開催します。	スポーツ振興課
(3)	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	市内の小学校で、パラバドミントン体験教室等を通して、障がい者への理解促進と競技の魅力を知ってもらうことで、障がい者スポーツの普及・啓発を図ります。	スポーツ振興課
(4)	障がい児者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室開催	小学生以上の障がいがある人を対象に、楽しくスポーツに参加できる教室を開催します。このほかに、夏休み期間に水泳教室や秋季にスポーツ大会を開催します。	障がい福祉課

みんなの声

(アンケート調査・ヒアリングでのご意見)



運動が苦手な子どもでも、遊びながら体力づくりができるような場所や機会が増えると嬉しいな！

基本目標2 自分らしさが尊重され、すべての子どもや若者が活躍している

基本施策（1）子どもの意見表明・参画する機会の確保

◇ 施策の方向性

子どもが市の様々な取組に対して意見表明・参画できる機会を確保するとともに、子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。

<主な取組> 施策コード 121

取組 番号	16	取組	子どもセンター事業（子ども委員会）			
内容	子ども委員会を設置し、子どもセンターがより良くなるためのルールやイベントについて、利用する子どもたちの視点で、子どもたちと一緒に検討します。イベントでは企画から運営までを子ども委員会が行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	子ども委員会の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	234	240	240	240	240	240

取組 番号	17	取組	子どもの参画事業			
内容	市と共に市政を考える「町田創造プロジェクト（MSP）」や、子どもセンターの子ども委員会をはじめ、様々な属性の子どもが意見を発信できる場を設定し、市の政策や事業に子どもの意見を取り入れます。					
担当課	児童青少年課					
指標	子どもたちが政策や事業について意見を発信した回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	—	12	14	16	18	20



<その他の取組>

施策コード 121

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	児童生徒が主体的に考え、伝え合う機会の充実	市内の児童生徒の代表が集まり、フォーラムを実施します。学校生活の課題など各校で議論した内容を共有し、自分たち自身で何ができるか意見交換を行います。	指導課
(2)	【再掲】子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）	中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援を通して、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。	児童青少年課
(3)	子どもの居場所マップの作成	子どもたちと共に、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童青少年課

みんなの声

（アンケート調査・ヒアリングでのご意見）



やりたいことは、大人に準備してもらうのではなく、自分たち主体で挑戦したい！

大人の人たちは、やり方を教えてくれたり、困ったときにサポートしてくれたりすると良いな。



基本施策（２）子どもの成長に応じた支援

◇ 施策の方向性

子どもの成長は人それぞれであるため、すべての子どもが様々な活動に参加し、健やかに成長し、社会生活を送れるように、一人ひとりの成長に応じた支援を行います。

<その他の取組>

施策コード 122

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）	地域の保育所等に通園している子どもを対象に、小集団での活動を通じて自信や意欲を育て、集団生活が過ごしやすいようになるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(2)	子ども発達センターの保育所等訪問支援	専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育所等に訪問し、集団生活が過ごしやすいようになるための専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(3)	地域参加支援	子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。	子ども発達支援課

みんなの声

（アンケート調査・ヒアリングでのご意見）



子どもの特性や、好きなこと、苦手なことを周りの人が理解してくれて、みんなと一緒に遊べると嬉しい。



事業案内1 幼保小連携推進事業

幼保小連携推進事業は、幼稚園*・保育所等、小学校の間での連携をこれまで以上に強化し、子どもの発達や学びを途切れることなくつないでいくための事業です。

● 「町田市接続カリキュラム」の活用

「町田市接続カリキュラム」とは、幼児期にふさわしい経験を積み重ね培ってきた力を小学校教育につなげ、伸ばしていくことを目的に作成したものです。このカリキュラムを活用し、発達や学びの連続性を考慮しつつ、指導を工夫・改善することで、幼児期から児童期への円滑な接続を図っています。

● 幼保小連携推進連絡会の開催

上記カリキュラムの改善・充実を図るため、保育者と教員が、地区ごとに集合して接続期の課題や交流の在り方などのテーマを決めて話し合い、情報を共有する機会を設けています。

今後も、保育者と教員の連携を強化し、「顔の見える」関係を築きながら、双方がカリキュラムの実践に取り組むことで、幼児期から児童期への円滑な接続を図ります。



事業案内2 就学相談・進学相談

就学相談・進学相談は、小学校・中学校入学にあたり、特別な支援を必要とする子どもの適切な就学先・進学先について、保護者と教育委員会が共に、子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を考えていくための取組です。

子どもたちは、一人ひとりがそれぞれ異なった個性・能力・可能性を持っています。そして、本市に住んでいる子どもの「学びの場」には色々な種別があります。就学相談を通して、一人ひとりの子どもにとって望ましい「学びの場」を見つけるとともに、入学先の学校へ子どもの情報を共有して、子どもに合ったより良い学校生活を送ることができるように支援しています。



これからも、より充実した取組にするために、就学相談委員や保護者から意見を募り、運営方法を見直し、改善を図ります。

基本施策（3）子どもや若者の社会的自立に向けた支援

◆ 施策の方向性

将来の社会を担う子どもや若者が自分自身の能力や適性を伸ばすとともに、可能性を引き出し、社会で活躍できるように、将来を見据えた教育や支援を行います。

<主な取組> 施策コード 123

取組 番号		取組	まちだキッズアントレプレナープログラム			
内容	町田新産業創造センターと連携し、小学校高学年を対象に、チャレンジ精神や創造性、探究心、コミュニケーション力などを育み、将来の起業家発掘につなげるため、IT教室、マネー教室、発明教室など、ビジネスや起業に関する体験型の講座を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	開催回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	6	6	6	6	6	6

取組 番号		取組	高校生向け知財教室			
内容	日本弁理士会等と連携し、進路を真剣に考える年代（高校生、高専生、高等部生）を対象に、知的財産権（特許権、商標権、著作権等）の意義や知識等を伝え、将来の仕事やビジネスに役立つ学びや、気づきの機会とするために、知財教室を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	知財教室実施後のアンケート調査において、「更に知的財産の多くを学びたい」「機会があれば知的財産を学びたい」と回答した人の割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	86.7	90	90	90	90	90



取組 番号	20	取組	若者の就労支援			
内容	自立した生活を送れなかったり、就労に支障のあるような若者に対し、日常生活や社会生活などを円滑に送れるよう支援を行い、就労・自立の達成を目指します。					
担当課	生活援護課					
指標	若者の事業利用者数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	26	28	28	28	28	28

<その他の取組>

施策コード 123

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	キャリア教育の推進	「小・中一貫町田っ子カリキュラム『キャリア教育』」に基づき、児童生徒が様々な経験やチャレンジする機会を提供し、自己理解・自己管理能力の育成を図ります。	指導課
(2)	学習支援事業	学習支援事業がより多くの方に届くための検証と持続可能な仕組みづくりを行います。	生涯学習センター

基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

基本施策（1）「子どもの権利」の普及・啓発

◇ 施策の方向性

「子どもの権利」について規定している「まちだコドマチ条例^{ルール}」を広く周知することと、「子どもの権利」についての理解を広げ、それを守るための実践へとつなげていきます。

<主な取組> 施策コード 131

取組 番号	21	取組	「まちだコドマチ条例」の普及・啓発活動			
内容	2024年5月5日に施行した条例の趣旨と「子どもの権利」「大人の責務」について、大人や子ども自身に広く理解してもらえよう、普及・啓発活動を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	条例の普及・啓発活動の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1	3	3	3	3	3

取組 番号	22	取組	「まちだコドマチ条例」のeラーニング			
内容	条例の理念や内容について、市役所職員に周知・啓発を図ります。担当している事業では「子どもにやさしいまち」に向けてどのようなことができるのかを考えるきっかけづくりを行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	職員のeラーニング受講率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	—	90	90	90	90	90



コラム4 「まちだコドマチ^{ルール}条例」の普及・啓発

条例は制定されたらそれで終わりではありません。条例の趣旨を知ってもらい、実践に移してもらうことが重要です。本市では、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、「まちだコドマチ^{ルール}条例」の理念や内容を、より多くの方に知ってもらい、実践してもらうための普及・啓発の取組を行っています。

「まちだコドマチ^{ルール}条例」を施行した2024年度には、「子どもにやさしいまち」の実現に向けたキャンペーンとして「コドマチフェスティバル」を開催し、条例の普及・啓発を行いました。子ども向けのお祭りや、スポーツイベント、税金に関するイベント、若者とのコラボ、市民協働フェスティバル「まちカフェ!」などを通して、子どもや保護者のほか、地域団体や事業者など幅広い対象が、条例に触れ、知るきっかけとなる取組を実施しました。

アンケート調査によると、2024年5月時点の条例の認知度は約3割となっています。まずは条例制定されたことを知ってもらうための取組を重点的に進めていますが、今後は、「知る」の次のステップとして、内容や理念を「理解」してもらい、「実践」につなげる取組も併せて進めていく必要があります。

今後も、子どもに関わる方はもちろん、普段関わらない方にも「まちだコドマチ^{ルール}条例」に触れてもらえるよう、様々な形での普及・啓発を検討し、みんなで条例の理念を実践していくことで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指していきます。



▲「コドマチフェスティバル&ばぁん誕生祭」入口



▲フットサル選手とキックターゲット



▲はたらく乗り物大集合!

「まちだコドマチ^{ルール}条例」PRキャラクター



基本施策（２）子ども・若者の悩みに対する支援

◇ 施策の方向性

多様化しつつある子ども・若者の悩みについて、相談窓口の充実を図ります。また、子どもが相談しやすくなるように、学校、電話、SNSなどを活用し、相談方法の充実にも努めます。

<主な取組> 施策コード 132

取組 番号	23	取組	まこちゃんダイヤル			
内容	18歳までの子どもが利用できる、通話料無料の相談ダイヤルです。子どもが困っていることや悩んでいることについて、相談員が話を聞きます。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	子どもの認知度（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	70.5	80	80	80	80	80

取組 番号	24	取組	こころの相談			
内容	こころの相談（ひきこもり*相談も含む）に保健師等が対応します。必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていきます。					
担当課	保健予防課					
指標	こころの健康づくりに関する普及・啓発回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	4	5	5	5	5	5

取組 番号	25	取組	教育に関する相談機会の充実			
内容	子どもがより身近な場で相談できるように、東京都スクールカウンセラー*に加えて、市独自スクールカウンセラーを学校に配置します。子どもと保護者からの教育に関する相談対応を行う「教育センター教育相談」とも連携し、一人ひとりの子どもにとって必要な支援を行っていきます。					
担当課	教育センター					
指標	市独自スクールカウンセラーの配置人数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	5	7	7	8	8	9

取組 番号	2 6	取組	スクールソーシャルワーカー*の派遣			
内容	児童生徒の事案に対応するケースは、年々増加しています。学校の支援力向上を図るための助言を行うことも、スクールソーシャルワーカーの大きな役割となります。今後の支援状況を鑑みながら、適正な配置人数を検討していきます。					
担当課	教育センター					
指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	6	6	6	6	6	6

<その他の取組>

施策コード 132

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	まちだヤングケアラー相談室	市内のヤングケアラーとその家族が、悩みごとをLINEで相談できます。ヤングケアラーだった経験を持つ相談員が相談を受けます。	子ども家庭支援課
(2)	SNS自殺防止相談	近年、若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的としたSNSを活用した相談事業を実施します。	健康推進課
(3)	ゲートキーパー養成講座（教職員向け）	ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、教職員向けのゲートキーパー養成講座を実施します。	健康推進課 指導課

コラム5

悩みや困りごとの相談支援

人間関係、家族関係、心と身体、進学や就職、将来のことなど、悩みや困りごとは様々です。相談を切り出すにも勇気が必要であり、「身近な人には話しづらい」「話しても理解されない・解決しないのではないかな」といった相談自体への抵抗を感じる子どもも少なくありません。誰にも相談できずに一人で抱え込み、事態が深刻化する前に、適切な支援につながる事が大切です。

P71・72<主な取組><その他の取組>に記載の相談支援のほかにも、若者の悩み相談や性自認・性的指向に関する相談など、相談内容に合わせた様々な相談先があります。

また、利用方法も窓口のほか、電話やメール、SNSなど、相談者に合わせて選べる形となっています。なお、子どもや若者本人からの相談だけではなく、子どものひきこもりに悩む保護者等からの相談も受け付けています。



相談する
(まちだ子育てサイト)



困ったときに、悩みに応じた相談ができる場所があることを、子どもや若者に認知してもらい、また、実際に困ったときには相談してみようと思えるような、話しやすい、利用しやすい相談先になるように取り組む必要があります。

みんなの声

(アンケート調査・ヒアリングでのご意見)



大人が子どものことをしっかり見て、子どもの気持ちを読み取ろうとしてくれることが大事だと思う。

人に頼ることを遠慮してしまう場合もあるから、もっと気軽に相談できるようになると良いな。



基本施策（３）子どもの権利侵害の防止と適切な支援

◇ 施策の方向性

「子どもの権利」が侵害されることがないように、関係機関で連携して、いじめや虐待などの予防、早期発見、早期対応に取り組めます。

<主な取組> 施策コード 133

取組 番号		取組	いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）			
内容	「町田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ事案発生の組織的な対応の流れをまとめたフロー図を活用して、いじめ問題について組織的な対応を図ります。また、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進します。					
担当課	指導課					
指標	「人が困っているときは、進んで助けている」の項目について肯定的に回答した児童生徒の割合（％） ①小学校６年生／②中学校３年生					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①91.3	①91.5	①92.0	①92.5	①93.0	①93.0
	②86.6	②88.0	②89.0	②90.0	②91.0	②91.0

取組 番号	28	取組	子育て支援ネットワーク連絡会（地域ネットワーク会議）			
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	会議の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	42	42	42	42	42	42



基本方針1 子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている
基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

取組 番号	29	取組	児童虐待相談対応			
内容	虐待事案として受理した要保護児童とその家庭に対して、原因を整理し、必要に応じて専門機関やサービスの調整をし、改善に向けたサポートを行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	児童虐待受理ケースのうち、終結できた割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	71.5	72	72	72	72	72

<その他の取組>

施策コード 133

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	出前講座 (子ども向け虐待 防止啓発活動)	小学校6年生を対象として、虐待を理解するための講座を開催し、児童虐待やその相談場所について知識をつけてもらうことで、潜在的なSOSを発掘します。	子ども家庭支援課

基本方針2 子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている



基本目標1 安心して出産を迎え、子育てできる

基本施策（1）妊娠期からの子育て支援

◆ 施策の方向性

妊婦や赤ちゃんの状況に応じた支援や情報提供を行い、安心して出産を迎え、赤ちゃんを笑顔で過ごせるように支援します。

<主な取組> 施策コード 211

取組 番号		取組	出産・子育てしっかりサポート面接			
内容	市内在住のすべての妊婦を対象として保健師等が面接を行い、心身の状態や家庭の状況等を把握し、また、必要に応じて利用できる母子保健サービスを紹介します。					
担当課	保健予防課					
指標	妊婦面接を受けた割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9

取組 番号	31	取組	妊婦健康診査
内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。		
担当課	保健予防課		
指標・ 目標	参照：P122 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		



取組 番号	3 2	取組	こんにちは赤ちゃん訪問			
内容	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育家庭等の把握を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	訪問率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6

取組 番号	33	取組	利用者支援事業
内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の 情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との 連絡調整等を実施します。		
担当課	子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども家庭支援課、保健予防課		
指標・ 目標	参照：P121 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・ 子育て支援事業計画）		

<その他の取組>

施策コード 211

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	歯科口腔健康診査	すべての妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠期に、むし歯（う蝕）、歯周疾患等の健診を市内の協力歯科医院で無料で実施します。	保健 予防課
(2)	産後ケア	出産後、医療機関などの施設もしくは助産師による訪問で、お母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談を行います。	保健 予防課

コラム6

（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設

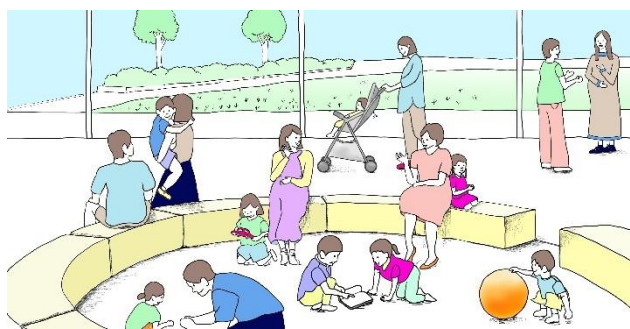
本市では、現在の教育センターの建て替えに合わせ、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けられる「（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設」を整備し、2030年度のオープンを目指して検討を進めています。

● 子ども・子育て支援を切れ目なく受けることができる施設

母子保健機能と子ども・子育てに関する支援機能を一体化した「子ども家庭センター」と、児童発達支援機能、教育支援機能を複合化することで、妊娠期・幼児期から学齢期まで切れ目なくサポートするとともに、子ども・子育て、教育に関する総合的な支援体制の充実につなげます。そして、子ども・子育て支援の拠点として、子育て家庭の交流が自然と生まれる施設を目指します。

● 導入を予定している主な機能

- ◆ 子ども・子育てに関する相談
- ◆ 発達相談、療育支援
- ◆ 虐待相談、養育支援訪問
- ◆ 妊産婦・乳幼児相談、乳幼児健診等の各種健診
- ◆ 休日・準夜間小児救急診療
- ◆ 教育相談、就学相談、けやき教室・くすのき教室*
- ◆ 非行相談等の更生保護活動
- ◆ 都立児童相談所



▲新施設利用イメージ「親子で相談や交流ができる」

子育てのスタート期である妊娠期から継続して、保護者も子どもも通い慣れた場所で支援を受けられることは、子育てをする上での安心感につながります。誰もが安心して出産を迎え、子育てができるよう、ライフステージやサポート内容によって切れ目が生じることのない支援体制を構築することが重要です。

基本施策（２）子育ての相談・支援

◆ 施策の方向性

子育て家庭の負担や不安を軽減し、子どもと過ごす時間を楽しめるように、子育てに関する相談や情報提供、学習プログラムの提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子どもや保護者が交流できる場の提供や、身近な認可保育所等とのつながりづくりを推進します。

<主な取組> 施策コード 212

取組 番号	3 4	取組	乳幼児健康診査			
内容	3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象とした健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	乳幼児健診受診率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	95.3	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6

取組 番号	3 5	取組	育児支援ヘルパー			
内 容	出産後育児、家事等の支援を必要とする家庭に対してヘルパーを派遣し、育児の 身体的及び精神的負担の軽減を図ります。					
担当課	子ども家庭支援課					
指 標	ヘルパー派遣事業所数					
目 標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	5	6	6	6	7	7



事業案内3 親子が笑顔で、共に育っていくために

保護者は、子育てを通じて子どもと共に成長していきます。初めて子育てを経験する人はもちろんのこと、子育て経験者でもそれぞれの子どもの個性によって、初めての経験となることも多いです。本市では、保護者が講座や相談を通じて子育ての知識を身につけ、不安を解消し、子育てに喜びを感じられるように、様々な事業を行っています。

● 乳幼児・母性相談

生後2か月から就学前の子どもの身長・体重測定や、育児相談、栄養相談、歯科相談のほか、母親の身体や気持ちに関する相談、母乳相談を行います。

● 離乳食講習会

乳児の栄養、食生活について（離乳食のすすめ方）の講習会を開催します。初期のコースでは、父親目線の話も加えた内容で実施しています。

● 幼児食講習会

幼児期の栄養、食生活についての講習会を開催します。

● 育児講座

就学前の子どもがいる家庭を対象として、子育てや虐待予防を題材にした育児講座を開催します。相談することの大切さや適切な対応方法を知ってもらう機会をつくることを目的としています。

子育てに大変さはつきものですが、子どもの成長は何よりも喜ばしいことです。乳幼児期は子育てに特に手がかかる時期ですが、子どもにとっては人生のスタート期であり、アタッチメント（愛着）の形成は今後の成長に大きな影響を与えます。保護者自身が様々な知識を身につけながら子どもと一緒に成長し、笑顔で子どもと過ごせるように取組を推進していきます。



▲離乳食講習会

みんなの声

（アンケート調査・ヒアリングでのご意見）



子育ては大変なイメージがあるけれど、その数倍楽しそう！

子育ての負担がもっと軽くなると良いな。



取組 番号	3 6	取組	マイ保育園			
内容	在宅で子育てしている家庭に子育てに関する相談や情報提供などを、子育て家庭の身近な認可保育所等が行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	実施園数（園）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	73	74	75	76	76	76

取組 番号	37	取組	子育てひろば			
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。					
担当課	子育て推進課					
標 指	延べ利用者数（人）					
目 標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	68,907	64,309	63,342	62,342	61,820	61,532



事業案内4

子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造 キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）

子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村では、乳幼児とその保護者や保護者同士が交流できる機会の確保や、保護者が抱える育児不安の軽減のため、様々な子育て支援事業を行っています。

例えば、0歳児とその保護者が触れ合える「ベビーヨガ」や乳幼児とその保護者が一緒におもちゃをつくる「工作教室」、離乳食の作り方、食べさせ方を学ぶ「離乳食講座」等のプログラムを実施しています。また、各プログラム以外でも日々育児の相談などを受け付け、必要に応じて他の専門機関につなげています。

今後も安心して子育てができるようニーズに合った事業を展開していきます。



▲0歳 ベビーヨガ



▲工作教室

取組 番号	38	取組	家庭教育支援事業			
内容	子育て中の保護者を対象に、子どもの年齢ごとに生じる家庭教育に関する多様な悩みや問題の解消につなげる学習プログラムを提供します。					
担当課	生涯学習センター					
指標	学習成果を今後活かせると回答した人の割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	94.6	95	95	95	95	95

取組 番号	39	取組	まちだ子育てサイト			
内容	子育て家庭や子ども自身に向けて、子ども・子育てに関する情報を発信します。情報の更なる充実を図るとともに、利便性があり、見る方にわかりやすいサイトとなるよう、コンテンツの管理を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	アクセス数（件）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3,078,059	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

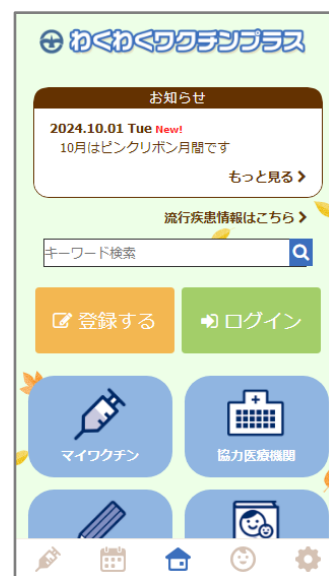
コラム7

必要な情報が届くプッシュ型の情報発信

子育てや家事、仕事等で時間がない子育て世代にとって、重要情報や自身の子どもに関わる情報を自分で調べ、アクセスすることは、手間も時間もかかるため、大きな負担となります。

本市では、子ども・子育て情報をX（旧 Twitter）で発信するほか、メール・LINE 配信も実施しています。また、スマートフォン等で利用できるサービス「わくわくワクチンプラス」では、アプリやメール登録を通じて、子どもの予防接種のスケジュールや関連情報を保護者に向けて配信しています。

今後も、各家庭に応じた情報が適切な時期に手元に届く仕組みを検討し、保護者目線でのサービスの利便性を高めていく必要があります。



▲わくわくワクチンプラス
トップページ



事業案内5 まちだ子育てサイト

「まちだ子育てサイト」は、妊娠期から18歳未満の子どもがいる子育て家庭や、子ども自身に向けた情報に特化した市のホームページで、子ども・子育てに関連する手続や施設、イベントなど幅広い情報を掲載しています。保護者や子どもが求めている情報にすぐにアクセスできるように「見やすく」「わかりやすく」「検索しやすく」を心がけ、積極的に情報発信をしています。

便利な機能として、目的や年齢、地図情報から、探したい情報を検索できるほか、「イベントカレンダー」「保育料等シミュレーション」などの機能があります。

● イベントカレンダー

保護者や子ども向けのイベント情報を一覧で見ることができます。種類や地域でイベントを検索することもできます。

● 保育料等シミュレーション

年収などの簡単な入力で、保育料や育成料、手当、助成金の概算が計算できます。

これから本市で子育てを考えている人も含め、各家庭の、あらゆる子育てシーンに必要な情報が行き届くよう、情報発信の充実を図っていきます。

▲まちだ子育てサイト トップページ

(上) イベントカレンダー ▶

(下) 保育料等シミュレーション▶

取組 番号	40	取組	ファミリー・サポート・センター			
内容	生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	会員数（依頼会員、援助会員、両方会員の合計）（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3,234	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

取組 番号	41	取組	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）
内容	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で預かり、必要な保育を行います。		
担当課	子ども家庭支援課		
指標・ 目標	参照：P124 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		

取組 番号	4 2	取組	養育支援訪問事業
内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、その家庭において適切な養育が実施できるよう、指導・助言等を行います。		
担当課	子ども家庭支援課		
指標・ 目標	参照：P123 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		

取組 番号	4 3	取組	一時預かり事業 ア 幼稚園型一時預かり
内 容	幼稚園・認定こども園*の教育時間前後の時間で、在園している子どもを預かります。		
担当課	保育・幼稚園課		
指標・ 目 標	参照：P126 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		



取組番号	44	取組	一時預かり事業 イ 一時保育
内容	冠婚葬祭等の急な用事、仕事、入院・通院・介（看）護等により、保護者が家庭において保育が一時的に困難になったときや、保護者のリフレッシュタイムが必要なときに、保育所等で子どもを預かります。		
担当課	保育・幼稚園課		
指標・目標	参照：P126 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		

取組 番号	4 5	取組	市内保育所の保育士等の人材確保			
内 容	新卒者や潜在保育士等を対象に、就職相談会や保育所見学バスツアーなど、市内の保育所で働くことに魅力を感じられるような取組を、保育士養成校やハローワークと連携して実施します。					
担当課	子育て推進課					
指 標	保育士養成校等との連携回数（回）					
目 標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	14	15	15	15	15	15



事業案内6 休日・準夜急患こどもクリニックの運営

休日や準夜帯など、多くの医療機関が休診する時間帯に急病になった子どもが医療を受けられるように、町田市医師会協力のもと急病診療事業を実施しています。

入院や高度の医療が必要な場合は、町田市民病院等と連携して対応します。



現在、休日・準夜急患こどもクリニックがある健康福祉会館は建設から30年を超え、改修の時期を迎えており、施設が老朽化しています。2030年度開設予定の「（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設」への移転により、施設の充実を検討するとともに、急病になった子どもへの医療を継続して提供できるよう取り組みます。

● 診療科目

小児科（15歳以下、中学生まで）

● 診療日及び受付時間

診療日	受付時間
毎日	午後6時（午後7時から診療） ～午後9時30分
日曜日・祝日・年末年始 （12月29日～1月3日）	午前8時45分（午前9時から診療） ～午後4時30分

<その他の取組>

施策コード 212

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	要支援家庭ショートステイ	家庭での適切な養育を確保するため、一時的に児童を児童養護施設等で預かり、併せてプログラムに基づく家庭の生活改善支援を行います。	子ども家庭支援課
(2)	子育て世帯訪問支援事業	ヘルパーが、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。	子ども家庭支援課
(3)	未就園児預かり推進事業	保育所・幼稚園等に在籍していない0～2歳の子どもを定期的に預かり、子ども同士や、保護者以外の大人と関わる中での体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ります。また、在宅子育て家庭の孤立防止や不安軽減等、子育て支援の充実に図ります。	保育・幼稚園課

コラム8

手続のオンライン化推進

共働き世帯が増加する中、保育所等や学童保育クラブなどの子育て支援サービス利用に係る手続の利便性向上が求められています。仕事をしながら子育てをする保護者にとっては、窓口に来庁する手間は大きな負担となります。手続をオンライン化することで、いつでも、どこでも、簡単に、スマートフォンやタブレットなどからオンラインで手続を行うことができるようになります。



▲保育コンシェルジュ相談予約
(町田市ホームページや「まちだ子育てサイト」からアクセス可能)

本市では、保育所や幼稚園に係るすべての手続のオンライン化を東京都内で初めて実施し、「しっかりサポート面接」や「離乳食講習会」などサービス利用の予約システムも導入しています。妊娠期から中学校に関するものまで、様々な手続ができるほか、サービス利用・子育てに関するオンライン相談も実施しています。

保護者が子育て支援サービスを手軽に利用でき、子育てしやすい仕組みを充実させることで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指していきます。

基本目標2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

基本施策（１）保育サービスの充実

◇ 施策の方向性

すべての保育を必要としている子育て家庭が、希望の保育サービスを受けられるように、各家庭の状況やニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、子どもを安心して預けることができるように環境の整備を進めます。

<主な取組> 施策コード 221

取組 番号	4 6	取組	幼児教育・保育施設の整備			
内容	保護者の保育ニーズに応じて、幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育室*、小規模保育所*などの幼児教育・保育の提供体制を整えます。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、保育環境の充実を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	3歳児未満保育サービス提供率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	48.8	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1

取組 番号	4 7	取組	送迎保育ステーション			
内容	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に児童を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ステーションへ送迎します。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	市が確保する利用定員数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000



第4章 施策の展開

取組番号	48	取組	延長保育
内容	保護者の勤務時間や通勤時間等の都合で、通常の利用時間を超えて保育所等を利用する必要がある場合に、在園している子どもを預かります。		
担当課	保育・幼稚園課		
指標・目標	参照：P127 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）		

取組 番号	49	取組	病児・病後児保育			
内容	病児（病気にかかっている子ども）及び病後児（病気の回復期にある子ども）について、病院又は保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施します。					
担当課	子育て推進課					
指標	利用登録者数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3,300	3,500	3,500	3,700	3,700	3,700

取組 番号	50	取組	学童保育クラブの施設環境づくり			
内容	児童の遊び及び生活の場としての適切な環境を整備するため、老朽化の解消や育成スペースの確保等を計画的に行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	老朽化の解消や育成スペースの確保及び空調設備の修繕等を行った施設数（箇所）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3	3	3	5	4	3

取組 番号	51	取組	学童保育クラブへの入退室管理システムの導入			
内容	学童保育クラブへの入退室に関する情報を確実かつ効率的に記録するとともに、保護者にリアルタイムでお知らせする入退室管理システムを全学童保育クラブに導入します。					
担当課	児童青少年課					
指標	入退室管理システム導入施設割合（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	71	73	79	85	92	100

基本施策（２）男女共同の子育ての推進

◆ 施策の方向性

様々なライフスタイルがある中で、男女が共に働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが重要です。男性の育児参加は進みましたが、家庭のことは女性に負担が偏る傾向にあります。男女共に子育てに取り組みやすくなるように、一緒に育児について学び、保護者同士で交流できる場を確保します。

<主な取組> 施策コード 222

取組 番号	5 2	取組	両親学級			
内容	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。					
担当課	保健予防課					
指標	父親の参加率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1

取組 番号	5 3	取組	父親対象育児講座			
内容	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。					
担当課	子育て推進課					
指標	父親の参加人数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	86	90	90	90	90	90



コラム9

ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組

保護者が子育てしやすい環境であることは、「子どもにやさしいまち」の実現に必要な大切な要素です。働きながら子育てをする人が、仕事と子育てを両立させながら生活していくには、働き方の選択肢があることや職場の環境が、非常に重要となります。

本計画の策定にあたり、市内に本店又は支店を有する事業者及び子育て中の従業員（男女）に対して、取組や考えを聴くためのヒアリング（コドマチヒアリング）を実施しました。

【ヒアリングを行った4社の主な意見】

- **ワークライフバランスの実現のために取り組んでいること**
 - ◆ 勤務・休暇時間を柔軟に許可している。
 - ◆ 男性の育児休業を必須としている。
 - ◆ 子連れ出勤や、社内の預かりサービスを実施している。
- **子育て中の従業員のために今後実施したいこと**
 - ◆ 子育てをしながらの仕事のストレス解消ができる取組を行いたい。
 - ◆ 従業員同士の交流ができると良い。
 - ◆ 子どもの預かりサービスを拡大させたい。
- **「子どもにやさしいまち」の実現のために、市などと協力できること**
 - ◆ 市の事業を周知する。
 - ◆ 子ども向けイベントでのブース出展やインストラクターの派遣を行う。
 - ◆ 学校の授業で使用する場所の貸出を行う。
- **子育て中の従業員の声**
 - ◆ 突発的な休みが多くなり、周りに迷惑をかけてしまうことが心配。
 - ◆ 職場の理解が深く、協力体制が整っているため、上手く制度を利用しながら働くことができている。

ヒアリングを行った4社は、製造業、情報通信業、金融業、サービス業など、業種や企業規模は全く異なります。子育て中の従業員が働きやすい職場づくりに至った契機も、従業員の要望や、新型コロナウイルス感染症の影響、経営方針によるものなど様々です。どの事業者も、試行や調整を重ねて徐々に体制を整えてきた経過が伺えました。

本市では、「町田市仕事と家庭の両立推進企業賞」として、ワークライフバランス推進に積極的に取り組む市内企業等を表彰しています。こうした事業を通じて、上記のような事業者の立場での「子どもにやさしいまち」の実現に向けた取組が広がるよう、地域の様々な主体への周知や啓発等を推進していきます。



<その他の取組>

施策コード 222

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	親と子の学びの ひろば「パパと一緒に にきしゃポッポ」	0～1歳児を連れた父親を対象に、子どもと一緒に 気軽に参加し、参加者同士で交流しながら、一緒に 子育てについて学び合える場を提供します。	生涯学習 センター
(2)	父親の育児参加事業	男性をターゲットにした子育てに関する啓発活動を行 います。	市民協働 推進課

基本目標3 ニーズに合った支援を受けることができる

基本施策（１）子どもの発達に支援が必要な家庭への支援

◇ 施策の方向性

発達に支援が必要な子どもがいる家庭が、不安や負担を抱え込むことなく子育てできるように、支援の充実を図ります。

<その他の取組> 施策コード 231

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育所等での医療的ケア児の受入れ	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育所等に受け入れます。	子ども発達支援課 保育・幼稚園課 子育て推進課
(2)	医療的ケア児コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	子ども発達支援課
(3)	療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	子ども発達支援課
(4)	親子療育	子ども発達センターにおいて、保護者が子どもの特徴の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場として、親子で参加する療育を行います。	子ども発達支援課
(5)	障害児相談支援	障害児通所支援及び障害福祉サービスを必要としている子どもが、相談支援専門員のケアマネジメントにより適切にサービスを利用できるように支援します。	子ども発達支援課
(6)	就学奨励費の支給	特別支援学級（固定制）に在籍する子どもの保護者に対して、学校でかかる費用の一部を就学奨励費として支給します。	学務課



取組 番号	取組	内容	担当課
(7)	障害福祉サービス等	居宅で入浴や排せつの介助等を行う「居宅介護」、外出時にヘルパーが付き添う「移動支援」、未就学児に動作の指導等を行う「児童発達支援」、就学児の能力向上の訓練を行う「放課後等デイサービス」、医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)等の居宅に看護師を派遣し、その家族に一時的な休養を提供する「重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業」等のサービスを提供します。	障がい福祉課
(8)	子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設移転に合わせ、民間活力を導入し、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制を強化します。	子ども発達支援課

みんなの声

(アンケート調査・ヒアリングでのご意見)



同じ悩みを持つ保護者同士で、色々話せる場があると良いな。

基本施策（２）ひとり親家庭・貧困家庭への支援

◆ 施策の方向性

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が安定した生活を送れるように、家庭の自立に向けた支援や、相談窓口の充実等を図ります。

<主な取組> 施策コード 232

取組 番号	5 4	取組	ひとり親相談			
内容	ひとり親家庭の生活に関する相談を受け、自立に必要な情報提供や求職活動等の支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	相談件数（件）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1,856	1,856	1,856	1,856	1,856	1,856

取組 番号	5 5	取組	子どもの学習・生活支援			
内容	経済的困窮世帯の子どもを対象に、基礎学力の定着及び自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学習支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	参加率（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	80.9	81	81	81	81	81

取組 番号	5 6	取組	生活困窮世帯等の就労支援			
内容	各世帯のニーズに応じた個別計画書を作成し、就労につながるよう支援します。					
担当課	生活援護課					
指標	新規相談件数（件）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	172	276	276	276	276	276

<その他の取組>

施策コード 232

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	おうちでごはん	ひとり親家庭の親子コミュニケーションの時間を確保するため、地域ボランティアが弁当を調理し、自宅に配達します。併せて、配達時には地域情報や行政情報を提供します。実施には、本市の補助金が活用されています。	子ども家庭支援課
(2)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	就労・技能習得のため一時的に家事・育児支援が必要な場合や、新たにひとり親となり日常生活を営むことに支障が生じている場合に、ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
(3)	母子及び父子福祉資金貸付	ひとり親家庭が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行います。	子ども家庭支援課
(4)	養育費確保支援	ひとり親家庭の親が養育費を確保できるよう、養育費保証契約の保証料や公正証書作成費用などを一部補助します。また、弁護士による無料法律相談を実施します。	子ども家庭支援課
(5)	就学援助費の支給	経済的な困窮を抱えている家庭を対象に、学校でかかる費用の一部を就学援助費として支給します。	学務課
(6)	居住支援事業	住宅確保要配慮者*に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、有識者を含めた協議会の開催や相談窓口の設置を行います。	住宅課
(7)	居住支援相談窓口	「住まいの電話相談窓口」を設置し、住宅確保要配慮者からの相談を受け付けます。	住宅課
(8)	まちだ福祉 ^{まる} ○ごとサポートセンター	福祉の困りごとを抱えている人や声を上げられない人へ、地域福祉コーディネーターが寄り添いながら、関係機関・支援団体と共に解決に向けた必要なサポートとアウトリーチを行います。	福祉総務課

基本方針3 子どもが地域を身近に感じ、 地域に愛着を持っている



基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

基本施策（1）地域住民・事業者との連携

◇ 施策の方向性

地域人材や、事業者の特性を活かしたイベントや活動を実施することで、子どもが地域との関わりの中で成長する機会を提供します。

<主な取組> 施策コード 311

取組 番号	57	取組	地域と連携した教育活動			
内容	学校運営協議会が主体的に学校経営に関われるように委員向け研修会等を実施します。また、各学校の地域学校協働活動を充実させるために、現在各学校の地域学校協働本部で、地域人材データを蓄積しています。					
担当課	指導課					
指標	「学校は保護者や地域と一体となって子どもたちを育てている」と回答した保護者の割合（％） ①小学生保護者／②中学生保護者					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①87.3	①90	①92	①94	①96	①96
	②76.2	②77	②79	②81	②83	②83

取組 番号	58	取組	「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進			
内容	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが、放課後子ども教室「まちとも」やその他の子ども向けの教室等で、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。					
担当課	スポーツ振興課					
指標	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが地域と連携し、子ども向けに機会提供した地区数（地区）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3	4	6	8	10	10

取組 番号	59	取組	子どもセンター事業（地域連携事業）			
内容	地域団体や民間事業者と連携し、子どもセンターにおける子育て・子育て支援事業の充実を図ります。また、出張事業や地域主催のイベント等への支援事業を通じて地域の活性化を後押しします。					
担当課	児童青少年課					
指標	地域団体や民間事業者と連携した事業数（事業）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	133	145	150	155	160	165

取組 番号	60	取組	子どもセンター事業（イベント事業）			
内容	多くの子どもやその保護者の利用促進につなげるとともに、地域団体・地域の方々との交流・連携を深め、地域に根差した子どもセンターの運営を図るため、周年イベントや季節に合わせたイベントを開催します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントに参加した団体数（団体）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	156	160	165	170	175	180



事業案内7 FC町田ゼルビア協働事業センサリールーム

本市とFC町田ゼルビアの協働事業として、町田GIONスタジアムでのホームゲームでセンサリールーム事業を実施しています。

センサリールームとは、聴覚や視覚に過敏があったり、発達障がいなどでスタジアム席での観戦が難しかったりする方が、安心して試合を観戦することができる部屋です。



また、「スタジアムに行ってみたいけど、難しい…」「子どもと一緒に出かけられる場所を増やしたい」と考えている家族も、子どもと一緒にスタジアムで過ごすことができます。

今後も、そうした子どもや家族が安心して過ごすことのできる空間づくりを目指していきます。

取組 番号	61	取組	青少年健全育成等サポート事業			
内容	青少年の健全育成等の活動を行う青少年健全育成地区委員会連絡協議会、青少年委員、子ども110番の家登録団体を対象に、会議・イベントの開催支援や、子ども110番に関する訓練の協働実施などのサポートを行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	サポートを行った活動数（件）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	34	35	35	35	35	35

取組 番号	6 2	取組	子ども食堂ネットワーク			
内容	子ども食堂*開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間や関係機関との情報共有を行う場を提供します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	子ども食堂ネットワークにおける会議の開催回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	2	2	2	2	2	2

コラム10

地域におけるネットワーク

本市では、地域課題を解決し、住み慣れた地域で安心して暮らすため、あるいは魅力を向上するため、団体同士が連携し、協力し合いながら取り組む様々なネットワークがあります。

このネットワークの一例として、地区協議会があります。地区協議会は、市内全10地区で設立されており、町田市町内会・自治会連合会の地区連合会、町田市青少年健全育成地区委員会、町田市民生委員児童委員協議会のほか、小学校や中学校など幅広い団体で構成されています。

各地区協議会では、地域住民、地域活動団体、事業者等の多様な主体が事業に参加し、多世代の交流の場づくり、子どもの見守りをはじめとする子どもに関係する事業を積極的に実施しています。

今後も、地域のネットワークを活用し、みんなで連携しながら、子どもや子育て家庭と関わりを深め、愛着が生まれる地域を目指していきます。



▲「木曽地区協議会」クイズラリー

<その他の取組>

施策コード 311

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	高校生療育体験ボランティア	市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。	子ども発達支援課

みんなの声

(アンケート調査・ヒアリングでのご意見)



子育てには、周囲からの協力が
必要不可欠！周りの人との
関係づくりや理解も大事だと思う。



子どもも大人も、いろんな
世代が交流できる機会が
もっとあると良いな。

基本施策（２）地域人材の発掘と育成

◇ 施策の方向性

地域には特別な技能を持った人、地域での活躍を希望する人など、多様な人材がいます。このような人材が地域の支援者としてボランティアなどの活動を通して活躍できるように、人材の育成や機会の提供を行います。

<主な取組> 施策コード 312

取組 番号	6 3	取組	地域子育て相談センター事業（地域人材活用）			
内容	子育てをしている保護者が、子育てひろばに参加しながら自分の経験や得意なことを活かし、子育てひろば運営の手伝いをします。					
担当課	子育て推進課					
指標	子育てをしている保護者が子育てひろば等の運営にかかわった回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	21	21	21	21	21	21

取組 番号	6 4	取組	冒険遊び場プレーリーダー養成講座			
内容	冒険遊び場活動の更なる充実を図るため、活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得及び向上を目指し、養成講座を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	参加者の満足度（％）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	97.3	98	98	98	98	98

<その他の取組>

施策コード 312

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	【再掲】家庭教育 支援事業	家庭教育や子育てに必要な知識や技能を習得する 機会を提供し、地域で活動する人材を育成します。	生涯学習 センター
(2)	在宅サービス基盤の 整備（養育家庭制度 の普及・啓発）	多くの方に里親制度を知っていただき、養育家庭に なっていただけるよう、10～11月の里親月間に 養育家庭体験発表会などの啓発イベントを実施 します。	子ども家 庭支援課

基本目標2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

基本施策（1）体験活動の場や居場所の充実

◇ 施策の方向性

子どもが地域住民と関わりながら様々な体験を通して成長できるように、体験活動の場や、プログラムを充実させます。また、すべての子どもがその日その時に過ごしたいと思える居場所が見つかるように、子どもの声を聴きながら、居場所の充実や、情報発信に取り組みます。

<主な取組> 施策コード 321

取組番号	65	取組	放課後子ども教室「まちとも」			
内容	地域住民で構成するまちとも運営協議会と共に、小学校の教室や校庭などを活用し、子どもが自由に遊び、様々な体験ができる場として、放課後子ども教室「まちとも」を実施することで、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。					
担当課	児童青少年課、指導課					
指標	「まちとも」延べ参加者数（人）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	389,138	392,000	394,000	396,000	398,000	400,000

取組 番号	6 6	取組	Nature Factory 東京町田			
内 容	豊かな自然環境を活かした野外活動、創作体験などのイベント、プログラムの実施及び既存施設の有効活用を通じて施設全体の魅力を高め、集客力の向上及びサービスの充実を図ります。					
担当課	児童青少年課					
指標	主催事業（指定講座及び自主事業）参加者満足度（％）					
目 標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3





事業案内8 レクリエーション・観光施設

● Nature Factory 東京町田

市内唯一の公共宿泊施設であり、2023年度に「大地沢青少年センター」から名称を変更しました。

本市の西端に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、子どもや親子で参加できる工作、陶芸教室、自然観察やキャンプ、バーベキューなどが体験できます。また、野外炊事場やキャビン、テントサイトなどのアウトドア施設のほか、宿泊施設やホールも備え、様々な用途に合わせた利用が可能です。

今後も魅力あるプログラムやサービス等を実施していきます。



▲Nature Factory
東京町田 外観

● せせらぎの里 町田市自然休暇村

長野県南佐久郡川上村にあり、周囲を唐松や白樺などにおおわれた自然豊かな場所で、林業体験・農業体験や天体観測を行うツアーなどを実施しています。それ以外にも、市内小学校の移動教室で利用しています。野外炊事場やキャビン、テントサイトなどのアウトドア施設のほか、宿泊施設やホール、天体観測棟も備え、様々な用途に合わせた利用が可能です。

今後も利用者ニーズに沿った事業運営に努めていきます。



▲せせらぎの里町田市
自然休暇村 外観

取組 番号	6 7	取組	子どもクラブの整備			
内 容	大型の児童館である子どもセンターを補完するための施設として小型の児童館である子どもクラブの整備を進めます。					
担当課	児童青少年課					
指 標	子どもクラブ累計施設数（施設）					
目 標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	7	8	8	8	9	9

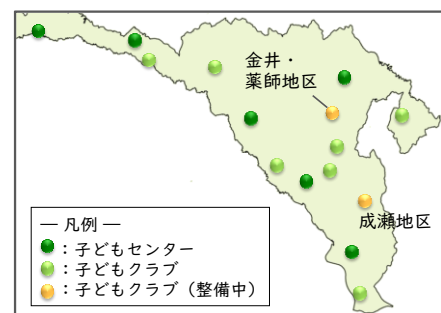


事業案内9 子どもクラブ整備事業

「子どもクラブ」は、乳幼児とその保護者、18歳までの子どもが利用できる小型の児童館です。

子どもの居場所の更なる充実を図るため、大型の児童館である「子どもセンター」を補完するための施設として整備をしており、全9館の計画のうち、これまでに7館が開館しています。今後は、「成瀬地区」

「金井・薬師地区」の整備を進め、子どもの居場所の更なる充実を図ります。



▲子どもセンター・子どもクラブ位置図

コラム11

子どもたちが選べる居場所の充実

子どもの居場所は、物理的な「場」だけでなく、場所や時間、人との関係性すべてが居場所になり得ます。その場や対象を居場所と感ずるかどうかが、どの場所でどのように過ごすかは子ども自身が決めることであり、子どもの主体性を大切にしたい居場所づくりが求められています。

【本市が整備している代表的な居場所】

● 子どもセンター、子どもクラブ

乳幼児とその保護者、18歳までの子どもが利用できる児童館です。

● 子ども創造キャンパスひなた村

日向山にある子どものための施設で、自然の中で思い切り遊ぶことができます。

● 冒険遊び場

「自分の責任で自由に遊ぶ」が実現できるプレイパークです。活動を市が補助することで、地域団体による子どもの居場所づくりを実現しています。

● 放課後子ども教室「まちとも」

小学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後に教室や校庭を使って、子どもたちが自由に遊んだり勉強したりすることができます。

【その他の施設・情報】

- 生涯学習センターでは、乳幼児とその保護者の居場所として休日に保育室を開放するほか、勉強できる場所として、学習スペースを開放しています。

※休館：2024年10月1日～2026年1月3日

- つるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」は、読書だけでなく、勉強をしたり、ゆっくり過ごしたりすることができる居場所として、子どもたちが利用できます。

※開館：2025年5月～

- 地域のスポーツが楽しめる場所やスポーツ情報を掲載した「町田市スポーツマップ」を市内の全小学生に配布しており、スポーツやボール遊びができる公園、広場を探すことができます。

今後も、子どものニーズに合った居場所を提供し続けられるよう、地域団体や民間事業者等と協力しながら取組を推進していきます。



▲子どもセンターまあち スタジオ



▲小山田子どもクラブ「ゆめいく」



▲せりがや冒険遊び場



▲放課後子ども教室「まちとも」

<その他の取組>

施策コード 321

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	放課後子ども教室「まちとも」運営強化事業	新たな学校づくりを契機に、運営をより安定化させるため、「まちとも」と学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討及び導入し、子どもの居場所の充実を図ります。	児童 青少年課
(2)	【再掲】子どもの居場所マップの作成	子どもたちと共に、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童 青少年課

コラム12

子どもや保護者が過ごしやすい環境整備と交流創出のまちづくり

本市の年少人口の転入超過数は、近年では全国トップクラスであり、多くの子育て家庭に選ばれています。都市機能と自然環境が共存し、広域交通にも恵まれた環境である本市の魅力を活かしながら、親や保護者となる人たちが安心して子どもを産み育てていける場所として、今後も選ばれるまちであることが大切です。

子育て家庭が「住みたいまち」と感じられるには、その地域で子どもが安心して自由に過ごし、健やかに育つことができる「子どもにやさしいまち」であることが重要です。「子どもにやさしいまち」は「誰にとってもやさしいまち」につながり、みんなにとって暮らしやすいまちになります。

本市では、今後20年を見据えた新たな都市の将来像や設計図を描き、みんなにとって暮らしたいと思える魅力的なまちになるために、都市づくりの基本方針を策定し、取組を推進しています。

● 駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺を「暮らしのかなめ」として位置づけ、大きな拠点として魅力と活力にあふれた場所であると同時に、周辺の住宅地で生活する地域住民にとって日々の暮らしを支える場となるように整備しています。子育て関連施設の整備など、子育て家庭が暮らしやすい環境づくりも視野に入るとともに、子どもや、ベビーカー、車椅子を使用する人など、あらゆる人が移動しやすい空間を整備していきます。

● 公園の整備

遊具の老朽化や安全性の課題に対応するとともに、それぞれの公園のニーズに合わせ、障がいの有無にかかわらず、あらゆる子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具広場の整備など、子どもや保護者が使いやすい公園づくりを推進します。



▲天神原公園の
インクルーシブ遊具

● スポーツ環境の整備

学校跡地や予定地、調整池等を、スポーツ施設を併設した公園等として整備し、利用しやすい、身近なスポーツ環境を充実させていきます。新たに整備する広場には、ボール遊びができるエリアや小さい子ども向けの遊具があるエリア等を設置する予定です。

コラム13

新たな学校づくり（地域活用型学校）の推進



本市では、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等の学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、計画的に学校の統合や建て替えを進めています。また、新たな学校は、地域の活動拠点としてもより広く利用できるようにし、大人も子どもも、共に学び、共に育つ学び舎としていきます。

新たな学校の施設整備は、3つの基本理念に基づいて取り組んでいます。

①教育環境・生活環境づくり

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童生徒にとって最も重要な場です。多様な学習形態に対応しながら、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

例えば、小学校の教室はオープンスペースを整備することで、現在の教室より空間が広くなり、協働的な学習や学年単位の活動が展開しやすくなります。また、可動式大型提示装置（プロジェクタ型電子黒板）などのICTの活用ができるよう、ホワイトボードを整備し、投影面や板書面として汎用性の高い活用を可能とする教室にします。



▲オープンスペースのある小学校の教室の整備イメージ

②放課後活動の拠点づくり

放課後における児童生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動ができる環境を整備します。

③市民生活の拠点づくり

地域と学校が連携・協働するためのスペースを確保します。また、学校施設の更なる地域開放などによって多様な人々が学校に集い、学習やスポーツ活動等を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

例えば、図書室は、図書や視聴覚教材といった多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができる「ラーニングセンター」となり、地域活動拠点として活用できるようになります。その他、学校支援ボランティア等が準備・活動できるコミュニティルームも整備します。



▲ラーニングセンターの整備イメージ

基本施策（２）子どもの安全・安心の確保

☆ 施策の方向性

地域で生活する子どもや家庭が安全に安心して日常生活を送ることができるように、子どもへの交通安全教室の実施のほか、地域での見守りや、環境整備を進めます。

また、災害時に保護者が正確な情報を迅速に取得し、子どもの安全を確保できるように、情報伝達訓練を実施します。

<主な取組> 施策コード 322

取組 番号	68	取組	通学路の安全点検			
内容	児童の通学の安全を図るため、町田市立小学校の通学路について定期的に関係機関と 合同で点検を行います。学校長が指定した通学路のうち、学校・保護者から 提出される危険箇所改善要望書をもとに、各管理者、教育委員会、学校、保護者等の 関係機関と共に安全対策を検討します。					
担当課	学務課					
指標	点検実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1	1	1	1	1	1

取組 番号	69	取組	協働パトロール（防犯）			
内容	市、警察や地域団体、親子や外国の方、学生等の幅広い方々と共に定期的に防犯に係わる協働パトロールを実施することで、子どもも過ごしやすい安全・安心なまちを目指します。					
担当課	市民生活安全課					
指標	協働パトロール（防犯）実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	57	57	57	57	57	57



取組 番号	7 0	取組	災害時情報伝達			
内容	災害時、保護者が正確な情報を迅速に取得できるよう、市内の保育所・幼稚園等と連携して各施設の情報伝達方法を確立するとともに、継続して訓練を実施することで体制の定着を図ります。					
担当課	子ども総務課					
指標	訓練実施回数（回）					
目標	【実績】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1	1	1	1	1	1

コラム14 災害に強いまちづくり

近年、全国各地で自然災害が頻発し、防災の注目度は高まっています。災害から一人でも多くの生命を守るためには、市民、事業所、市といった地域の各構成員が防災に対する自らの役割を自覚し、連携を図っていくことが重要です。

本市では、子ども自身が防災について学ぶことができるイベントの開催や、若い世代の地域防災リーダーの育成を行う「まちだ防災カレッジ」等の取組を通じて、市民の防災意識の向上を推進します。また、保育施設等においても、子ども・保護者や職員の安全を確保し、業務を継続する体制を整備できるよう、認可保育所等を支援します。

そして、災害発生時は、妊産婦や乳幼児、障がいのある子ども等、支援が必要な人の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、個人の実情に応じた配慮を行うことで、安全を確保します。

災害への備えや防災の取組を充実させることで、子どもを含むすべての人が安全に暮らせるまちを目指します。



▲「アウトドア×防災」イベント
火起こし・湯沸かし体験

<その他の取組>

施策コード 322

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	小学校新入学児童用防犯ブザー・ランドセルカバーの支給	児童の通学時の安全確保を図るため、町田市立小学校に入学する児童に防犯ブザー・ランドセルカバーを支給します。	教育総務課
(2)	小学校自転車教室	小学校3年生を対象に、自転車に乗る際の基本的なルールやマナーを学べる自転車教室を実施します。	市民生活安全課
(3)	中学校自転車教室	中学生を対象に、スクエアード・ストレイト（恐怖の直視）教育技法を取り入れた自転車教室を実施します。	市民生活安全課
(4)	交通安全対策	市が管理する道路について、通学路の合同安全点検や要望に基づき、状況や必要性に応じた交通安全看板設置や路側帯カラー化等の安全対策を実施します。	道路管理課
(5)	町田市メール配信サービス（不審者・犯罪情報）	警察からの情報を基に、市内で起きた不審者出没や特殊詐欺・空き巣等の犯罪発生情報を配信します。	市民生活安全課



事業案内10 赤ちゃんとおでかけ

乳幼児を連れて外出する際には、授乳、おむつ替え、食事や、乳幼児が過ごせる居場所など、様々なことを想定して準備をする必要があります。快適な外出のためには、乳幼児に対応した場所についての情報が欠かせません。そうした情報を、必要なときにすぐに検索できることが重要です。

まちだ子育てサイトでは、市内の「おでかけ応援てんぼ*」や、「赤ちゃん・ふらっと*」設置施設を紹介しています。また、地図情報から、授乳やおむつ替えができる施設を調べることができます。安心して出かけられ、親子共に楽しめる外出となるよう、地域で子育てを応援するとともに、わかりやすく、利用しやすい方法で情報提供を行っていきます。



▲赤ちゃん・ふらっとマーク

みんなの声

(アンケート調査・ヒアリングでのご意見)



みんなと、楽しく安全に登下校できると良いな！

授乳室やおむつ替えスペース、子ども用便座などの設備があると、外出も安心！



コラム15 心のバリアフリーの普及・啓発

本市では、障がいの有無や年齢等にかかわらず、すべての人が共生する社会「ユニバーサル社会」を実現するため、「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」に基づき、心のバリアフリーの普及・啓発に取り組んでいます。

「心のバリアフリー」とは、心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方のことをいいます。

「障害の社会モデル」の理解をより深めるため、2025年3月に「心のバリアフリーハンドブック」を改定しました。

小学校の総合的な学習の時間における障がい者理解の学習に活用してもらえよう、ワーク型を採用し、市立小学校4年生を対象に毎年度配布と啓発を行っています。

心のバリアフリーの取組は、子どもや市職員のみならず、市民に向け、普及・啓発を行っていく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、子どもも大人もそれぞれが周りの人を尊重し、理解することで、すべての人にとって暮らしやすいまち、「子どもにやさしいまち」になることを目指していきます。



▲心のバリアフリー
ハンドブック

第5章教育・保育の量の
見込みと確保方策

(第3期町田市子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援事業計画



「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について策定する需給計画です。計画期間を5年とし、保育所や幼稚園の整備等に係る「教育・保育事業」及び地域における子育て支援施策に係る「地域子ども・子育て支援事業」について、現在の利用状況や今後の利用ニーズなどを踏まえ、保育サービスなどの量の見込み、確保の内容^{※8}及び実施時期等を定めています。

「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援新制度^{*}に基づき、すべての地方自治体で実施されています。「地域子ども・子育て支援事業」は、全国一律の事業ではあるものの、具体的な実施方法は、各自治体の実情に応じるものとされています。

2 教育・保育事業



待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、既存施設を活用しつつ、保育所等を確保していきます。なお、施設整備にあたっては、社会資源や子どもの数の変化、財政状況を踏まえて、市全体として柔軟に取り組むこととします。

(1) 提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

本市において、教育・保育事業の提供区域は、上記条件を総合的に勘案し、各地域子育て相談センターをはじめとする子ども施策のいくつかで活用している、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とします。

※8 保育サービスなどのニーズに対する供給量を示すもの。

(2) 量の見込み・確保方策など

子ども・子育て支援新制度では、子どもの年齢や、保育の必要性、利用する施設・サービス等によって認定区分が異なります。教育・保育事業の量の見込みは、認定区分別に、これまでの事業の利用状況や将来推計人口等を用いて算出しています。

■ 設定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■ 施設の分類

	教育・保育を提供する施設の利用時間	施設数（2024年4月1日現在）
幼稚園	4時間	24園
認定こども園	（教育時間のみ）4時間 （保育時間含む）11時間	14園
認可保育所	11時間	76園
小規模保育所	11時間	19園
家庭的保育室	8時間	12室
認証保育所*	13時間	4園

■実績（2024年4月1日時点）

（単位：人／日）

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
市全体		在籍児童数	3,615	5,180	542	1,383	1,587
		待機児童数	0	0	0	18	10
（参考） 地域別の状況	堺地域	在籍児童数	265	489	59	155	177
		待機児童数	0	0	0	0	0
	忠生地域	在籍児童数	614	1,457	109	285	350
		待機児童数	0	0	0	0	0
	町田地域	在籍児童数	751	985	113	317	364
		待機児童数	0	0	0	3	0
	鶴川地域	在籍児童数	688	838	116	247	268
		待機児童数	0	0	0	2	0
	南地域	在籍児童数	1,297	1,411	145	379	428
		待機児童数	0	0	0	13	10

■量の見込み

①市全体

（単位：人／日）

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	3,490	1,402	3,780	568	1,329	1,553
			5,182				
	②確保の内容	5,260	5,432		663	1,378	1,617
	過不足(②－①)	1,770	250		95	49	64
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	3,376	1,377	3,820	576	1,404	1,477
			5,197				
	②確保の内容	5,149	5,501		663	1,391	1,630
	過不足(②－①)	1,773	304		87	▲13	153
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	3,239	1,321	3,800	565	1,421	1,547
			5,121				
	②確保の内容	5,004	5,570		663	1,406	1,646
	過不足(②－①)	1,765	449		98	▲15	99
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	3,187	1,292	3,775	572	1,390	1,561
			5,067				
	②確保の内容	4,896	5,570		663	1,404	1,643
	過不足(②－①)	1,709	503		91	14	82
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	3,180	1,278	3,776	573	1,393	1,521
			5,054				
	②確保の内容	4,791	5,570		663	1,402	1,640
	過不足(②－①)	1,611	516		90	9	119

<参考>確保の内容（内訳）

（単位：人／日）

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
2025年度 （1年目）	②確保の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園	5,260	5,367	597	1,160	1,372
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・ 小規模保育所	0	0	39	177	201
2026年度 （2年目）	②確保の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園	5,149	5,436	597	1,175	1,388
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・ 小規模保育所	0	0	39	175	198
2027年度 （3年目）	②確保の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園	5,004	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・ 小規模保育所	0	0	39	175	198
2028年度 （4年目）	②確保の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園	4,896	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・ 小規模保育所	0	0	39	173	195
2029年度 （5年目）	②確保の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園	4,791	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・ 小規模保育所	0	0	39	171	192

■ 確保の内容及び実施時期

今後は既存施設の活用※9や「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画」に基づく改築整備を中心に教育・保育の提供体制の確保を図ります。ただし、南地域においては、1～5歳児の確保の内容に不足が生じる見込みのため、これらの確保策に加え、2025年度に認可保育所を新たに1園整備します（2026年4月1日開所予定）。さらに、2026年度に認可保育所を1園整備する前提で確保の内容を算定しますが、整備時期や整備手法については、計画期間中の待機児童の状況等を踏まえて検討します。

保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画

これまで整備してきた保育施設において、老朽化が進行していることや、多様化している子育て支援への対応が難しくなっているなど、新たな課題が生じているため、中長期的な視点を取り入れた2040年度までの「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画」を2024年12月に策定しました。今後は、本計画に基づき、老朽化した保育施設を中心に改築支援を通して機能向上を図ることで、質の高い保育の提供を目指します。

※9 定員変更（年齢構成等の見直し）や余剰スペースの有効活用のことを指す。

■今後の方向性

- ニーズ量調査の結果や市内の教育・保育施設の実情を考慮するとともに、提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供を行うため、既存施設の改築整備や定員調整を中心に実施することで、「量」と「質」の両面から十分な教育・保育が提供できるように努めます。
- 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

②地域別

ア 堺地域

(単位：人／日)

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	245	67	424	62	143	182
			491				
	②確保の内容	477	502		88	158	181
	過不足(②-①)	232	11		26	15	▲1
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	242	67	434	63	148	166
			501				
	②確保の内容	465	502		88	156	178
	過不足(②-①)	223	1		25	8	12
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	229	63	424	62	151	172
			487				
	②確保の内容	453	502		88	156	178
	過不足(②-①)	224	15		26	5	6
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	224	62	418	64	149	175
			480				
	②確保の内容	441	502		88	156	178
	過不足(②-①)	217	22		24	7	3
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	220	60	413	65	150	171
			473				
	②確保の内容	430	502		88	156	178
	過不足(②-①)	210	29		23	6	7

イ 忠生地域

(単位：人／日)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	590	693	741	117	260	336
			1,434				
	②確保の内容	850	1,581		139	301	369
	過不足(②-①)	260	147		22	41	33
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	588	693	742	119	278	299
			1,435				
	②確保の内容	831	1,581		139	301	369
	過不足(②-①)	243	146		20	23	70
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	565	667	724	116	282	317
			1,391				
	②確保の内容	812	1,581		139	301	369
	過不足(②-①)	247	190		23	19	52
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	547	645	701	117	274	320
			1,346				
	②確保の内容	794	1,581		139	301	369
	過不足(②-①)	247	235		22	27	49
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	537	632	687	117	274	311
			1,319				
	②確保の内容	776	1,581		139	301	369
	過不足(②-①)	239	262		22	27	58

ウ 町田地域

(単位：人／日)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	716	224	732	120	299	349
			956				
	②確保の内容	1,093	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	377	95		10	12	21
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	689	216	731	121	324	336
			947				
	②確保の内容	1,067	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	378	104		9	▲13	34
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	655	205	722	117	323	359
			927				
	②確保の内容	1,041	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	386	124		13	▲12	11
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	649	204	719	117	310	355
			923				
	②確保の内容	1,016	1,051		130	309	367
	過不足(②-①)	367	128		13	▲1	12
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	648	203	720	116	308	340
			923				
	②確保の内容	991	1,051		130	309	367
	過不足(②-①)	343	128		14	1	27

エ 鶴川地域

(単位：人／日)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	672	183	665	120	244	246
			848				
	②確保の内容	1,055	871		123	238	273
	過不足(②-①)	383	23		3	▲6	27
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	640	175	652	122	252	241
			827				
	②確保の内容	1,035	871		122	239	273
	過不足(②-①)	395	44		0	▲13	32
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	618	169	638	120	256	249
			807				
	②確保の内容	981	871		122	239	273
	過不足(②-①)	363	64		2	▲17	24
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	600	164	622	121	250	253
			786				
	②確保の内容	961	871		122	239	273
	過不足(②-①)	361	85		1	▲11	20
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	604	165	626	121	250	246
			791				
	②確保の内容	942	871		122	237	270
	過不足(②-①)	338	80		1	▲13	24

オ 南地域

(単位：人／日)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	1,267	235	1,218	149	383	440
			1,453				
	②確保の内容	1,785	1,427		183	370	424
	過不足(②-①)	518	▲26		34	▲13	▲16
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	1,217	226	1,261	151	402	435
			1,487				
	②確保の内容	1,751	1,496		184	384	440
	過不足(②-①)	534	9		33	▲18	5
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	1,172	217	1,292	150	409	450
			1,509				
	②確保の内容	1,717	1,565		184	399	456
	過不足(②-①)	545	56		34	▲10	6
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	1,167	217	1,315	153	407	458
			1,532				
	②確保の内容	1,684	1,565		184	399	456
	過不足(②-①)	517	33		31	▲8	▲2
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	1,171	218	1,330	154	411	453
			1,548				
	②確保の内容	1,652	1,565		184	399	456
	過不足(②-①)	481	17		30	▲12	3

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

①認定こども園の普及についての基本的な考え方

保護者の就労状況にかかわらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及については、教育・保育のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法等を協議、検討していきます。

②幼児教育・保育等の質の確保及び向上

施設整備の充実などにより保育所等の待機児童数は減少し、従来の「量的拡充」から、「質の向上」に重点が移っています。

本市では、厚生労働省が策定している「保育所保育指針」を踏まえ、市内の保育所等が、子どもの人権・人格を尊重した保育を実施するとともに、保育の質向上を目指すための「町田市保育の質向上推進ガイドライン」を2022年に策定し、推進しています。また、教育・保育に携わる保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指します。

さらに、本市では、保育所・幼稚園等と小学校の連携として、小学校教育に切れ目なくつながるように「町田市接続カリキュラム」を策定しています。市内の保育所・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指します。

③外国につながる子どもへの支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながりをもつ子どもが教育・保育施設に在園することがあります。すべての子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、子どもや保護者に対し、必要な支援の提供に取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業



保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」では19の事業を「地域子ども・子育て支援事業」と定め、計画的な提供体制を確保することとしています。

■ 地域子ども・子育て支援事業

項番	事業名	備考
1	利用者支援事業	
2	子育てひろば：地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）：子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター：子育て援助活動支援事業	
8	一時預かり事業	
9	延長保育：時間外保育事業	
10	病児・病後児保育：病児保育事業	
11	学童保育クラブ：放課後児童健全育成事業	
12	補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	新規
15	児童育成支援拠点事業	新規
16	親子関係形成支援事業	新規
17	乳児等通園支援事業	新規
18	産後ケア事業	新規
19	妊婦等包括相談支援事業	新規

（1）提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、市内全域を一つの区域として設定しています。

(2) 量の見込み・確保方策など

すべての子育て家庭に向けて、地域における様々な子育て支援を行うとともに、情報提供を行っていきます。

①利用者支援事業							
所管課		子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども家庭支援課、保健予防課					
事業内容		【基本型】5箇所地域の地域子育て相談センターにおいて、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。 【特定型】保育所等の利用希望のある家庭に対して、各家庭に適した施設の選び方を案内することや、入所保留となった家庭に対して、施設の空き状況等を案内することなどにより、入所につながるよう支援をします。 【こども家庭センター型】妊産婦や子育て家庭に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握した上で、サポートプランを作成します。					
対象年齢／単位		0～18歳未満／実施施設数（箇所数）					
算出方法		【基本型】5地域（堺・忠生・町田・鶴川・南） 【特定型】1：市庁舎 【こども家庭センター型】1：市庁舎 2：健康福祉会館 3：鶴川保健センター 4：仮複合施設（2026年度以降は調整中）					
今後の方向性		【基本型】各連携機関と情報共有を図り、子育てに関わる施設や保育サービスの情報提供など、利用者へ情報提供をより適切に行えるよう取り組みます。 【特定型】園訪問による情報収集を行い、相談者が求める情報を提供するとともに、関係機関とも連携しながら、より細やかな支援を実施していきます。 【こども家庭センター型】母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て家庭に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握した上で、サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
確保の内容	基本型	5	5	5	5	5	5
	地域子育て 相談機関※10	0	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	—	4	4	4	4	4

※10 基本型の内訳。妊産婦、子育て家庭、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関（地域子育て相談機関）が基本型にいくつあるかを示す。

②子育てひろば ：地域子育て支援拠点事業						
所管課	子育て推進課					
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。					
対象年齢 ／単位	0歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	【ニーズ量】$A \times B$ A：各年度 0～5 歳の推計人口数－教育・保育施設利用者数 ＝ひろば事業対象者数 B：対象 1 人あたり年間利用回数（2019～2023 年度実績の平均値。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した 2020 年度は除く。） 【確保の内容】 Ⅰ施設あたり受入可能数 10 人／日、事業累計ごとに開設日数を設定 Ⅰ型＝72 日、Ⅱ型＝144 日、Ⅲ型＝144 日、Ⅳ型＝240 日として、実施数を乗じて算出					
今後の 方向性	子育てについての相談の場や相互交流の場は重要であることから、実施施設と連携し事業を継続していきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
ニーズ量	68,907	61,247	60,326	59,374	58,877	58,602
確保の 内容	施設数	61	63	63	63	63
	定員数	84,960	85,680	85,680	85,680	85,680
不足数	—	—	—	—	—	—

③妊婦健康診査							
所管課		保健予防課					
事業内容		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。					
対象年齢／単位		妊婦（年齢制限なし）／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		妊娠届出人数の 2023 年度実績×95％（2022・2023 年度の実績比）で算出					
今後の方向性		健診費用の公費助成を行い、すべての妊婦が健診を受け、安心・安全な出産ができるように支援します。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
妊娠届出人数		2,177	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
確保の内容	1 回目	2,065	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
	2～14 回目	25,069	26,884	25,545	24,271	23,062	21,905
	妊娠超音波検査	2,333	8,272	7,860	7,468	7,096	6,740
	子宮頸がん検診	1,644	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
	合計	31,111	39,292	37,335	35,473	33,706	32,015

④こんにちは赤ちゃん訪問 ：乳児家庭全戸訪問事業						
所管課	保健予防課					
事業内容	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
対象年齢／単位	生後４か月を迎えるまで（の出生世帯）／訪問指導人数（人／年）					
算出方法	【ニーズ量】 出生数の 2023 年度実績×96％（2022・2023 年度の実績比）で算出 【確保の内容】 2023 年度の実績を踏まえ、出生数の 100％で算出					
今後の方向性	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、適切に支援や情報提供を行えるよう、妊娠時のしっかりサポート面接等において、出産後の出生通知票提出の案内を徹底します。国の出産・子育て応援交付金事業により、訪問希望者の割合が高い状況が続くと予想されるため、業務体制の確立に努めるとともに、訪問員に対する研修等、事業の質の向上に取り組んでいきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
ニーズ量 （出生数）	2,197	2,109	2,025	1,944	1,866	1,791
確保の内容 （訪問指導人数）	2,323	2,109	2,025	1,944	1,866	1,791

⑤養育支援訪問事業						
所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、その家庭において適切な養育が実施できるよう、指導・助言等を行う事業です。					
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）					
算出方法	2022・2023年度の平均年間訪問件数					
今後の方向性	引き続き養育に関する助言等を訪問により実施し、養育に課題を抱える家庭を支援していきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
ニーズ量	1,925	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保の内容	1,925	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
不足数	—	—	—	—	—	—



⑥ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育） ：子育て短期支援事業							
所管課	子ども家庭支援課						
事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保育を行う事業（短期入所生活援助事業〈ショートステイ事業〉及び夜間養護等事業〈トワイライトステイ事業〉）です。						
対象年齢／単位	0～12歳（小学校6年生）まで／延べ利用人数（人／年）						
算出方法	2022・2023年度の平均延べ利用人数×(1+〈0～12歳の人口減少率〉)						
今後の方向性	人口推計から、利用対象となる児童の減少が見込まれるため、今後の利用状況を踏まえて確保の内容を適宜見直していきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量		1,178	1,080	1,059	1,040	1,020	997
確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2
	ショートステイ	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
	トワイライトステイ	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	合計	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
不足数		—	—	—	—	—	—

⑦ファミリー・サポート・センター ：子育て援助活動支援事業							
所管課	子育て推進課						
事業内容	生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。						
対象年齢／単位	依頼会員：市内在住又は在勤で、生後3か月～12歳までの子どもを持つ人 援助会員：市内在住で、20歳以上の心身共に健康で、子育てに意欲のある人 ／延べ利用人数（人／年）						
算出方法	実績値（直近5年間平均）×人口変動率（減少傾向） ＋会員数増加のための取組の効果 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した2020年度は除く。						
今後の方向性	会員間の援助活動を実施するとともに、SNSを活用した事業の周知活動、多様なニーズに対応できるよう出張登録などを行い、会員登録機会や会員数増加に取り組んでいきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
確保の内容	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
不足数		—	—	—	—	—	—
量の見込み（未就学児対象）							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
確保の内容		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
不足数		—	—	—	—	—	—

⑧一時預かり事業 【ア 幼稚園型一時預かり】

所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	幼稚園・認定こども園において、教育時間の前後の時間に預かり保育を提供する事業です。					
対象年齢／単位	3歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	国の算出方法に基づき、ニーズ量調査及び人口推計を使用して算出					
今後の方向性	利用者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き、幼稚園・認定こども園における在園児について、一時預かり事業を提供できる体制を確保していきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
ニーズ量	210,872	218,271	211,519	202,660	199,548	198,870
確保の内容	施設数	21	21	21	21	21
	定員数	497,784	497,784	497,784	497,784	497,784
不足数	—	—	—	—	—	—

⑧一時預かり事業 【イ 一時保育】

所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	保護者が、「傷病・入院・介（看）護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。					
対象年齢／単位	生後8週間～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	2023年度並で推移していくとして算出 ※人口推計から0～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、預かり保育のニーズは高まっていくことを想定。					
今後の方向性	利用者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き体制を整えていきます。 また、2026年度から実施が予定される乳児等通園支援事業により、一時預かり事業のニーズ量は変動することが見込まれるため、乳児等通園支援事業の動向に注視し、適切な定員数について検討していきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
ニーズ量	139,568	139,568	139,568	139,568	139,568	139,568
確保の内容	施設数	67	67	67	67	67
	定員数	232,080	232,080	232,080	232,080	232,080
不足数※11	—	—	—	—	—	—

※11 各年度における定員数は、ニーズ量を上回っているが、利用予約が集中すること等により、時期によってはニーズ量に対して定員数が不足する場合がある。

⑨延長保育 ：時間外保育事業							
所管課		保育・幼稚園課					
事業内容		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。					
対象年齢 ／単位		生後8週間～就学前まで／利用人数（人／日） ※認定こども園及び保育所分園を含む。					
算出方法		2023年度並で推移していくとして算出 ※人口推計から0～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、施設整備に伴い、延長保育利用ニーズが増加することを想定。					
今後の 方向性		利用者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き、延長保育事業を提供できる体制を確保していきます。					
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量		2,792	2,792	2,892	2,992	2,992	2,992
確保の 内容	施設数	93	93	94	95	95	95
	定員数	2,792	2,792	2,892	2,992	2,992	2,992
不足数		—	—	—	—	—	—

⑩病児・病後児保育 ：病児保育事業								
所管課	子育て推進課							
事業内容	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。							
対象年齢 ／単位	病 児 保 育：生後４か月～小学校２年生まで 病後児保育：１歳～小学校３年生まで ／延べ利用人数（人／年）							
算出方法	利用登録者数×利用率 ※2023・2024 年度の実績値より算出							
今後の 方向性	病児保育施設のない地域のうち、鶴川地域への病児保育施設整備の検討・調整を行います。また、広域利用協定先の拡充についても検討を行います。 加えて、利用者の利便性向上のため、予約システムの導入を検討します。							
量の見込み（病児保育）								
年度			2023 (実績)	2025 (１年目)	2026 (２年目)	2027 (３年目)	2028 (４年目)	2029 (５年目)
ニーズ量			1,646	1,754	1,754	1,754	1,754	1,754
確保の内容	施設数	忠生	1	1	1	1	1	1
		町田	1	1	1	1	1	1
		鶴川	0	0	0	1	1	1
		南	1	1	1	1	1	1
	定員数 (人／日)	忠生	4	4	4	4	4	4
		町田	6	6	6	6	6	6
		鶴川	0	0	0	4	4	4
		南	4	6	6	6	6	6
	延べ定員数		3,360	3,840	3,840	4,800	4,800	4,800
不足数			—	—	—	—	—	—
量の見込み（病後児保育）								
年度			2023 (実績)	2025 (１年目)	2026 (２年目)	2027 (３年目)	2028 (４年目)	2029 (５年目)
ニーズ量			1,279	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
確保の内容	施設数	堺	1	1	1	1	1	1
		忠生	1	1	1	1	1	1
		鶴川	2	2	2	2	2	2
		南	1	1	1	1	1	1
	定員数 (人／日)	堺	4	4	4	4	4	4
		忠生	2	2	2	2	2	2
		鶴川	8	8	8	8	8	8
		南	4	4	4	4	4	4
	延べ定員数		5,088	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088
不足数			—	—	—	—	—	—

⑪学童保育クラブ ：放課後児童健全育成事業							
所管課	児童青少年課						
事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。						
対象年齢／単位	小学校１年生～６年生まで／利用人数（人／日）						
算出方法	小学生児童推計データ×クラブごとの入会率推計値から算出						
今後の方向性	2025年度から、学校統合に伴って学童保育クラブも統合します。 入会ニーズを踏まえ、適切な保育環境の確保を図っていきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	１年生	1,438	1,468	1,301	1,278	1,219	1,155
	２年生	1,379	1,403	1,345	1,190	1,172	1,117
	３年生	1,076	1,111	1,189	1,125	998	979
	４年生	571	727	695	776	702	629
	５年生	225	395	455	438	525	449
	６年生	102	222	329	399	386	464
	合計	4,791	5,326	5,314	5,206	5,002	4,793
確保の内容	施設数	42	40	39	39	38	38
	低学年	3,893	3,982	3,835	3,593	3,389	3,251
	高学年	898	1,344	1,479	1,613	1,613	1,542
	確保量	4,791	5,326	5,314	5,206	5,002	4,793
不足数	合計	—	—	—	—	—	—

⑫補足給付事業 ：実費徴収に係る補足給付を行う事業						
所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が負担する食費を助成する事業です。					
対象年齢／単位	3歳～就学前まで、かつ年収 360 万円未満相当の世帯、又は第 3子／補足給付事業対象者数（人／年）					
算出方法	2023 年度の私学助成幼稚園入園児童数のうち年収 360 万円未満の世帯の子どもの数に、3～5 歳の人口推計から算定された増減率を乗じて算出					
今後の方向性	国が実施する補足給付事業に基づき、幼稚園に対して保護者が負担する食費を助成していきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
ニーズ量	274	230	223	214	211	210
確保の内容	274	230	223	214	211	210
不足数	—	—	—	—	—	—

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

所管課	子ども総務課
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市では、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する保護者に対し、利用料の一部について補助を実施しています。

⑭子育て世帯訪問支援事業

所管課	子ども家庭支援課
事業内容	ヘルパーが、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）
算出方法	2022・2023年度の平均訪問件数×0～18歳の人口減少率
今後の方向性	本事業の対象となる家庭が事業を利用し、育児手技の習得、養育環境の改善、養育意識の向上等、家庭や養育環境を整えることで、家事・子育てを支援します。

量の見込み

年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	148	179	176	173	170	166
確保の内容	148	179	176	173	170	166
不足数	—	—	—	—	—	—

⑮児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境に課題を抱える子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外の生活の場を子どもに提供するとともに、子どもや保護者からの相談等を受ける事業です。 本市では、類する事業として、子どもセンターや子どもクラブ、冒険遊び場、放課後子ども教室「まちとも」など、広く子どもを対象とする居場所の提供を行っています。また、子どもの生活・学習支援、子ども食堂の開設・運営に係る支援を行うとともに、市内各所で育児相談支援を実施しています。
------	---

⑯親子関係形成支援事業

事業内容	子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、子どもとの関わり方についての知識や方法を身につけることができるように、講義やグループワーク等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。 本市では、類する事業として、保健師による相談支援や、グループミーティングでの保護者同士の悩みや不安の共有・情報交換を実施しています。
------	---

⑰乳児等通園支援事業							
所管課	保育・幼稚園課、子育て推進課						
事業内容	保育所等に入所していない満3歳未満の子どもに対して、保育所等で適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。						
対象年齢／単位	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満までの子ども／利用人数（人／年・月）						
算出方法	【ニーズ量】 2024年度実績をもとに算出 【確保の内容】 事業実施施設の定員数及び受入時間から年間及び月間の定員を算出						
今後の方向性	本市では、2026年度からの本格実施を見据えた事業である「未就園児預かり推進事業」を、2024年度から実施しています。2025年度以降は2024年度の利用状況を踏まえ、確保内容の拡充を行います。利用状況等が確保量の見込みと大きくかい離している場合は、適切に見直しを行います。						
量の見込み							
年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月)	0歳	222	612	1,380	1,380	1,380	1,380
		26	69	115	115	115	115
	1歳	255	939	2,244	2,244	2,244	2,244
		31	113	187	187	187	187
	2歳	401	1,133	2,568	2,568	2,568	2,568
		47	129	214	214	214	214
	合計	878	2,684	6,192	6,192	6,192	6,192
		104	310	516	516	516	516
確保の内容 (各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月)	0歳	369	1,020	1,380	1,380	1,380	1,380
		43	115	115	115	115	115
	1歳	425	1,564	2,244	2,244	2,244	2,244
		51	187	187	187	187	187
	2歳	668	1,888	2,568	2,568	2,568	2,568
		78	214	214	214	214	214
	合計	1,462	4,472	6,192	6,192	6,192	6,192
		172	516	516	516	516	516
不足数		—	—	—	—	—	—



⑱産後ケア事業						
所管課	保健予防課					
事業内容	出産後の育児支援を必要としている母子を対象に、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業です。医療機関・助産院でケアが受けられる宿泊型及び日帰り型と、助産師が訪問し、利用者が自宅で相談やケアが受けられる訪問型を実施しています。					
対象年齢／単位	宿泊型・日帰り型：原則産後３か月未満まで 訪問型：産後１年未満まで ／利用延べ日数（日）					
算出方法	【ニーズ量】 出生数の 2023 年度実績×96％（2022・2023 年度の実績比）×利用率 ×平均利用日数 【確保の内容】 2023 年度の実績を踏まえ、受入れ施設の新規増加分を見込んで算出					
今後の方向性	産婦数は減少傾向にありますが、産後ケア事業のニーズは増加しています。引き続き、助産院やクリニック等に事業委託することで、利用可能日数の確保を図ります。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
ニーズ量	1,736	1,946	2,171	2,290	2,281	2,149
確保の内容	1,736	1,946	2,134	2,241	2,281	2,281
不足数	—	—	37	49	—	—

⑲妊婦等包括相談支援事業						
所管課	保健予防課					
事業内容	妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の状況を把握し、情報提供や相談を行う事業です。妊娠届出後の「出産・子育てしっかりサポート面接」、妊娠8か月頃のアンケート（希望者には面談を実施）、出産後の「こんにちは赤ちゃん訪問」により、切れ目ない支援を実施します。					
対象年齢／単位	妊娠中から出産後にかけての妊婦、配偶者及び出生した子ども／面談回数（回／年）					
算出方法	【ニーズ量】 妊娠届出人数の2023年度実績×95％（2022・2023年度の実績比）×面談3回 【確保の内容】 妊娠届出者、出生者全員を対象に実施するため、100％で算出					
今後の方向性	妊娠届出時には「出産・子育てしっかりサポート面接」の案内、面接時には「こんにちは赤ちゃん訪問」に必要な出生通知票提出の案内を徹底します。妊娠8か月頃のアンケートでも、回答に基づき面談や連絡を行うなど、複数の機会を設けて支援を実施します。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
ニーズ量	6,551	6,204	5,895	5,601	5,322	5,055
確保の内容	6,043	6,204	5,895	5,601	5,322	5,055
不足数	508	—	—	—	—	—

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第6章 計画の推進

1 計画の推進



本計画が基本理念として掲げる「子どもにやさしいまち」は、市のみで実現できるものではありません。市民、家庭、子どもに関わる施設、地域、事業者、市など、社会全体が連携し、それぞれの立場で何ができるかを考え、実践していくことにより実現します。

それぞれの主体が役割を認識し、共通の目標のもとで、共に行動に移していけるように、市民や関係機関と連携しながら計画を推進していきます。

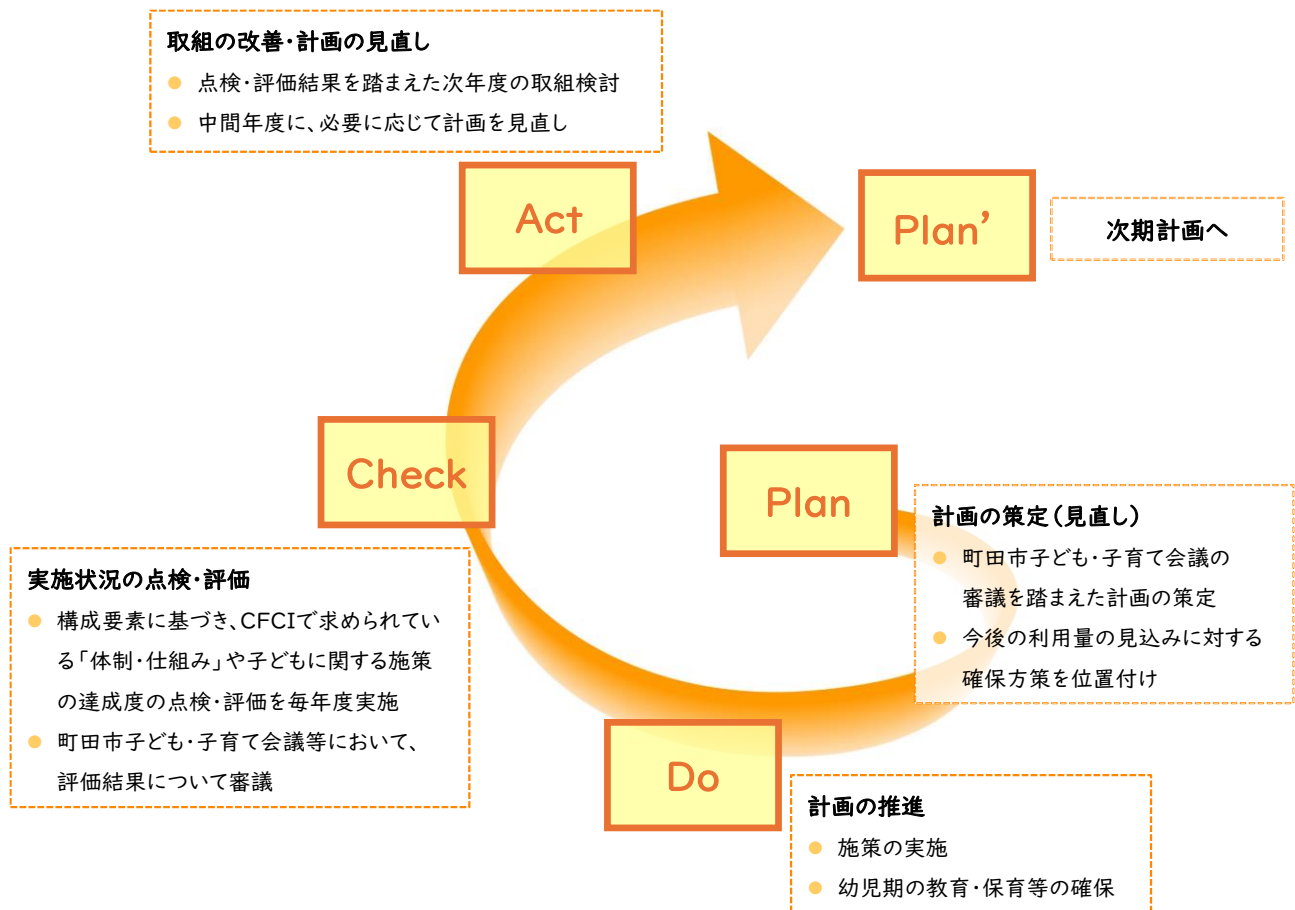
■各主体の役割

市民	市民は、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える住民です。子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるように、子どもがありのままの自分であることができる場所や多様な人と触れ合える環境づくりに取り組むことが求められています。
家庭	家庭は子どもが健やかに育つために最も重要な場であり、保護者は子どもにとって最も身近で重要な責任を持つ大人です。子どもにとっての最善の利益は何かを考え、子どもの声を聴き尊重し、行動することが重要です。
子どもに関わる施設	保育所・学校・子どもセンター・学童保育クラブ・冒険遊び場などの子どもに関する施設は、子どもが学び・体験・遊び等を通じて成長する場です。施設関係者は子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりや、様々な体験を通して成長していけるように支援する必要があります。また、子どもが悩みなどの困難にぶつかったときに、子どもが自分の力で乗り越え、自分の足で人生を歩んでいけるように、そして子どもが失敗や過ちを犯してもやり直し、成長できるように支援することが求められています。
地域	地域は子どもが社会性を育む場であり、また子どもや家庭が生活する場です。地域の住民はすべての子どもが健やかに成長できるように、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が連携して子どもを支援することが重要です。また、市と一緒に子育てしやすい環境をつくり、守ることが求められています。
事業者	事業者は子育て中の従業者が子育てと仕事を両立できるように、子育てしやすい職場環境をつくれます。また、事業活動が「子どもの権利」の侵害につながらないように適切な配慮を行うことが求められています。
市	市は「子どもにやさしいまち」を実現するために各主体と連携して子どものための施策を行います。また、各主体がそれぞれの役割を果たせるように、必要な支援をすることが求められています。

2 計画の進行管理



本計画を効率的に推進していくために、「PDCAサイクル」を活用し、毎年度、各事業の進捗評価、改善を通して、計画の進行管理を図ります。



(1) 計画の評価

本計画から始める新たな取組として、計画の評価にユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」における評価項目を取り入れます。CFCIは、世界的な活動であり、本市はユニセフから承認を受けている全国5自治体のうちの1市です。市の子ども施策の評価に、グローバルスタンダードな評価基準を取り入れることで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

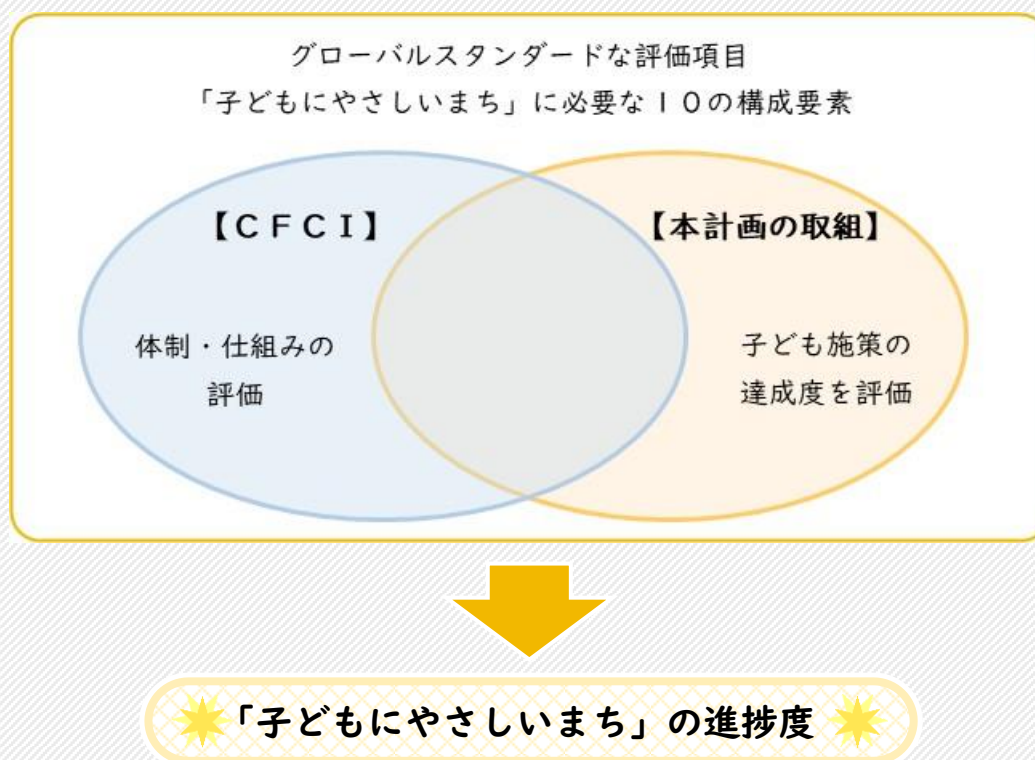
CFCIが自治体に求めている取組の体制や仕組みの充足度と、子どもに関する施策の達成度を、CFCIが定める「子どもにやさしいまち」に必要な10項目の構成要素に基づき一体的に評価をすることで、本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度とのバランスを示します。これにより、重点的に取り組む必要がある要素を明確にすることができ、より効果的・効率的に「子どもにやさしいまち」の実現を目指すことができます。

■ 「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素

①子どもの参画の推進	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

※ユニセフは①～⑨の9項目を構成要素として掲げている。10項目目は各自治体で各々設定。
本市は「子どもの居場所づくり」としている。

■ 計画の評価のイメージ



(2) 計画の評価方法

① 体制・仕組みの評価

「子どもの権利」の実現に取り組む体制・仕組みについては、ユニセフが提示するC F C Iの評価基準を参考に、町田市版子どもにやさしいまちチェックリストを作成・活用し、評価しています。

町田市版子どもにやさしいまちチェックリストとは、10項目の構成要素、52のチェック項目、行動事例^{※12}（参照：下記「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト（2024年度時点）（抜粋）」）で構成されており、本市の状況を行動事例に当てはめることで、「体制・仕組み」の観点から本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度を評価することができます。

■町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト（2024年度時点）（抜粋）

構成要素	チェック項目	行動事例
①	行政活動全体にわたって、「子どもの権利条約」12条（子どもが意見を表す権利を持つこと）の原則が反映される仕組みを有しているか	◎展開する事業全般にわたり、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置づけられている。 ○展開する一部事業で、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置づけられている。 ×子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在しない。

② 子ども施策の達成度の評価

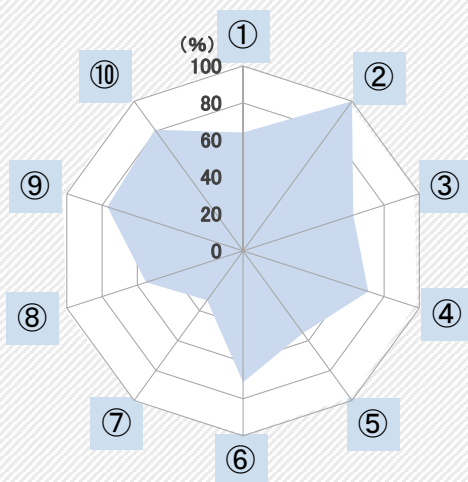
子どもに関する施策の達成度は、本計画のそれぞれの取組に設定された指標と目標値に対する、達成状況により評価します。これによって、具体的な施策に対する取組状況の観点から本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度を評価することができます。

※12 「ユニセフ日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデル」の標準となる行動事例。

③ 「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスの可視化

本計画の取組を10項目の構成要素と紐づけることで、構成要素ごとの本市の「体制・仕組み」と「子ども施策の達成度」を評価することができます。そして、その結果をレーダーチャートにすることにより、本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスを可視化し、本市が重点的に取り組む必要がある項目を明確にします。

■ 「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスの可視化イメージ（レーダーチャート）



■ 「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素（再掲）

①子どもの参画の推進	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

④ 評価方法

- i 町田市版子どもにやさしいまちチェックリストで「体制・仕組み」を評価
- ii 本計画の第4章に掲載している子ども施策の達成度を進捗状況で評価
- iii 本計画の取組を構成要素に紐づける
- iv 構成要素ごとの評価をグラフ化し、進捗度とバランスを可視化



3 推進体制



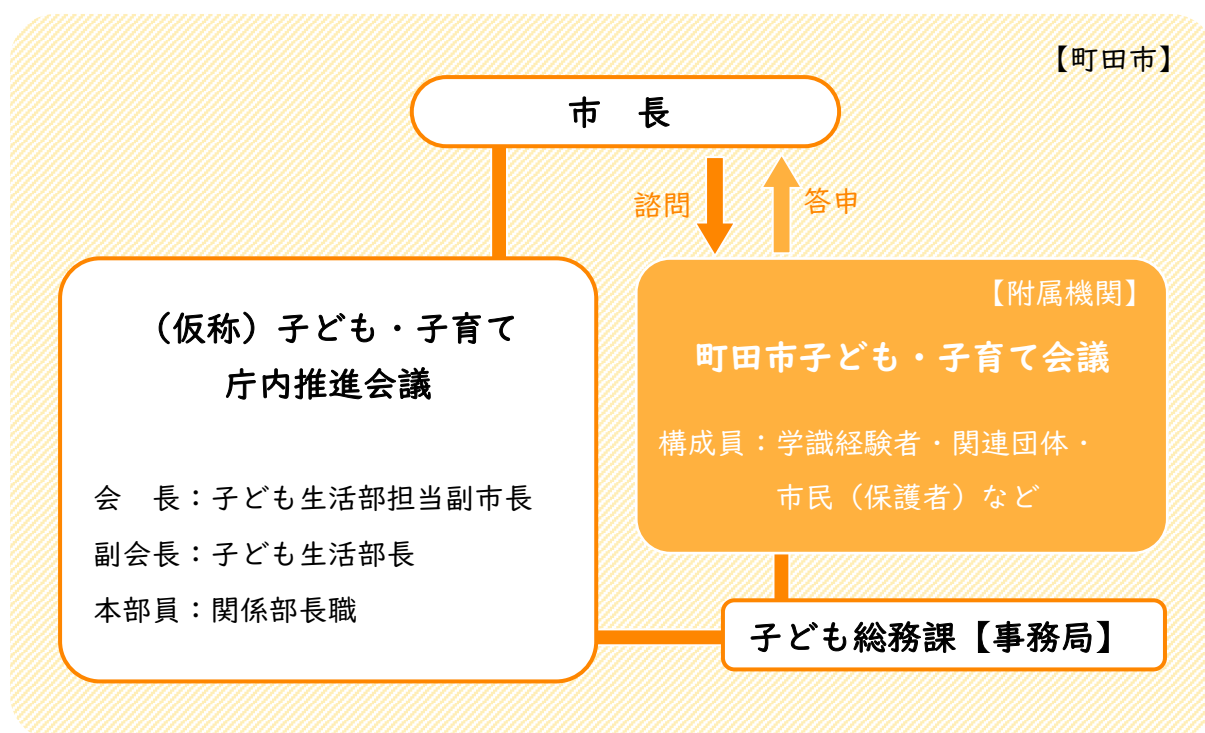
「子どもにやさしいまち」を着実に推進していくためには、評価結果を基に重点的に取り組む必要がある項目を明確にし、足りない点を改善していく必要があります。

評価については、専門的、市民の見地から客観的な評価を受け、視野を広く持つことが重要であるため、外部の有識者や関連団体、市民（保護者）などで構成された附属機関である「町田市子ども・子育て会議」により、評価結果について審議を行い、答申を受けます。答申内容を基に、市は改善や見直し等の対応策の検討を行います。

改善や見直しを行うにあたっては、市内のすべての部署が共通認識を持ち、組織横断的に課題解決に向けた取組を進めることが必要であるため、関係各部署により構成される「（仮称）子ども・子育て庁内推進会議」の立ち上げを検討します。

市のすべての取組において「子どもにやさしいまち」の実現に向けた視点を持ち、全庁的に本計画を推進します。

■ 計画の推進体制



4 計画の進行状況の公表



計画の進行状況について、実施状況の点検・評価・改善結果を町田市子ども・子育て会議の審議を経た後、毎年度、市のホームページで市民にわかりやすく公表します。公表することにより、市民や関係機関への周知に努めます。

会長あいさつ

参考資料

1 関連する法律、条例等



(1) こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施

策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進する

参考資料

こと。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（２）町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマチ条例）^{ルール}

目次

前文

第１章 総則（第１条・第２条）

第２章 子どもの権利（第３条―第６条）

第３章 子どもの権利を保障する大人の責務（第７条―第１２条）

第４章 子どもの権利の保障の推進（第１３条―第１９条）

第５章 施策の推進（第２０条・第２１条）

附則

この地域「まちだ」で望み、目指す

なりたいまちの姿は

「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が

考えて、行動して、実現する

「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、

子どもたち自身が、

自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

意見を言い、実行しているまちであること

たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること

そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、

それぞれの立場で活動しているまち

そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市は、この条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１）子ども 町田市（以下「市」といいます。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。

（２）保護者 親及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（３）施設 市内にある児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第２章 子どもの権利

（生きる権利）

第３条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）命が守られ、尊重されること。

（２）愛情及び理解を持って育まれること。

（３）健康に配慮され、適切な医療を受けられること。

（４）暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

（育つ権利）

第４条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。

（２）様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。

（３）個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。

（４）成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

（守られる権利）

第５条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。

（２）成長が阻害される状況から保護されること。

（３）子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。

（４）自分に関する情報を不当に利用されないこと。

（５）障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

（参加する権利）

第６条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。

（２）自分に必要な知識及び情報を得ることができること。

（３）自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

参考資料

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすることの豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

(施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

(1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。

(2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。

(3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。

(4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもがありのままの自分でいることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。

(2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。

(2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。

(3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮を行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を

行わなければなりません。

第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

（子どもへの情報発信）

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

第5章 施策の推進

（計画の策定及び公表）

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」といいます。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

（検証）

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

附 則

この条例は、令和6年5月5日から施行します。

(3) 町田市子ども憲章

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして1996年5月に制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子どもの委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうしてできあがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…
それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。
そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけではいけない。
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。
いつも楽しくなるように、
－自分の道は自分で切り開いていきます。

● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。当たり前のことなんだ。だから、
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、
－みんなで助け合って生きていきます。

● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。
いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、
－仲間を大切にします。

● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、
－自分の夢を持ち続けます。

2 町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）【抜粋】



行動計画の概要

● 行動計画策定の経緯

町田市では、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、2018年3月に「町田市子ども発達支援計画2018年度～2020年度」を策定し、当計画を「児童福祉法」で策定が求められた「障害児福祉計画」として位置付けました。

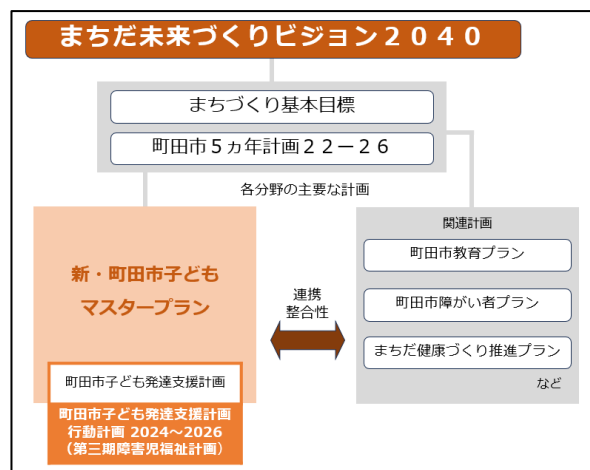
その後、障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」に「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を取込み、2021年3月には具体的な行動内容を示した「町田市子ども発達支援計画行動計画2021～2023（第二期障害児福祉計画）」を策定しました。

● 「子ども発達支援計画行動計画2024～2026」の策定目的と計画の位置づけと計画期間

今回、障がい児支援体制の充実と、障がいの有無にかかわらず子どもの権利が保障されるまちの実現を目指し、具体的な「取組内容」「指標」「目標値」等を示す「子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）」を策定いたしました。

本行動計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間となります。

■ 計画の位置づけ



■ 計画の期間

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
町田市子ども マスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン (2015～2024)							(仮称) 町田市子ども マスタープラン25～34		
	第一期子ども・ 子育て支援事業 計画		第二期子ども・子育て支援事業計画				第三期子ども・子育て 支援事業計画			
町田市子ども 発達支援計画	町田市子ども 発達支援計画 (2018年度～ 2020年度) (第一期障害児 福祉計画)		町田市子ども発達支援計画				(仮称) 町田市子ども 発達支援計画			
			町田市子ども発達支援計画 行動計画 2021～2023 (第二期障害児福祉計画)		町田市子ども発達支援計画 行動計画 2024～2026 (第三期障害児福祉計画)					

行動計画の考え方

施策の体系

障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」における「基本理念」「基本目標」「目指す姿」は、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」※と同一にしています。

※「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」（＝現行計画）は2024年度まで。2025年度からは、「（仮称）町田市子どもマスタープラン25ー34」（＝次期計画）となる予定。

〔基本理念〕

子どもが自分らしく安心して
暮らせるまちをみんなで創り出す



【基本理念】

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

【基本目標】

I
子どもが健やかに
育ち、一人ひとり
自分の中に光るも
のを持っている

II
子どもが安らい
でいる家庭があり、
家庭が地域と
つながっている

III
子どもが地域の中
で大切にされて
いる

【目指す姿】

1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している

2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している

1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている

2 子育てと仕事の両立ができている

3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている

1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている

2 みんなが安全・安心に子育てをしている

「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」では、2023 年 12 月に制定された「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」で掲げた 4 つの子どもの権利の考え方を心がけながら、基本施策を推進していきます。

安全安心な環境で不安なく、子どもが生きていく権利です。命が守られるだけでなく、愛情をもって大切にされ、育まれることも含まれます。

生きる権利

育つ権利

子どもが心も体も健やかに、色々な経験をしながら、自分らしく成長するための権利です。悩んだときには相談することもできます。

大切な子どもの権利が侵害されないように守ってもらえる権利です。子どもが自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられることも含まれます。

守られる権利

参加する権利

子どもが、社会の一員として、自分に関わることについての意見を表明する権利です。表明された意見は尊重される必要があります。



【基本施策】

I-1-(1) 豊かな人間性・社会性を育む活動への参加の支援と場の確保

I-2-(1) 子どもが自分らしく育つための、特徴や状況に応じた療育の充実

I-2-(2) 一人ひとりのニーズに合わせて学ぶことができる教育環境の充実

I-2-(3) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けることができる連携体制の充実

I-2-(4) 適切かつ質の高い支援を受けられるよう、支援の質の向上を図る

II-1-(1) 子どもの育ちや子育ての状況に応じて気軽に相談できる体制の充実

II-1-(2) 「子どもと向き合った、自分らしい」子育てへの理解と支援

II-2-(1) 子どもとその家族が必要とする支援を受けられるサービス提供体制の充実

II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が必要な支援を受けられる体制の充実

II-3-(2) 子どもが健やかに育つことができる安全安心な家庭環境の確保

III-1-(1) 子どもと地域のつながりを広げるための参加支援と場の確保

III-2-(1) 子どもが安全安心に暮らしていくための障がい等に関する理解の促進と環境整備

行動計画の各基本目標における取組

基本目標Ⅰ：子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

<現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもの数は増加傾向にあるため、支援・サービスの提供体制を充実することが求められています。
- ・支援・サービスに関する情報発信や周知方法に課題があります。

<取組の方針>

- ・子ども一人ひとりの発達段階や生活状況に応じた支援・サービスの提供体制を充実・強化します。

<主な取組>

- ・障がい児スポーツ教室
内容：小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで年間36回程度開催します。
- ・子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）
内容：地域の保育園・幼稚園等に通園している子どもを対象に、遊びなどを通じて自信や意欲を育て、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・事業所ガイドブック
内容：市内にある児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を紹介するガイドブックを作成・配布するとともにまちだ子育てサイトで公開します。
- ・療育実地研修
内容：子どもが通う施設の職員の発達障がい等に関する知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。
- ・特別支援教育巡回相談員等による支援
内容：学校からの要請に応じ、特別支援教育巡回相談員、専門家チーム専門員、特別支援教育専任相談員が学校を訪問し、特別な支援や配慮を要する児童生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。

基本目標Ⅱ：子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

<現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもとその家族は、子ども発達センターだけではなく多様な機関からも相談につながっています。また、子どもの成長に合わせた発達支援・相談対応を行うためには、教育・保育施設と様々な専門機関との連携が不可欠であり、これまで以上に関係機関の情報共有・連携が求められます。

<取組の方針>

- ・関係機関の情報共有や連携強化により、発達に支援が必要な子どもとその家族が安心して相談することができる体制を充実します。

<主な取組>

- ・地域子育て相談センター
内容：マイ保育園(子育てひろば)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。
- ・療育記録ノート
内容：入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。
- ・保育園等での医療的ケア児の受け入れ
内容：「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。
- ・重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト
内容：地域で生活する医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、その家族が行っている医療的ケア等を代替えることで、その家族に一時的な休養を提供する事業を行います。

基本目標Ⅲ：子どもが地域の中で大切にされている

<現状・課題>

- ・新型コロナウイルス流行により子どもの外出機会は減少しましたが、感染症法上の位置づけ変更などを踏まえ地域の活動等への参加を促していくことが大切です。
- ・子どもの外出や社会参加に、大半の保護者が不安を感じています。子どもの積極的な社会参加には、地域の中でも「分け隔てなく接してくれる大人」が特に不可欠であり、地域で子どもたちと接する「大人」に対し、障がい等に関する理解促進を図ることが大切です。

<取組の方針>

- ・障がいの有無にかかわらず、子どもたちが地域でともに過ごし、学び、成長できる地域社会の実現のために、障がい等に関する理解促進を図っていきます。

<主な取組>

- ・ 交流及び共同学習の推進
内容：通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。
- ・ 地域参加支援
内容：子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。
- ・ 子ども発達センターの保育所等訪問支援
内容：専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・ 地域公開講座
内容：地域住民に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。
- ・ 高校生療育体験ボランティア
内容：町田市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。
- ・ バリアフリー基本構想に基づく地区ごとのバリアフリー化の推進
内容：だれもが安心して移動や施設等の利用ができる環境の整備促進を図るため、市内10地区のバリアフリー基本構想における特定事業の進捗管理を行います。

3 学童保育クラブの方針



(1) 町田市学童保育クラブ基本方針25-29

1 策定の背景と目的

町田市の学童保育クラブでは2020年度からの5年間の取組の方向性を示す「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」を基に、質の向上に取り組んできました。しかし、この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取り巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。

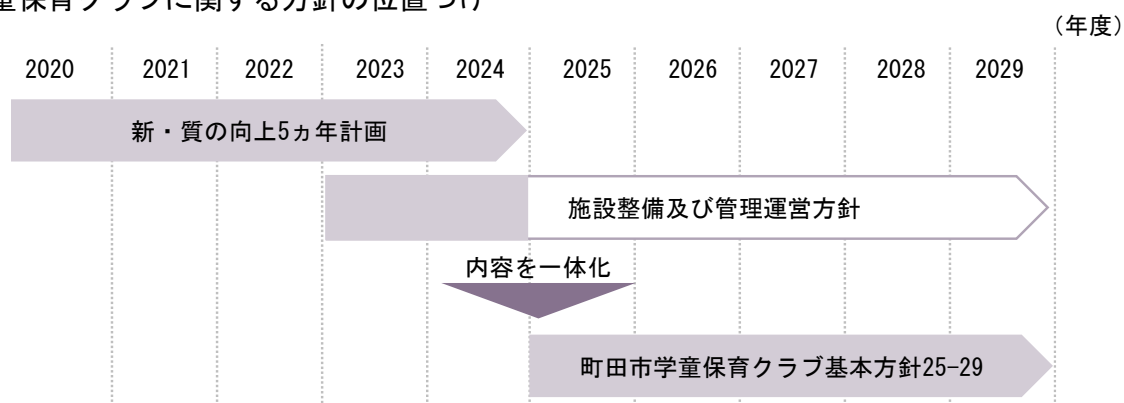
2021年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）に基づき小学校の統合・建て替えが示されました。

また、本推進計画を受けて2023年度には、将来を見据えた施設整備や保育サービスなどに関する基本的な考え方をまとめた「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」を策定しました。

これらの経緯を踏まえ、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」及び「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の内容を一体化するとともに、学童保育クラブのあるべき姿と2025年度から取り組むべき施策の方向性を示すものとして、「町田市学童保育クラブ基本方針25-29」を策定します。

なお、本方針にひもづく主な取組のなかで、年次設定が可能かつ進捗管理が必要なものについては、「町田市子どもマスタープラン25-34」に位置づけることとします。

■学童保育クラブに関する方針の位置づけ



2 国や都の動向や町田市の現状・調査

(1) 国の動向

● 「放課後児童クラブ運営指針」の改定

学童保育クラブについて、遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。2025年1月には、こども家庭庁から「こども基本法」や「こどもの居場所づくりに関する指針」などを踏まえ、子どもの意見の尊重・反映や、性被害防止のための取組、児童間での性暴力への対応などを盛り込む改定がありました。

■放課後児童クラブ運営指針の主な内容

① 職員体制

支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

② 子ども集団の規模（支援の単位※¹³）

1つの支援の単位を構成する子どもの数は、おおむね40人以下とする。

③ 施設

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（いわゆる「専用区画」）を設け、専用区画は開所時間を通じて専ら学童保育クラブ事業の用に供するものでなければならない。

また、専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保することが求められる。

④ 開所時間及び開所日

開 所 時 間：学校休業日は1日につき8時間以上、学校登校日は1日につき3時間以上を原則とする。

開所する日数：1年につき250日以上を原則とする。

● 「放課後児童対策パッケージ」の策定

こども家庭庁と文部科学省は、「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2024年度に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。放課後児童クラブの受け皿整備として、学校施設内外問わず活用する場を求めていくことや、「こども未来戦略」（2023年12月閣議決定）に盛り込まれた常勤職員配置の改善に取り組むことが掲げられています。

※13 子どもに対する育成支援を一体的に行う集団規模。

また、２０２４年１２月には、待機児童の増加が認められることから、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対応策を整理した「放課後児童対策パッケージ２０２５」が策定され、年度前半及び夏季休業期間の開所支援のあり方を検討することや、小学校新１年生の待機解消を重点的に推進することが記載されました。

（２）都の動向

東京都福祉局は、２０２４年７月から「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」を設置し、学童クラブ事業における子どもの最善の利益を考慮した育成支援（子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、独自の面積や職員配置基準を設ける認証学童クラブ制度を２０２５年度から創設するための検討を行いました。同年１２月に出された議論のとりまとめでは、都独自の運営基準として、国の基準を上回る専用区画の面積や職員配置を確保すること、多様な遊びや体験活動を実施すること、長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入することなどを、経過措置を設けて段階的に求めていくことが盛り込まれています。

（３）町田市の現状

● 「町田市公共施設再編計画」や「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定

町田市では、財政状況が厳しさを増すなかでも必要な公共サービスを維持又は向上させていくため、２０１８年度に「町田市公共施設再編計画」（以下、「再編計画」という。）を策定しました。再編計画では、学童保育クラブについて「地域の拠点となる学校に複合化・多機能化することで、建物の総量圧縮を図る他、学校施設の活用により多様な活動が可能となり、魅力が向上する。」と示しています。

また、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応し、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、２０２１年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定しました。これらの計画や方針では、学校施設の建て替え等を行う町田市立学校における放課後活動の拠点づくりの基本理念として、「放課後における児童生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境」を整備していくことを示し、現在、公設の学童保育クラブ４２クラブのうち３８クラブを学校施設内に整備している状況を鑑み、学童保育クラブも学校施設の一機能として位置づけています。

● まちだの中学校給食センター計画の策定

町田市では「給食センター方式による全員給食」の導入に向け、２０２１年度に「まちだの中学校給食センター計画」を策定しました。本計画では、給食センターが目指していく姿の一つに「地域とつながりあい新しい価値を生み出しつづける」ことを掲げており、その取組例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。

また、２０２４年１２月には、鶴川エリアの中学校給食センターが開所しました。

(4) 新たな学校づくりなどに関連した調査（抜粋）

学童保育クラブに対するニーズ把握のためのアンケート 2022年度実施	
【調査対象】 - 利用者（保護者・児童）、保育所を利用する保護者 - 運営事業者	○通学する小学校区の学童保育クラブに通うことについて 「今のままでよい」が85%、「他の小学校区の学童保育クラブも通えた方がいい」が9% ○学校夏季休業中の昼食について 「昼食（仕出し弁当を含む）を提供してほしい」が72%、「今のままでよい」が21%
行き帰りの安全対策に関する実地調査 2022年度実施	
【調査概要】 - 新たな通学路指定を想定した道路状況の確認 - クラブにおける児童の降所時間・方法調査	○帰りの時間が17時以降の場合、保護者のお迎えが多い傾向のクラブはおよそ90%、駐車スペース設置の要望を受けているクラブはおよそ80% ○実地調査を行った統合を進めている5地区においては、調査当日に18時以降に一人帰りをする児童の姿はほとんど見られない
他市の保育サービス状況調査 2023年度実施	
多摩26市、相模原市（夏休み期間中における昼食提供、行き帰りの安全対策など）	○帰りの安全対策として、調査対象の27市中9市において、シルバー人材センターや地域のボランティア人材による見守り、児童の集団での下校などを実施 ○昼食提供の実施については、調査対象の27市中6市が「導入済み、又は実施予定」、18市が「実施の予定なし」

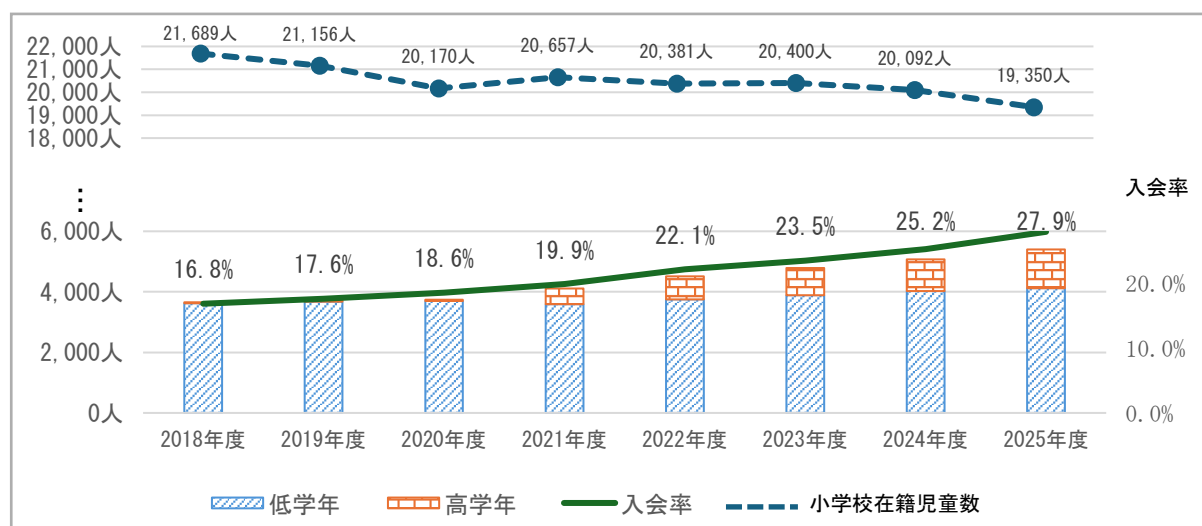
3 学童保育クラブを取り巻く課題

(1) 入会ニーズの上昇

町田市では、一斉入会受付期間に申請を受け、入会要件を満たしている低学年児童（１～３年生）及び全学年の障がい児については、全員が入会できる制度を実施しています。小学校児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇によって、放課後の生活の場として学童保育クラブに対するニーズは高まり、２０２４年度には入会児童が５，０００人を超えました。また、小学校児童数と学童保育クラブ入会児童数から割り出される「学童保育クラブ入会率」も年々上昇傾向にあります。

この結果、２０２４年４月１日時点の待機児童は０人だったものの、夏季休業期間中は一部の学童保育クラブでは待機児童（空き待ち）が発生しています。

■学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移



※２０２５年度は速報値

● 育成スペースの不足

児童の入会にあたっては、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や市の条例で定める「支援の単位は児童４５人を上限とする」「利用者一人につきおおむね１．６５平方メートル以上」を遵守するため、小学校の特別教室を借用するなどの方法で、育成スペースの拡張を行っています。

しかし、定員数に応じた面積を確保できているのは、２０２４年度は１４クラブにとどまっています。また、入会児童数の増加に合わせて学校内で教室の借用を進めた結果、近年育成スペースを１か所に集約できず、分散・点在しているクラブが発生しています。

■学童保育クラブの育成スペースの位置

(単位：クラブ数)

	2024年度	2025年度
1か所で保育	22	19
2か所で保育	17	19
3か所で保育	3	4

● 高学年児童の増加

2015年の児童福祉法の改正や昨今の保育ニーズの動向を踏まえて、2021年4月から高学年児童の受入れを開始したことから、入会児童数における高学年児童（4～6年生）の比率は年々高まっています（P159グラフのとおり）。このことから、学童保育クラブが6年生まで入会できる場所であるという認識が浸透しつつあることが伺えます。

これにあわせて、年齢、性別、発達などに応じた育成環境の更なる整備が必要となっています。

● 特別な配慮が必要な児童の増加

学童保育クラブ入会児童において、障害者手帳を所持している、特別支援学級に在籍している児童などの割合が高まっており、支援員を追加配置する対象となる児童数は、2024年度には84人となっています。また、医療的ケアが必要な児童の受入れも行っています。

児童同士が生活を通じて共に成長できるよう、インクルーシブな支援が求められています。

(2) 老朽化する施設の設備

町田市では1963年に2か所で公設の学童保育クラブを開設して以降、学童保育クラブの整備を進めましたが、施設の老朽化や設備の経年劣化が課題となっています。

屋根や床、外壁、窓枠等の破損や、ガスや水道、電気など設備配管等の老朽化は、機能面だけでなく、保育の安全性の低下にもつながるため、計画的な修繕が必要です。

また、近年の気候変動による猛暑対策として、空調設備の緊急的な修繕も増加しています。

(3) 放課後児童支援員の人材不足

学童保育クラブの運営事業者からは放課後児童支援員の人材不足が、運営上の課題としてあげられています。安定的な運営のためには、放課後児童支援員の更なる人材の確保や定着のための処遇改善などの取組が必要です。

(4) 受益者負担の適正化

町田市の学童保育クラブの育成料は、市の条例において月額料金を9,000円と定めています。この額は、2024年度時点では多摩26市において一番高い金額です。一方で、所得等に

応じた減額・免除制度は細やかな設定をしており、市民税均等割のみ課税世帯の育成料である月額料金3,000円は、多摩26市の中で3番目に安い金額となっています。

2024年度には、町田市子ども・子育て会議のワーキングチームとして「育成料のあり方検討部会」を設置し、現状を踏まえた学童保育クラブの育成料について検討を行った結果、受益者負担割合が、町田市の適正值である50%に近づいていることなどから、育成料は改定せず現状維持とすることとしました。今後も受益者負担割合の適正化を考慮し、育成料の見直しを行います。

（５）管理・運営体制への指摘

学童保育クラブの管理・運営については、2003年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され、町田市においても2004年から導入を開始しました。指定管理者制度とは、利用者サービス向上のため、専門的なノウハウがある民間事業者に委託する仕組みです。2025年4月時点では、直営の1クラブを除く41クラブにおいて指定管理者制度により管理・運営が行われています。

しかし、学童保育クラブの指定管理者選定の2期目以降は、前指定期間の管理者であった法人のみが応募する状態が継続しており、競争性が発揮されていないことから、2021年度の包括外部監査においては、応募資格の拡大などの意見を受けています。

（６）学校統合に伴う対応

「推進計画」に基づく新しい学校施設環境の整備として、2025年度から、小学校の統合や建て替えが開始されるため、学童保育クラブも同様のタイミングで、育成スペースの再整備や新たな施策の展開を行う必要があります。

● 育成環境やイベントプログラムの充実

新たな学校づくりを契機として、町田市における人口の推移や将来推計を見据えた育成スペースや、職員配置を強化することが求められています。

また、保護者の声を踏まえた多様なサービスとして、長期休業期間における昼食提供の仕組みや放課後子ども教室「まちとも」（以下、「まちとも」という。）事業や放課後活動等と連携した遊びや体験のプログラムを充実することの検討が必要です。

● 通学路の負担軽減

学童保育クラブの行き帰りについては、学校の登下校と同様に、児童が一人で徒歩により通所することを基本的な考え方としています。「推進計画」に基づく通学区域の見直しによって、区域が広がり、通学時間が長くなる児童がいることから、その負担軽減が課題となっています。「推進計画」では、通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度を目安」とし、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度を目安」としていることを踏まえつつ、学童保育クラブからの降所に

については、時間帯によっては通学路の視認性が悪いことから、独自の安全対策が求められています。

4 方針の構成・体系

本方針は、下記の要素から構成するものとします。

- 「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」（2020年度～2024年度を対象）から引き継ぐ方向性
- 「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」（2023年度～2029年度を対象）から引き継ぐ施策の方向性
- 近年新たに加わった、国の児童福祉分野の動き、市の現状や学童保育クラブの課題を踏まえた方向性

これらの要素を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」で示される以下の「放課後児童健全育成事業の役割」に対応する形で、基本方針Ⅰ～Ⅲを示します。

■ 放課後児童健全育成事業の役割

- ① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
- ② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
- ③ 学校や「まちとも」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

5 方針の対象期間

本方針の対象期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、子どもに関する総合計画「町田市子どもマスタープラン25－34」と整合性を図ります。

なお、社会情勢や国・都の動向等によって、修正の必要が生じた際には、適宜対応します。

■ 方針の体系

放課後児童健全育成事業の役割

① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。

② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。

③ 学校や「まちとも」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

学童保育クラブを取り巻く課題

- ・ 入会ニーズの上昇
- ・ 育成スペースの不足
- ・ 高学年児童の増加
- ・ 特別な配慮が必要な子どもの増加
- ・ 老朽化する施設や設備

- ・ 放課後児童支援員の人材不足
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 管理・運営体制への指摘

- ・ 学校統合に伴う対応
- ・ 育成環境やイベントプログラムの充実
- ・ 通学路の負担軽減

基本方針

I 居心地の良い施設環境の整備

- 1 適切な育成スペースの確保
- 2 施設の整備や機能の充実
- 3 施設や設備の計画的な修繕
- 4 学校統合に対応した環境整備

II 保育の質の向上

- 1 放課後児童支援員の確保
- 2 放課後児童支援員の資質向上
- 3 巡回アドバイザー制度の実施
- 4 育成料の見直し
- 5 管理・運営方法の弾力化

III 多様なサービスの推進

- 1 「まちとも」との一体的な運営
- 2 多様なプログラムとの連携
- 3 長期休業期間の昼食提供の実施
- 4 行き帰りの安全対策の実施
- 5 入退室管理システムの導入

6 【基本方針Ⅰ】 居心地の良い施設環境の整備

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、育成スペースは「児童1人につき1.65平方メートル以上」を確保します。また、「1つの支援の単位を構成する児童の人数は45人を上限」とします。

子どもたちが、居心地のよい施設で、のびのびと過ごすことができるよう、入会ニーズに対応した育成スペースの確保や新校舎建設に合わせた学童保育クラブの整備とともに、既存スペースの狭あい化解消や老朽化対策を実施します。また、子どもの人権への配慮や社会環境の変化に応じた、学齢期の児童にとって居心地のよい環境づくりを行います。

1 適切な育成スペースの確保

現在の入会制度のもと、既存の育成スペースでは狭あい化してしまう場合は、特別教室の借用等、学校施設の利用を前提に進めます。しかし、小学校の余裕教室の利用が見込めない場合は、周辺の公共施設及び民間施設の活用を検討します。それでも適したスペースが見つからない場合は増築を検討します。

育成スペースについては、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、専有スペースだけでなく、主に高学年児童のスペースとして一時的なタイムシェアも活用します。

また、市の実情を考慮しつつ国や東京都の施策に連動し、求められる基準や要件を満たす育成スペースを確保できるよう努めます。

2 施設の整備や機能の充実

子どもマスタープラン

高学年児童の受入れ環境の整備や、障がい等がある子どものインクルージョンの推進のため、男女別のトイレや更衣室といったプライバシーが保護された空間づくりや、クーリング機能（児童の気持ちを落ち着かせるスペース）の整備を進めます。

3 施設や設備の計画的な修繕

施設の老朽化については、これまで「築年数が20年以上を経過している」ことを定義とし、老朽化対策を行ってきました。今後はそれぞれの構造による耐用年数、「推進計画」に基づく統合までの使用期間や老朽化の状況に応じて、修繕の内容を精査して行います。

空調設備については、使用期間が「耐用年数（15年）を経過している」ことを定義とし更新を行ってきました。今後は、機器の稼働状況や推進計画に基づく学校統合までの使用期間を踏まえて対象設備を決定し、計画的に進めます。

また、トイレ・手洗いといった衛生設備についても計画的に整備・修繕をすることで、適切な育成環境の確保に努めます。

4 学校統合に対応した環境整備

「推進計画」によって学校が統合する場合でも、1つの小学校区に1つの学童保育クラブを整備します。新校舎に学童保育クラブを整備する際には、安全管理のリスクを低減するため、学校施設内に複合化し、かつ屋外遊びがしやすい低層階へ設置します。

また、学校施設活用区画（棟）に複合化された施設や「まちとも」事業との連携のためのゾーニングを図ります。

なお、新たに整備する学童保育クラブの名称は、新たな学校名に合わせることを原則とします。

7 【基本方針Ⅱ】 保育の質の向上

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、「支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（そのうち1人は補助員に変えることができる）」を遵守します。

また、児童それぞれの発達や特性に寄り添った支援を行えるよう、放課後児童支援員の人材確保や育成、運営ノウハウの共有に取り組めます。あわせて、学童保育クラブを取り巻く環境変化に弾力的に対応できるような、制度の見直しや組織づくりを行います。

1 放課後児童支援員の確保

放課後児童支援員とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定され、学童保育クラブに配置することが定められている職員のことをいいます。都道府県等が主催する放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たし、研修を修了することで、有資格者となることができます。

町田市では放課後児童支援員確保のため、この基準に規定する基礎資格（保育士、社会福祉士等）や、一定の実務経験を有する者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を2年以内に修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなす規定を設けます。

また、放課後児童支援員の安定的、継続的な関わりを促進するため、国の「こども未来戦略『加速化プラン』」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員の複数配置を進めます。

2 放課後児童支援員の資質向上

子どもマスタープラン

学童保育クラブ運営のなかで、放課後児童支援員は、関係機関と連携しながら子どもに適切な保育を実施するなど、重要な役割を果たします。「町田市学童保育クラブ研修実施方針」※14に沿って放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

3 巡回アドバイザー制度の実施

子どもマスタープラン

子どもの安全の確保を図り、また子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性・社会性のより一層の向上を図るため、学童保育クラブ巡回アドバイザー制度を実施します。学童保育クラブ巡回アドバイザーは、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施していきます。

4 育成料の見直し

2024年度には、子ども・子育て会議の中であり方見直し検討部会を設置し、その金額や減免制度について審議を行った結果、現行の育成料を維持することとなりました。

引き続き、育成料については、市が定める「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、施設の充実や管理・運営方法の最適化を目指すことで利用者に対するサービスの向上を実現するとともに、施設利用に伴う受益者負担について、市民間の公平性の観点から、引き続き適正な育成料を設定できるよう定期的な見直しを行います。

5 管理・運営方法の弾力化

①施設の運営について

運営については、学童保育クラブは民間の能力を活用しつつ、事業の継続性や安定供給を図るため、今後実施される小学校の新校舎建設がいずれの手法であっても、以下の3つの観点を踏まえて、指定管理者制度の柔軟な活用を基本的な考え方とします。

- ・ 児童や保護者の環境変化に伴う影響を最小限とすること
- ・ 今後の国や都の制度変更にも適切に対応すること
- ・ 競争性を確保することで保育の質の向上を図ること

②施設の維持・管理について

新校舎建設をPFI方式で行う地区については、学童保育クラブもPFI方式とします。

※14 P168 参考資料「3（2）町田市学童保育クラブ研修実施方針」参照。

8 【基本方針Ⅲ】 多様なサービスの推進

学童保育クラブが、子どもにとって安全で、保護者にとって安心して預けられる場所となるように、また子育て家庭の生活状況の変化に対応するために、多角的なサービスを展開します。

1 「まちとも」との一体的な運営

子どもマスタープラン

町田市では、放課後子ども教室運営協議会などを活用して、学童保育クラブと「まちとも」の連携を図っていますが、今後は新たな学校づくりを契機に、「まちとも」と学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討及び導入し、子どもの居場所の更なる充実を図ります。

2 多様なプログラムとの連携

保育時間中に多様な体験活動に参加できるよう、学童保育クラブで実施するプログラムに加えて、「まちとも」や学校施設活用区画（棟）等で実施するプログラムとの連携を図ります。

3 長期休業期間の昼食提供の実施

中学校給食センターの整備を契機とした配食サービスの事業化を進めます。学童保育クラブへの配送手法、搬入経路、発注方法を検討し、2025年度の夏休みに鶴川エリアの中学校給食センターから昼食を提供する実証実験を行います。この実証実験を踏まえ、本格導入に向けて、配送可能なクラブの選定や実施期間の拡大などを検討します。

4 行き帰りの安全対策の実施

新たに学童保育クラブを整備する際は、主に下記のような安全対策を講じます。

- ・ 保護者のお迎えが増えることを想定し、学校内に駐車・駐輪スペースを確保します。
- ・ 駐車スペース周辺等で児童の見守り人員を配置します。
- ・ 夏季と冬季の日没前後の時間帯で、視認性が悪い箇所がないかの点検を行うほか、児童への交通安全指導を実施します。

5 入退室管理システムの導入

子どもマスタープラン

2025年度に実施する指定管理者の選定から順次、児童の入退室情報や日々の様子を、保護者にリアルタイムで通知する入退室管理システムを活用することを規定します。これによって、すべてのクラブに順次、入退室管理システムを導入し、学童保育クラブの安心・安全な環境を整えます。

(2) 町田市学童保育クラブ研修実施方針

1 策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行

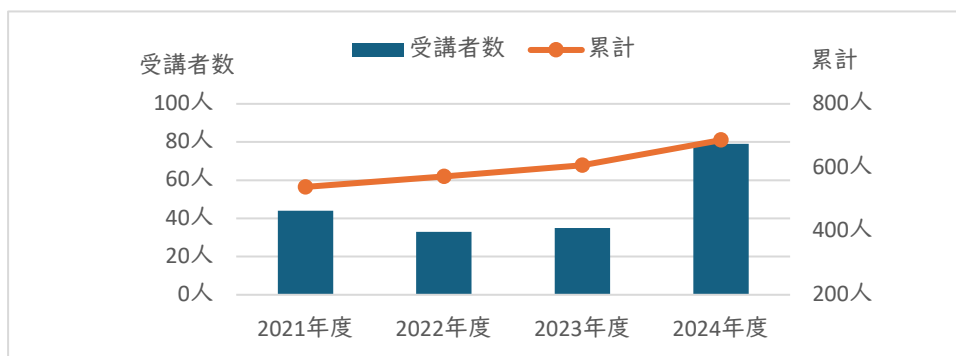
2015年4月に子ども・子育て支援新制度が開始したことにより、学童保育クラブの最低基準を市が独自に条例で定めることが義務付けられました。また、都道府県には「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童支援員として基本的生活習慣の修得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるための認定資格研修の実施が義務化されました。

認定資格研修の開始を契機に、認定資格研修を軸に据えた研修体系の構築が必要となりました。

<放課後児童支援員認定資格研修の受講状況>

2015年4月から放課後児童支援員認定資格研修がスタートし、町田市内においても認定資格研修の受講が積極的に行われています。2024年度終了時点では、約686人が放課後児童支援員認定資格研修を修了する予定となっています。

■放課後児童支援員認定資格研修の受講者数の推移



また、町田市では、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修に加えて、市主催研修や、各運営法人・クラブが主催する研修等があります。

(2) 放課後児童クラブ運営指針の策定

2015年4月から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて、学童保育クラブが運営されることとなりました。運営の多様性を踏まえつつ、学童保育クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性と継続性の確保を図っていく必要があることから、「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。これは、国として学童保育クラブに関する運営及び設備についての具体的な内容を定めるものであり、学童保育クラブの一定以上の水準の質

の確保及びその向上を求める内容で、放課後児童支援員の役割も明確化されました。放課後児童支援員の資質向上を図るときには、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った人材の育成が求められています。

＜町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準＞

第8条 事業者の職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（３）学童保育クラブ支援員^{※15}（以下、「支援員」という。）の人材不足

学童保育クラブの人材確保のため、キャリアアップ処遇改善事業など様々な処遇改善を行ってきましたが、いまだ人材不足が課題となっています。

2 方針の位置づけと目的

（１）方針の位置づけ

本方針は子ども施策の総合計画や学童保育クラブ施策の方針と密接に関連し、研修を充実させることで支援員の資質向上を図り、学童保育クラブサービスの質の向上につなげます。

（２）方針の期間

本方針は、研修アンケートや利用者（保護者）満足度調査の結果を鑑み見直しの必要性が高まった際は、本方針の見直しを行います。

（３）方針の目的

本方針に沿った研修を実施し、支援員の資質向上に取り組み、放課後児童健全育成事業の目的である「児童の健全な育成」「児童の事故防止」「適切な施設管理」を効率的・効果的に達成します。

（４）方針の策定体制

2018年度に市と運営法人によって「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」を設置し、「町田市学童保育クラブ研修基本方針」を策定しました。2024年度の「町田市学童保育クラブ基本方針25－29」の策定に合わせて、名称を「町田市学童保育クラブ研修実施方針」としました。

※15 本方針では、放課後児童支援員認定資格研修の受講状況、勤務形態、雇用形態は問わず、町田市内の学童保育クラブで働くすべての職員のこと。

3 目指す職員像

(1) 目指す職員像の設定

目指す職員像を次のとおり設定しました。

【「子どもたちの最善の利益」のため、その健全な育成を支援できる職員】

(2) 目指す職員像に近づくために重要な能力

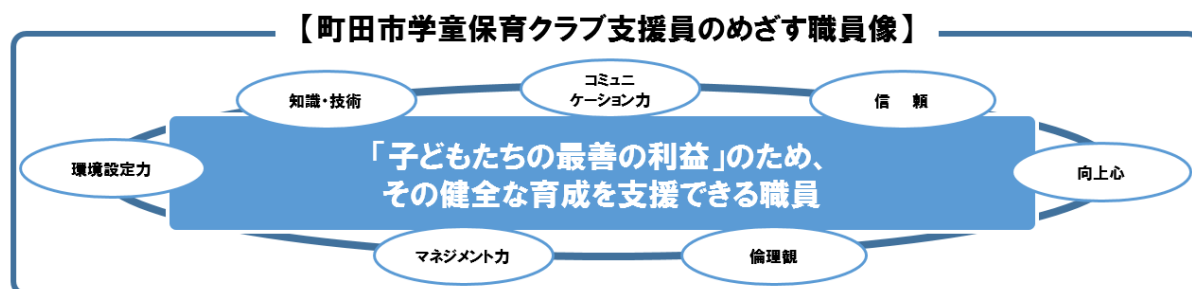
目指す職員像に近づくための最も重要な要素として、『育成支援能力』を位置づけます。

また、目指す職員像となるために、支援員としてそなえるべき資質や態度として、以下の7項目を設定します。

マネジメント力	知識・技術	コミュニケーション力	環境設定力	向上心	倫理観	信頼
➢ リーダーシップ ➢ フォロワーシップ ➢ チームビルディング ➢ 組織マネジメント ➢ 人材育成 ➢ 経営志向	➢ 子どもの発達 ➢ 子どもの権利擁護、人権の尊重 ➢ 育成支援の内容理解 ➢ 障がいのある子ども及び特別な配慮を必要とする子どもの理解	➢ 児童に対してのコミュニケーション力 ➢ 学校・地域との連携 ➢ 保護者・家庭との連携 ➢ クラブ内職員の連携	➢ 育成支援に必要な環境設定力・環境づくり ➢ 安全管理 ➢ 防火・防災・防犯管理 ➢ リスクマネジメント	➢ 研修についての理解、積極的な受講 ➢ 自己研鑽・自己啓発の理解、積極的な実施 ➢ チャレンジ精神	➢ 個人情報保護 ➢ プライバシーの保護 ➢ 運営内容、運営規定の理解 ➢ 規律性	➢ 児童からの信頼 ➢ 学校・地域からの信頼 ➢ 保護者・家庭からの信頼

(3) 目指す職員像について（まとめ）

上述のとおり、メインとなる『育成支援能力』と周辺能力である『そなえるべき資質・態度』を合わせて町田市学童保育クラブ支援員の目指す職員像として決定し、町田市内の支援員の共通の目標とします。このように、支援員の目標を明確化することで、支援員が研修内容の選択や自身の長所・弱点を把握・整理することが可能となり、効率的な知識・技術の修得につながります。



(4) 職員の階層別にそなえるべき資質・態度

そなえるべき資質や態度は各階層によって異なります。それぞれの階層・役割に沿った研修や自己研鑽を重ね、目指す職員像に向けて資質向上を図ります。

		初任者	中堅者	リーダー (施設長)	
		(0-3年目)	(3年以上)	(5年以上)	
育成支援能力		学童保育クラブ支援員の基礎となる能力			
		育成支援	育成支援能力	育成支援能力	育成支援能力
能力	マネジメント力	クラブの円滑な運営のため、統率力を発揮しながら組織のマネジメントを行うこと。 また、組織の力を最大限発揮するための人材育成を行うこと。			
		組織	組織支援力	組織管理力	組織統率力
		人材育成	同僚支援力	指導・育成力	人材育成力
	知識・技術	児童の健全な育成を支援するための基本的知識・技能から後輩支援員を指導できるまでの知識や技術を身につけていること。			
		知識	業務知識	専門知識	専門知識
		技術	技術	専門技術	専門技術
	コミュニケーション力	児童や同僚などと良好な関係を築くために情報共有に努め、業務を進めるための折衝を適宜行うこと。組織の一員として協力・強調し、関係者と調整しながら業務を推進していく姿勢をもつこと。			
		コミュニケーション	コミュニケーション力	コミュニケーション力	コミュニケーション力
		情報伝達・折衝	伝達力	伝達力	折衝調整力
		チームワーク	チームワーク	チームワーク	組織チームワーク
	環境設定力	児童の健全な育成に必要な環境等を整え、児童が過ごしやすい環境を整えること。また、防災・防犯対策等を行い、適切な施設管理をすること。			
		環境設定力	環境設定支援力	環境設定遂行力	環境設定統率力
態度	向上心	業務に積極的に取り組み、仕事に対する意欲を高め、自己啓発にも取り組む。			
		向上心	向上心	向上心	向上心
		チャレンジ精神	チャレンジ精神	チャレンジ精神	業務改善意識
	倫理観	公の施設である学童保育クラブ支援員としての自覚を持ち、ルールや規則を守る意識をもつこと。			
		倫理観	倫理観・規律性	倫理観・規律性	倫理観・規律性
	信 頼	学童保育クラブ支援員として、適切に業務を行い、児童や保護者・学校などから信頼を得ること。			
		信 頼	信 頼 (児童・保護者・同僚)	信 頼 (児童・保護者・同僚・学校)	信 頼 (すべての関係者)

4 研修体系

(1) 研修対象者の区分

町田市内の支援員の統計を踏まえ、研修対象者を下記のように区分しました。

区分	経験年数（目安）	主な役割
初任者	0～3年	子どもに関する基礎的な知識を身につけ、自身の役割を正確に把握し、先輩支援員や施設長の指示を適切に理解し、育成支援・施設管理業務を行う。
中堅者	3年以上	子どもに関する発展的な知識を身につけ、施設長などの指示を適切に理解し、自身の判断や工夫を加えながら育成支援、施設管理業務を処理する。施設長を補佐し、知識・経験を基に同僚支援員を指導する。
リーダー（施設長）	5年以上	クラブ内の業務を把握し、組織マネジメントを行い、クラブの目標達成に努める。積み上げてきた自身の知識やスキル・経験を活かし職務を効率的に処理する。後輩支援員を指導・育成して能力向上の推進を図る。

(2) 研修内容の区分

支援員として必要な知識や技術を大項目4つに分け、区分ごとに対象者を絞り研修を実施することで、効率的・効果的に支援員の資質向上を図ります。

区分	項目	主な研修テーマ（例）
区分1	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術	(1)子どもの育成支援 ・子どもの発達の特徴 ・子どもの権利擁護・人権尊重
		(2)障がいのある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応 ・特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫 ・家庭の状況の把握と療育支援
		(3)保護者・家庭との連携 ・連絡帳の書き方と効果的な活用 ・保護者とのコミュニケーションの工夫
区分2	地域・学校との連携	・学校との情報交換等の工夫 ・まちともとの連携
区分3	運営管理と職業倫理	・子どもが落ち着いて過ごせる生活環境 ・安全管理、衛生管理 ・個人情報保護
区分4	チームワーク	・人材育成 ・職員間のコミュニケーション ・組織マネジメント

（３）目指す職員像と研修体系の関連性

研修体系と目指す職員像の関連性は下表のとおりで、研修を行うことで、資質や態度を身につけ、目指す職員像に向けて支援員の資質向上を図ります。

	資質・態度	区分	区分名（メイン）
能力	育成支援能力	区分Ⅰ(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術
	マネジメント力	区分Ⅳ	チームワーク
	知識・技術	区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	全般
	コミュニケーション力	区分Ⅰ(Ⅲ)	保護者・家庭との連携
		区分Ⅱ	地域・学校との連携
		区分Ⅳ	チームワーク
	環境設定力	区分Ⅲ	運営管理と職業倫理
態度	向上心	区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	全般
	倫理観	区分Ⅲ	運営管理と職業倫理
	信頼	区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	全般

（４）研修体系について（まとめ）

研修体系の対象者区分と内容区分について整理してきましたが、実際に研修を実施する際は[対象者区分]－[内容区分]を組合せて研修企画を立案し、対象者に合致した内容の研修をきめ細やかに実施します。研修体系に則った研修を町田市や運営法人が適切な役割分担で実施することで、効果的な研修を実施することができ、効率的な人材育成が可能となります。このように、企画立案・研修を実施していくことで目指す職員像に近づく職員を育成することができます。

町田市の学童保育クラブサービスの質を向上させるためには、人材を確保し、定着させ、資質を向上していくことが必要です。研修体系の対象者区分にもあるように、[初任者（０～３年目）][中堅者（３年以上）][リーダー（施設長）（５年以上）]と初任者からリーダー（施設長）まで長期的な視点で人材を育成することが求められます。

町田市として、キャリアアップ処遇改善事業の実施や、体系に則った研修を実施することで、町田市全体において支援員の確保・定着化・資質向上を図ります。

5 研修の役割分担

(1) 研修に参加させる役割

研修に参加させる役割とは、町田市や運営法人が支援員に対して研修機会を確保することにより、支援員の資質向上を図る役割のことをいいます。

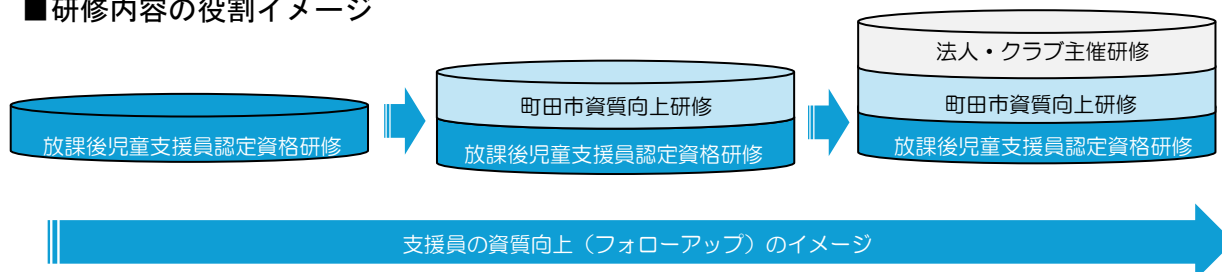
運営法人	町田市
- 研修の実施（OFF-JTの機会確保） - 研修参加への支援 （情報提供・シフトの調整や経済的支援） - 自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援	- 研修の実施（OFF-JTの機会確保） - 直営支援員に対する参加への支援 （情報提供・シフトの調整や経済的支援） - 研修の積極的な情報提供

(2) 研修を企画する役割 【研修内容】

運営法人や町田市がどのような内容の研修を実施するか、役割を明確にすることで、町田市内において効率的に支援員の資質向上を図ります。

運営法人	町田市
- 町田市主催研修、放課後児童支援員認定資格研修を補完し、更なる資質向上を図る研修の実施 認定資格研修や町田市主催研修以外にも支援員の資質向上の機会の確保を行うとともに、それぞれの研修で修得できなかった部分・更に知識を深めたい部分をピックアップして行う。 - 法人内で発生している課題に対する研修の実施 - 法人内で実際にある事例を検討する研修の実施 - 法人の理念等を学ぶ研修の実施	- 放課後児童支援員認定資格研修受講後のフォローアップ研修（資質向上研修）の実施 認定資格研修受講後の支援員に対する研修機会の確保を行うとともに、認定資格研修より詳細・専門的なテーマについて研修を実施し、具体的な知識を身につけていく研修を行う。 - 基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的とした研修の実施 - 町田市全体で発生している課題に対する研修の実施

■ 研修内容の役割イメージ



（３）研修を実施する役割 【運営方法】

連携して研修を実施し、相互参加に努めることで、町田市内における支援員の研修機会を拡充することが可能となります。支援員が、受講したい研修に受講できるタイミングで、自由に参加することができれば、強みを伸ばしたり、弱点を補ったりすることが可能となり、適時適切に資質向上を図る体制を構築することができます。

運営法人	町田市
町田市や他法人主催研修の研修計画の状況を見て、日程・テーマ等を検討し、研修を実施するとともに、その研修内容を町田市・他法人と共有し、可能な限り相互参加に努める。	運営法人の要望や抱えている課題を踏まえ、研修体系に則った企画を立案する。運営法人が研修計画を策定しやすくするため、早期に研修計画（日程・テーマ・講師）等を法人に周知する。

（４）研修の役割分担（まとめ）

運営法人・町田市は研修機会を確保し、支援員に受講させます。また、東京都が行う「放課後児童支援員認定資格研修」「町田市主催研修」、一部の「法人・クラブ主催研修」は研修内容を補完関係とし、それぞれが連携して、知識・技術の修得を図るような研修を実施し、支援員の資質向上を促進します。

運営法人・クラブ・町田市は可能な限り研修を実施する際も連携し、支援員の相互参加に努め、研修機会の確保・拡充に努めます。

6 さいごに

支援員の資質向上の取組は、町田市主催研修（町田市放課後児童支援員資質向上研修）、法人・クラブ主催研修、ＯＪＴ、自己啓発、キャリアアップ処遇改善事業や執務環境の充実など多岐にわたります。その中で、本方針に基づき、様々な取組を同じ研修体系に則り、役割分担を明確化して実施することで、効率的に支援員の資質向上を図ることができます。支援員が資質向上をすることで、学童保育クラブサービスの質を向上させ、放課後児童健全育成事業の目的である学童の健全な育成等を達成します。

4 関連する市の計画



■「基本施策」と関連計画

本計画の基本施策から関連計画を整理すると、以下のとおりとなります。

分野			教育		福祉		健康	その他					
基本方針 ※16	基本目標 ※16	基本施策	町田市教育プラン	町田市子ども読書活動推進計画	町田市地域ホッとプラン	町田市障がい者プラン	まちだ健康づくり推進プラン	町田市地域防災計画	その人らしく生きるまちだプラン	一人ひとりが町田市スポーツ推進計画	町田市産業振興計画	町田市環境マスタープラン	町田市都市づくりのマスタープラン
1	1	1 豊かな学びの推進	○	○								○	
		2 教育・保育の質の向上	○		○								
		3 心身の健やかな成長のための支援	○			○	○			○			
	2	1 子どもの意見表明・参画する機会の確保	○	○	○								
		2 子どもの成長に応じた支援	○										
		3 子どもや若者の社会的自立に向けた支援	○		○	○					○		
	3	1 子どもの権利の普及・啓発	○										
		2 子ども・若者の悩みに対する支援	○				○		○				
		3 子どもの権利侵害の防止と適切な支援	○		○	○							
2	1	1 妊娠期からの子育て支援	○				○						
		2 子育ての相談・支援	○	○	○	○	○		○				
	2	1 保育サービスの充実							○				
		2 男女共同の子育ての推進					○		○		○		
	3	1 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援			○	○	○						
		2 ひとり親家庭・貧困家庭への支援			○				○				○
3	1	1 地域住民・事業者との連携	○	○	○		○			○			
		2 地域人材の発掘と育成		○	○		○						
	2	1 体験活動の場や居場所の充実	○		○					○			○
		2 子どもの安全・安心の確保	○		○	○		○				○	○

※16 「基本方針」「基本目標」の詳細は、P14・15 第2章「1 計画の体系」参照。

(1) 教育分野

町田市教育プラン24-28	
計画期間	2024～2028 年度
概要	本市の教育を振興することを目的とした5年間の基本的な方針を定め、その実現に向けて取り組むべき施策・重点事業を、本市の現状や社会情勢、国・都の方針などを踏まえて策定、推進する計画
基本的な考え方	【教育目標】 自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来 【基本方針】 ①未来を切り拓くために生きる力を育む ②一人ひとりの多様な学びを推進する ③将来にわたり学ぶことができる環境を整備する ④地域とともに学ぶ力を高める

第五次町田市子ども読書活動推進計画	
計画期間	2025～2029 年度
概要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するための計画
基本的な考え方	【基本理念】 自ら進んで読書をする子どもを育てる 【基本目標】 ①子どもが本と出会うきっかけ作り ②いつでも身近なところに本がある環境作り ③子どもの読書に関わる人の育成と支援

(2) 福祉分野

町田市地域ホッとプラン	
計画期間	2022～2031 年度
概要	本市の協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、地域や個人への支援の方向性を定める「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を一体的に策定した計画
基本的な考え方	【基本理念】 地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ 【基本目標】 ①今を生きる自分に合ったつながりをつくる ②つながりで地域の活力を生み出す ③必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

町田市障がい者プラン21-26	
計画期間	2021～2026 年度
概要	「町田市基本構想」を受けて策定する部門計画の一つであり、障がいのある人の施策全般に関わる計画
基本的な考え方	【基本理念】 いのちの価値に優劣はない 【基本目標】 ①地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる ②障がい理解を促進し、差別をなくす

(3) 健康分野

まちだ健康づくり推進プラン24-31	
計画期間	2024～2031年度
概要	災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指し、すべての市民が健康で安心し、希望を持って生活できるよう健康・医療に関する施策を推進するための計画
基本的な考え方	【基本理念】 みんなでつくる「健康のまち」まちだ 【基本目標】 ①誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる ②どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

(4) その他の分野

町田市地域防災計画	
計画期間	毎年検討を加え、必要に応じて修正
概要	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
基本的な考え方	【計画の理念】 ①災害に強い人と組織をつくる ②災害に強いまちをつくる ③実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える

一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）	
計画期間	2022～2026年度
概要	男女が平等で、多様性を尊重し、一人ひとりがその人らしく生きることができる社会の実現をめざすための計画
基本的な考え方	【基本理念】 その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして 【めざすべき姿】 ①一人ひとりの人権を尊重するまち ②一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

町田市スポーツ推進計画19-28	
計画期間	2019～2028年度
概要	社会環境の変化やスポーツに関する市民意識調査アンケートなどから得られる課題を基に、スポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進する計画
基本的な考え方	【基本理念】 ①スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成 ②スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上 ③市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による相互の信頼の下での連携、協力 【基本目標】 ①スポーツへの参加機会の充実 ②スポーツに関わる人材と組織の充実 ③スポーツ環境の充実 ④スポーツを通じたまちづくり

町田市産業振興計画 Ⅰ 9-28	
計画期間	2019～2028 年度
概要	技術の革新、消費行動や働き方の変化など、目まぐるしく変化し続ける社会環境の中、今後もビジネスの場や働く場として本市が「選ばれるまち」であり続けるために、将来の姿を見据えた産業振興の方向性を示す計画
基本的な考え方	【将来像】ビジネスに、働く人に、心地よいまち 【施策の柱】①『立ち上げる』チャレンジ ②『広げる』チャレンジ ③『つなぐ』チャレンジ ④ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり

第3次町田市環境マスタープラン	
計画期間	2022～2031 年度
概要	環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標を立て、施策を策定して総合的に推進するための計画
基本的な考え方	【望ましい環境像】みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ 【基本目標】①エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち ②源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち ③徹底したごみ減量、資源化を進めるまち ④安全で快適な暮らしを実現するまち ⑤環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

町田市都市づくりのマスタープラン	
計画期間	2022～2040 年
概要	都市づくりの各分野の計画を統合。今後 20 年を見据えた新たな都市の将来像や設計図を描き、分野の垣根を越えて施策を展開していくために策定した計画
基本的な考え方	【ビジョン】みんなの“したいこと”で人とまちがつながりわたしの“ココチよさ”がかなうまち 【なりたいまちの姿】①ここでの成長がカタチになるまち ②私の“ココチよさ”がかなうまち ③誰もがホッとできるまち

5 策定経過



開催日	内容
2023年 4月27日	諮問 「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について 2023年度第1回町田市子ども・子育て会議 「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」(以下、「次期計画」という。)の策定について
2023年 8月17日	2023年度第3回町田市子ども・子育て会議 - 次期計画の概要(方向性・基本理念等)について - 次期計画策定のためのアンケートについて
2023年 11月16日	2023年度第4回町田市子ども・子育て会議 - 次期計画の体系(案)について - 次期計画に関するアンケート調査票(案)について
2024年 2月15日	2023年度第5回町田市子ども・子育て会議 - 次期計画の体系(案)の確認について - 次期計画に関するアンケート調査票(案)の確認について
2024年 4月25日	2024年度第1回町田市子ども・子育て会議 - 次期計画の体系について - 次期計画(素案)について
2024年 5月7日～ 5月21日	アンケート調査の実施 【参照】P182 参考資料「5(2) アンケート調査」
2024年 6～8月	コドマチヒアリング(次期計画策定のためのヒアリング)の実施 【参照】P183 参考資料「5(3) コドマチヒアリング」
2024年 6月21日～ 6月25日	町田ちょこっとアンケートの実施 【参照】P186 参考資料「5(4) 町田ちょこっとアンケート」
2024年 8月22日	2024年度第3回町田市子ども・子育て会議 次期計画(素案)について
2024年 10月17日	2024年度第4回町田市子ども・子育て会議 次期計画(素案)について
2024年 12月	コドマチヒアリング等のフィードバックの実施 【参照】P186 参考資料「5(5) コドマチヒアリング等のフィードバック」
2024年 12月15日～ 2025年 1月15日	パブリックコメントの実施 【参照】P188 参考資料「5(6) パブリックコメント」
2025年 2月13日	2024年度第6回町田市子ども・子育て会議 - 次期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について - 次期計画 答申書(案)の最終確認・承認について
2025年 3月3日	答申 「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について

(1) 諮問・答申

23町子総第125号 2023年4月27日 町田市子ども・子育て会議 会長 吉永 真理 様 町田市長 石阪 丈一	2025年3月3日 町田市長 石阪 丈一 様 町田市子ども・子育て会議 会長 鈴木 美枝子
諮 問 書 町田市子ども・子育て会議条例第3条の規定に基づき下記のとおり諮問します。 記 市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。 1 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)子どもにやさしいまち計画25-29」の作成に関すること 2 「(仮称)町田市子ども発達支援計画行動計画2024-2026 (第三期障害児福祉計画)」の作成に関すること 3 「新・町田市子どもマスタープラン (後期)」及び「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」の進捗評価に関すること	答 申 書 2023年4月27日付け、町田市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の件について、当会議において審議した結果、別紙のとおり答申いたします。 記 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)子どもにやさしいまち計画25-29」の作成に関すること 以上

(2) アンケート調査

● 目的

次期計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

● 調査時期

2024年5月7日（火）～21日（火）

● 調査対象

区分	調査対象	
調査①	就学前児童保護者	市内在住の小学校就学前児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査②	小学校低学年保護者	市内在住の小学校低学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査③	小学校高学年保護者	市内在住の小学校高学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査④	小学校高学年本人	市内在住の小学校高学年児童 (調査③で無作為抽出した児童)
調査⑤	中学生・高校生	12～18歳の市民から無作為抽出

● 回答状況

区分	調査対象	発送数	有効回答数	有効回答率
調査①	就学前児童保護者	2,000	1,092	54.6%
調査②	小学校低学年保護者	1,500	795	53.0%
調査③	小学校高学年保護者	1,500	720	48.0%
調査④	小学校高学年本人	1,500	510	34.0%
調査⑤	中学生・高校生	1,500	512	34.1%
計		8,000	3,629	45.4%

● 調査結果

別冊『「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書』をご参照ください。

(3) コドマチヒアリング

コドマチヒアリングは、子どもを中心に計画対象者の声を聴き、計画に反映させるためのヒアリングです。子どもや大人、若者、事業者から直接ご意見をいただきました。

● 目的

- ①「子どもにやさしいまち」の具体的な姿について意見をいただき、次期計画の基礎資料とする。
- ②2024年5月に実施したアンケート調査の補完として、当事者の率直な意見をいただき、市の取組の参考とする。
- ③市以外の取組の現状・課題を把握する。



● 実施日時・場所

区分	実施日時	調査場所
子ども①	2024年6月1日(土) 15:15~15:45	子どもセンター5館 (ばあん、つるっこ、ぱお、ただON、まあち)
子ども②	2024年6月9日(日) 11:00~12:00	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
子ども③	2024年6月9日(日) 14:00~15:30	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
大人	2024年6月22日(土) 10:30~12:00	町田市生涯学習センター
若者	2024年7月22日(月) 17:20~18:40	玉川大学
事業者	2024年7~8月 1社につき30分~1時間程度	市庁舎又はオンライン

● 実施対象・参加人数

区分	実施対象	参加人数/事業者数
子ども①	各子どもセンターの子ども委員、 来館中の子ども	37人(小学生17、中学生7、 高校生10、大学生3)
子ども②	概ね小学校6年生~18歳	15人 (小学生3、中学生3、高校生9)
子ども③	ミニまちだ(子どものための仮想のまちづくりを行う「まちづくり」体験プログラム)に参加したことがある小学校4年生以上	6人 (小学生)
大人	18歳以上の市民	8人
若者	玉川大学の学生(子ども向けのボランティアを中心に活動している大学公認サークル「無果汁Juicy's」に所属している学生)	12人
事業者	市内に本店又は支店を有する事業者	4社

● ヒアリング項目

項番	内容	子ども	大人	若者	事業者
1	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿（案）に対して、良いと思うところ	質問 1	質問 1	質問 1	—
2	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿（案）に対して、足りないと思うところや、入れてほしいこと	質問 2	質問 2	質問 2	—
3	あなたにとっての「子どもにやさしいまち」	質問 3	質問 3	質問 3	—
4	町田市における、子どもの居場所の確保	—	質問 4	—	—
5	町田市における、学校（授業以外）や地域などで子どもが意見を言ったり、決めたりする機会	—	質問 5	—	—
6	町田市の未来のまちづくりについて、大人に伝えたいこと	—	—	質問 4	—
7	自分の意見を町田市に言える機会	—	—	質問 5	—
8	子育てに対するイメージ	—	—	質問 6	—
9	子育て中の従業員に対して、ワークライフバランスの実現のために取り組んでいること	—	—	—	質問 1
10	子育て中の従業員のためにやりたいと思っていること	—	—	—	質問 2
11	市全体で「子どもにやさしいまち」を実現するために、市などと協力できること	—	—	—	質問 3

● 実施方法

区分	実施方法
子ども①	各子どもセンターとオンラインで中継をつなぎ、開催する。 5人程度のグループでヒアリング項目について話し合いを行う。グループワークは各館で行い、ヒアリングの趣旨の説明や、各館から出た意見の共有は、オンラインを活用し、全体で行う。
子ども②	ヒアリング項目について話し合いを行う。
子ども③	
大人	
若者	
事業者	インタビュー形式。



▲子ども①のヒアリング



▲若者のヒアリング

● ヒアリング結果

①「子どもにやさしいまち」の具体的な姿

次期計画の基本理念である「子どもにやさしいまち」の具体的な姿（案）については、「やりたいことができる」「みんな笑顔」「安心して暮らせる」といった言葉が子どもたちから出てきたキーワードでした。この点については、大人や若者を対象としたヒアリングでも大きな差異はありませんでした。

また、「やりたいことが叶う」については、「やりたいことがあるとは限らないから、“やりたいことを見つけられる”が良い」といった声が子どもたちからありました。

②2024年5月に実施したアンケート調査の補完

「子どもの居場所」については、「確保されている」と思っている人の方が多かったものの、更なる充実が求められています。新しい場所を増やすというよりは、既存施設の運用を変更し、ニーズに合わせて使いやすくしてほしいという声が複数ありました。

「子どもが意見を言える機会」については、意見を言う場はあっても、その場を知らない人が多いことが問題として挙げられました。若者のヒアリングでは周知方法のアイデアも出てきたため、それを踏まえて、効果的な周知方法を検討する必要があります。

③市以外の取組の現状・課題を把握※17

市内業者のワークライフバランスの実現のための取組については、企業ごとに特徴がありましたが、どの企業も他社の様子を知りたいと思っていることが共通していました。また、「子どもにやさしいまち」の実現のためにできることは1社だけでは考えが狭くなってしまうところがあるため、複数の企業で話せる機会があると良いという声がありました。



▲子ども②のヒアリング



▲子ども③のヒアリング



▲大人のヒアリング

※17 P90 第4章 「コラム9 ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組」参照。

(4) 町田ちょこっとアンケート

● 目的

次期計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

● 調査時期

2024年6月21日（金）～25日（火）

● 調査対象

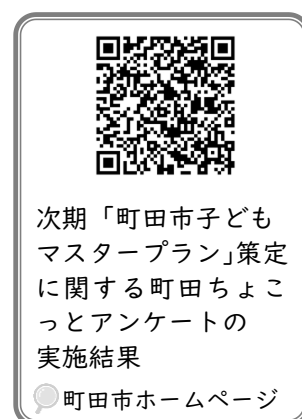
メール配信サービスへの登録者（調査時点では、2,437人）

● 回答状況

240人（回答率9.8%）

● 調査結果

町田市ホームページに掲載されている「町田ちょこっとアンケートの実施結果」をご覧ください。



(5) コドマチヒアリング等のフィードバック

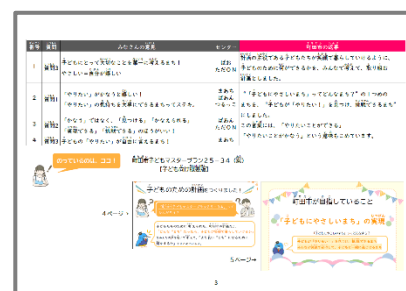
次期計画の策定にあたり、子どもを中心に行ったヒアリングに対してフィードバックを実施しました。フィードバック方法は、対面又は書面送付です。

● 目的

実施したヒアリングのフィードバックを行うとともに、「町田市子どもマスタープラン25-34」（素案）に対するパブリックコメントについて周知するため。

① 書面送付

ヒアリング時にいただいた意見について、反映した部分がわかるフィードバック用の資料を送付する。併せて、パブリックコメントで意見をいただきたい旨を周知する。



● 実施対象

区分	実施対象
子ども	各子どもセンター（ばお、ただ ON）の子ども委員
子ども	ミニまちだ（子どものための仮想のまちづくりを行う「まちづくり」体験プログラム）に参加したことがある小学校4年生以上
若者	カワセミサポーターズ（「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」施行記念イベント「コドマチフェスティバル スタートアップイベント」の企画への参加をきっかけに、これまで市に関わる活動に取り組んできたメンバーを中心として結成されたグループ）

② 対面

ヒアリング時にいただいた意見について、フィードバック用の資料に沿って、反映した部分を説明する（学童保育クラブは資料なし）。その後、パブリックコメントで意見をいただきたい旨を周知する。

● 実施日時・場所

区分	実施日時	実施場所
若者	2024年12月16日（月） 17:30～18:00	玉川大学
子ども①	2024年12月18日（水） 13:30～15:00	中央学童保育クラブ
子ども②	つるっこ：2024年12月21日（土） ばあん：2024年12月27日（金） まあち：2024年12月28日（土） ※1館につき30分程度	各子どもセンター （つるっこ、ばあん、まあち）

● 実施対象・参加人数

区分	実施対象	参加人数
若者	玉川大学の学生（子ども向けのボランティアを中心に活動している大学公認サークル「無果汁Juicy's」に所属している学生）	5人
子ども①	中央学童保育クラブの小学校高学年児童	18人
子ども②	各子どもセンターの子ども委員、 来館中の子ども	24人 （つるっこ4、 ばあん6、 まあち14）



(6) パブリックコメント

● 目的

市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするため。

● 実施時期

2024年12月15日（日）～2025年1月15日（水）

● 応募者数

46人

● 意見件数

136件

● ご意見と市の考え方

町田市ホームページに掲載されている「パブリックコメントの実施結果」をご覧ください。



「町田市子ども
マスタープラン25
ー34」（素案）に
関するパブリック
コメント実施結果の
公表について

 町田市ホームページ

6 町田市子ども・子育て会議



(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項

（平27条例42・一部改正）

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表

(4) 保健医療関係団体の代表

(5) 経済関係団体の代表

(6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者

（平27条例42・平30条例13・一部改正）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,000 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円

附 則（平成27年10月7日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附則（平成30年3月29日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員（当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。）に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3) 委員名簿

● 第5期委員※18 【任期】2022年4月1日～2024年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	吉永 真理	昭和薬科大学	
	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	工藤 成	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	2023年4月から
	森山 知也	東京都立町田の丘学園	2023年12月まで
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	2024年1月から
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	2023年4月から
	大澤 彩	町田市中学校PTA連合会	2023年4月まで
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2023年5月から
保健医療関係団体の代表	風張 眞由美	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	笹生 亜依	市民	
	中井 敏子	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

※18 計画策定は2023年度からのため、2023年度の委員を掲載。

● 第6期委員 【任期】2024年4月1日～2026年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	下尾 直子	洗足こども短期大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	畠中 勝美	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2024年4月まで
	大久保 麻衣子	町田市中学校PTA連合会	2024年5月から
保健医療関係団体の代表	村野 明子	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	井上 善史	市民	
	蓮池 真帆	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	安藤 朝美	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

(4) 事務局

役職名
子ども生活部長
子ども生活部 子ども総務課長
子ども生活部 児童青少年課長
子ども生活部 保育・幼稚園課長
子ども生活部 子育て推進課長
子ども生活部 子ども家庭支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課 相談・療育担当課長
地域福祉部 障がい福祉課長
保健所 保健予防課 母子保健担当課長
学校教育部 指導室長兼指導課長

7 用語解説



あ 行	I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
	赤ちゃん・ふらっと	東京都で実施している、授乳・調乳・おむつ替えができる施設の整備を推進する事業。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	おでかけ応援てんぼ	授乳スペース、おむつ替えスペース、子ども用便座、キッズスペースのいずれかを設置している店舗。
か 行	学童保育クラブ	保護者が就労等により日中不在になる場合に、小学生の子どもを預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る施設。
	家庭的保育室	市から委託を受けた保育者が、居宅等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。
	けやき教室・くすのき教室	町田市在住の小中学生で、現在、登校が難しい状況にある児童生徒が通う教室。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性を育むとともに、より良い進路選択ができるよう支援する。
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。
	子育て	本来子どもが持っている、主体的に成長する力のこと。
	こども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。
	子どもクラブ	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。多目的ホール、乳幼児コーナーなどがある。
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
	子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。
	子ども・子育て支援法	子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	子ども食堂	地域の団体等が子どもに対し、栄養のある食事や地域住民との交流を提供する活動。
	子どもセンター	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしている。
	子ども創造キャンパスひなた村	児童館相当施設。自然体験や創作体験などのイベント・講座を実施したり、市民向けの施設貸出を行ったりしている。
	子ども発達センター	児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。
さ 行	参画	政策や事業などの計画に加わること。実行段階から「参加」するのではなく、計画段階から積極的に動いて加わっているという意味を持つ。
	次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003年に制定された法律。
	児童の権利に関する条約	1989年に国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約のこと。
	児童養護施設	様々な事情により環境上養護を要する児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

さ 行	住宅確保要配慮者	低所得者、障がい者、子育て家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
	小規模保育所	国が定める最低基準に適合し、市町村の認可を受けた施設で、定員がおおむね6～19人の0歳から2歳児までに対して保育を行う施設。
	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身につけること。
	スクール カウンセラー	学校において、児童生徒・保護者へのカウンセリング及び子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う心理専門職のこと。
	スクール ソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、課題解決への対応を図る人のこと。
な 行	認可保育所	保護者の就労や病気等により保育が困難な場合に、0歳から就学前の子どもを保育する施設。
	認証保育所	東京都の独自基準により認証された認可外保育施設で、0歳から就学前の子どもを保育する施設。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育所の時間帯（おおむね7～18時）で保育・幼児教育を行う施設。
は 行	ひきこもり	身体的・精神的な理由から、学校や勤務先等へ行かず一日のほとんどを家の中で過ごす等、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のこと。
	保育コンシェルジュ	就学前までの子どもの保護者を対象に、保育所や幼稚園などの案内、子育て支援事業等の情報提供、相談・助言を行う専門の相談員。
	保育所・幼稚園等	定期的な教育・保育の場として利用する幼稚園や保育所などを指す。認定こども園、小規模保育所も含まれる。
ま 行	子ども発達センター	児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。 ※文章の中では「子ども発達センター」と表記している。
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
	幼稚園	保護者の就労の有無にかかわらず、満3歳から就学前の子どもに対し、1日4時間程度の教育を行う施設。
ら 行	療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。
	レスパイト	「休息」「息抜き」の意味。介護や育児、看護など、普段誰かのケアを行っている人が、一時的に休息することを指す。

8 索引



取組	取組番号	施策コード	参照ページ
I C T教育の推進	8	112	58
育児支援ヘルパー	35	212	79
いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）	27	133	74
一時預かり事業 ア 幼稚園型一時預かり	43	212	84
一時預かり事業 イ 一時保育	44	212	85
「えいごのまちだ」の推進	5	111	56
延長保育	48	221	88
学童保育クラブ巡回アドバイザー	11	112	59
学童保育クラブの施設環境づくり	50	221	88
学童保育クラブへの入退室管理システムの導入	51	221	88
家庭教育支援事業	38	212	82
協働パトロール（防犯）	69	322	107
教育支援センター	2	111	55
教育に関する相談機会の充実	25	132	72
教育・保育施設等における研修の実施	7	112	58
健康教育の推進	14	113	61
高校生向け知財教室	19	123	67
公立保育園における食育の推進	13	113	61
こころの相談	24	132	71
子育て支援ネットワーク連絡会（地域ネットワーク会議）	28	133	74
子育てひろば	37	212	81
子どもクラブの整備	67	321	103
子ども食堂ネットワーク	62	311	98
子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパス ひなた村事業（子育て支援事業）	4	111	56
子どもセンター・子どもクラブ等職員研修	12	112	60
子どもセンター事業（イベント事業）	60	311	97
子どもセンター事業（子ども委員会）	16	121	63
子どもセンター事業（地域連携事業）	59	311	97
子どもの学習・生活支援	55	232	94
子どもの参画事業	17	121	63
こんにちは赤ちゃん訪問	32	211	77
災害時情報伝達	70	322	108
児童虐待相談対応	29	133	75
児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革	9	112	59
市内保育所の保育士等の人材確保	45	212	85
出産・子育てしっかりサポート面接	30	211	76
ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）	41	212	84

取組	取組番号	施策コード	参照ページ
スクールソーシャルワーカーの派遣	26	132	72
生活困窮世帯等の就労支援	56	232	94
青少年健全育成等サポート事業	61	311	98
送迎保育ステーション	47	221	87
楽しく運動する機会の充実	15	113	62
地域子育て相談センター事業（地域人材活用）	63	312	100
地域と連携した教育活動	57	311	96
父親対象育児講座	53	222	89
通学路の安全点検	68	322	107
特別支援学級の整備	1	111	55
乳幼児健康診査	34	212	79
妊婦健康診査	31	211	76
Nature Factory 東京町田	66	321	102
ひとり親相談	54	232	94
病児・病後児保育	49	221	88
ファミリー・サポート・センター	40	212	84
不登校児童生徒の学習環境の整備	3	111	56
保育の質の向上推進事業	6	112	58
放課後子ども教室「まちとも」	65	321	102
放課後児童支援員の資質向上	10	112	59
冒険遊び場プレーリーダー養成講座	64	312	100
マイ保育園	36	212	81
まこちゃんダイヤル	23	132	71
まちだキッズアントレプレナープログラム	18	123	67
まちだ子育てサイト	39	212	82
「まちだコドマチ条例」 ^{ルール} のeラーニング	22	131	69
「まちだコドマチ条例」 ^{ルール} の普及・啓発活動	21	131	69
「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進	58	311	96
養育支援訪問事業	42	212	84
幼児教育・保育施設の整備	46	221	87
利用者支援事業	33	211	77
両親学級	52	222	89
若者の就労支援	20	123	68